

第3章 史跡・名勝の価値

第1節 史跡・名勝の本質的価値

(1) 指定概要における本質的価値

史跡の指定概要においては「群として機能していた中世城館の形態をよく示す貴重な遺跡」という文言が、名勝の指定概要においては、「室町時代における庭園文化の地方への伝播と多様化を示す重要な事例として庭園史上の価値が高く、保存整備によって芸術上及び観賞上の価値も顕在化された」という文言がそれぞれの本質的価値を端的に表している。これらを基本として、より具体的に史跡等の本質的価値を整理する。

(2) 基本構想における整理

史跡の本質的価値については、「基本構想」において「江馬氏城館跡の特徴」として整理を行っている。その概要は以下の通りである。

- ・ 江馬氏は地方の有力国人でありながら、室町幕府との直接的な繋がりを持っていたことが史料から確認できる。
- ・ 居館である下館跡と、後背地に立地する高原諏訪城跡を中心として周辺の要路に各支城が存在し、それぞれが相互補完しながら群として機能していたことを今に伝える貴重な遺跡である。
- ・ 下館跡は、調査を経て中世武家館の姿が明らかになった。京都の武家文化・儀礼をいち早く取り入れて庭園を伴う館を整備したものと考えられる。
- ・ 中世武家庭園としては地方における早出の例であり、中央と地方の文化の流れを知る上でも、全国的に貴重な遺跡である。
- ・ 神岡町における地域固有の貴重な遺跡であり、全国に誇るべき価値の高い文化遺産である。
- ・ 下館周辺には、儀礼施設や手工業施設、宗教施設を段丘上の要所に配置しており、史跡範囲外を含めた地区全体において、室町時代の地方領主の支配形態を知ることができる重要な遺跡である。

(3) 現状をふまえた再整理

今回、整備が完了した現段階において、上記で整理された本質的価値について再度検討を加えた。そのための調査成果・注意すべき現状としては下記が挙げられる。

- ・ 発掘調査成果により、14世紀末に庭園を伴う武家館が完成したこと、15世紀後半～16世紀初めに館の作り替えを行い、会所や主門等の主な施設が整備されたと考えられる。
- ・ 復元整備の検討を行う中で、往時の江馬氏がおこなっていた設え・儀礼・饗応等の推測を行い、その成果として現地に庭園や建物を復元整備した。
- ・ 復元整備を実施したことにより、庭園、会所建物等を通して往時の景観を追体験することができるようになり、名勝に指定された。
- ・ 山城の悉皆調査により、現地の城郭遺構の様相や、戦国時代の江馬氏の城造りの特徴が明らかになった。また、街道・峠・周辺の山城との関係性を通した各城跡の価値が明らかになった。
- ・ 復元整備が完了して歴史公園として公開され、地域住民と協働で維持管理や活用事業を行っている。保存・整備・活用が長年の経過を経ながら結実している、貴重な遺跡といえる。

以上をふまえ、表 3-1 のとおり史跡・名勝としての本質的価値を再整理した。

表 3-1 史跡等の本質的価値の整理

史跡等の本質的価値（江馬氏城館跡の特徴）		
「基本構想」より ※順は変更		今回新たに整理した本質的価値
「飛騨の花の御所」ともいうべき 往時の江馬氏の勢力を物語る遺跡	➡	調査で明らかになった庭園遺構や出土遺物に象徴される、往時の江馬氏がおこなっていた設え・儀礼・饗応等の様子を物語る下館跡
中世武家庭園での地方における早出の例であり、中央と地方の文化の流れを知ることができる遺跡	➡	応仁の乱後の地方への文化の伝播を整備によって見ることができ、背景の山並みも含めて往時の景観を体感することができる、全国的にも希少な下館跡と庭園遺構
群として機能していた中世城館の形態を良く示す遺跡	➡	高原郷内を効果的に支配するために、城館を有機的に配置することで、外敵の侵入への備えと、領内の支配を行っていたことをよく示す城館群
—	➡	巨大な堀切や大規模で急峻な切岸に代表される、土造りの城の到達点とも言うべき、飛騨の城造りの特徴をよく表す山城跡
地域の個性を象徴する遺跡	➡	遺構の保存状態が良く、指定から整備活用まで、長年にわたり地域住民や行政が史跡の保存・活用に取り組んできた様子が分かる、全国的にも貴重な遺跡
遺構の保存状況もよく、全国的に貴重な遺跡		

第2節 史跡・名勝の構成要素

1. 地区区分と構成要素の分類

(1) 保存管理、整備活用地区区分について

史跡等の地区区分については、旧保存管理計画で定めた以下の3つの地区区分を基本的に継承する。ただし、各地区の位置づけについては、現状をふまえて下記の通り再整理する。

- ①**遺構保存地区**…下館や山城の遺構が確認されている、もしくは遺構の存在が推定できる区域。
 (下館跡) 遺構の整備・活用を積極的に実施した区域。名勝範囲も含む。
 (山城跡) 曲輪や堀切等の城郭遺構が重点的に存在する、尾根部分の区域。
- ②**集落地区** …下館跡の遺構保存地区を取り巻く、主に宅地や田畑等から成る集落地区。発掘調査の結果や文献等から遺構の分布が推定される。
- ③**景観保存地区**…山城跡の遺構保存地区を取り巻く周辺の斜面区域。城山の山並み景観を構成し、登城路や未発見の城郭遺構の存在が想定される地区。

また、新たに保存活用の再検討を行うにあたって下記の2点を変更する。

○名勝指定範囲について、**「④名勝範囲内」として新たに地区区分を設定。**

○下館跡に設定している「集落地区」の範囲について、旧保存管理計画においては、高原諏訪城跡との境界付近について一部含まれていない箇所があった。土地利用の現状を鑑みて**集落地区は、下館跡のうち遺構保存地区を除いた全域とする。**

なお、各城跡と地区区分の関係は複雑なため、以下に模式図を示す。

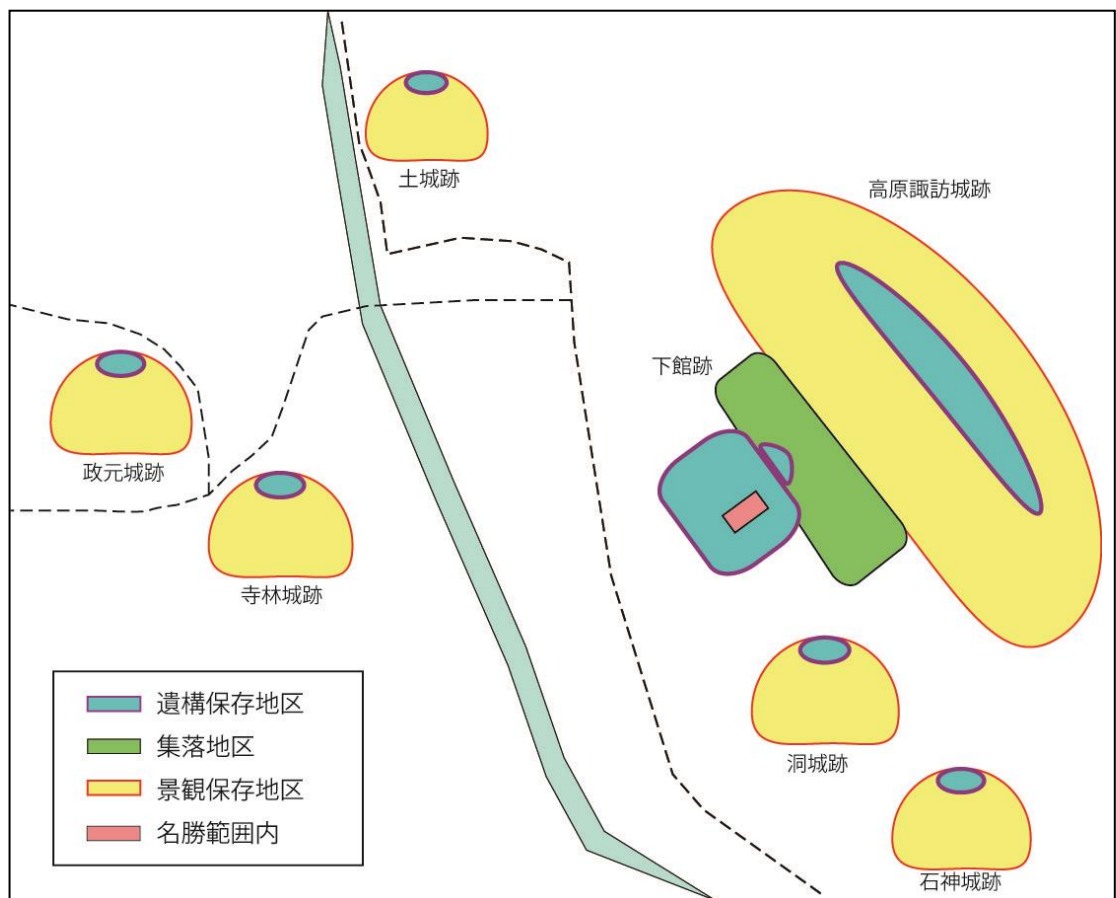


図3-1 各城館跡と地区区分の模式図

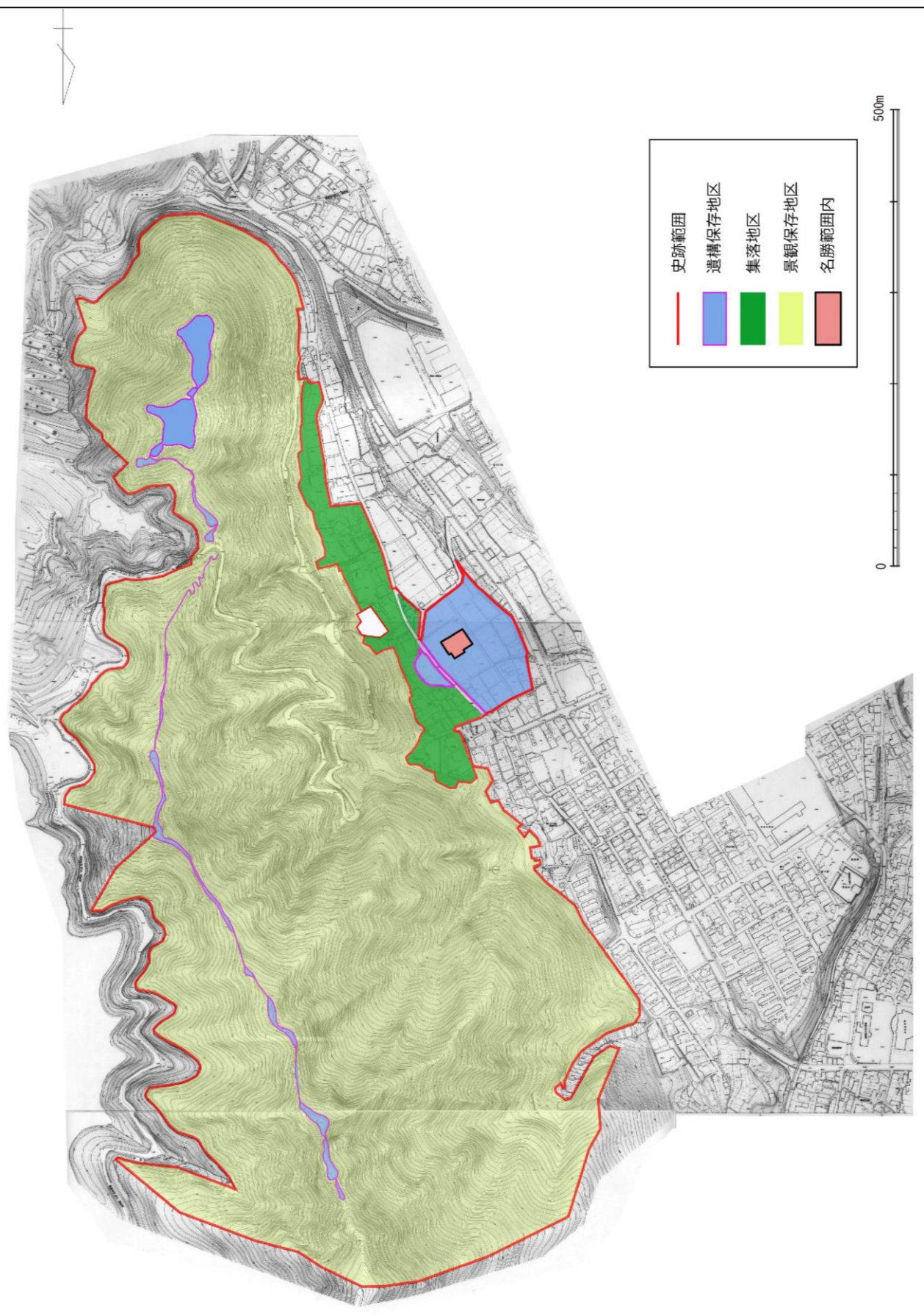


図 3-2 下館跡・高原諏訪城跡 地区区分図

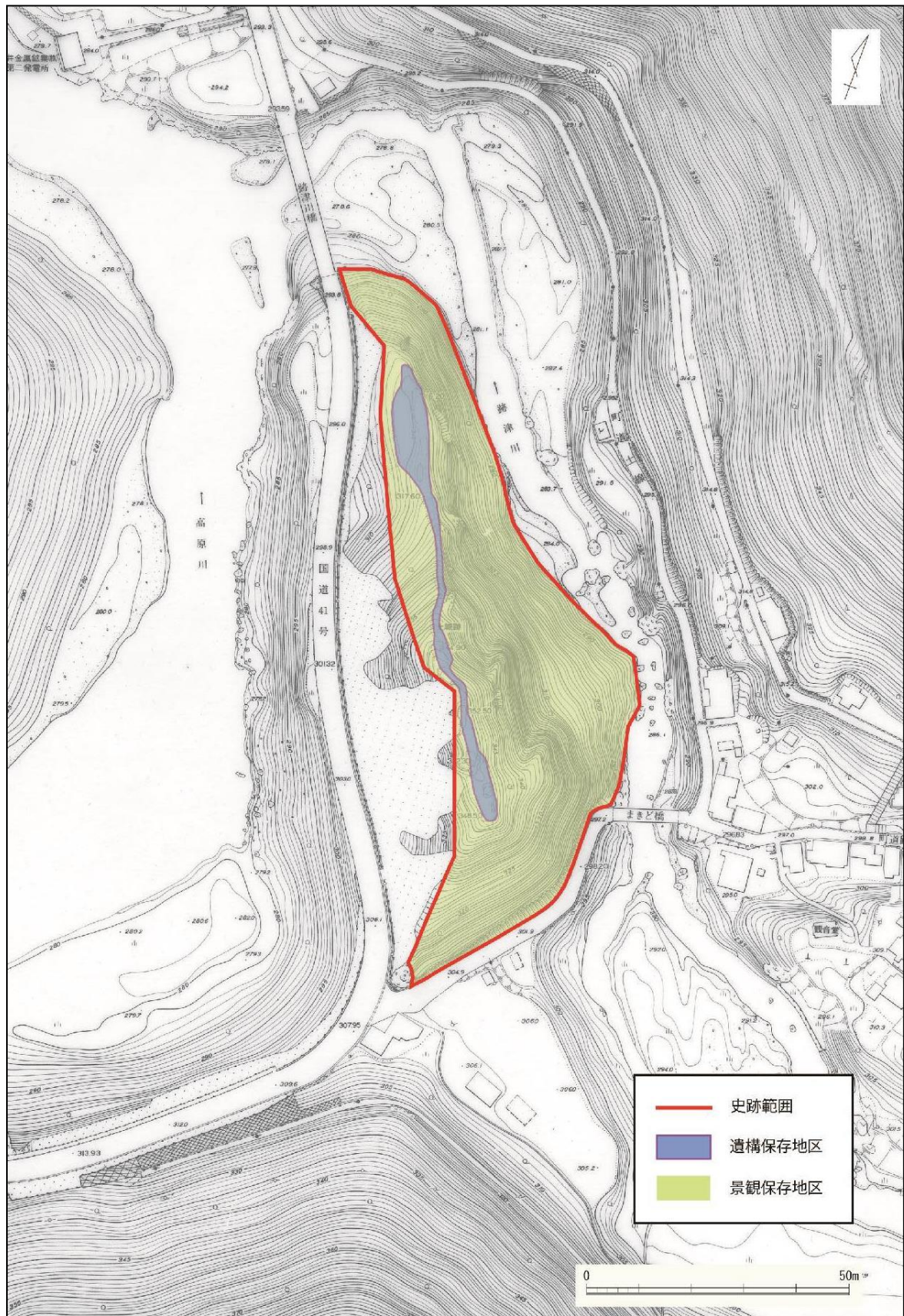


図 3-3 土城跡 地区区分図

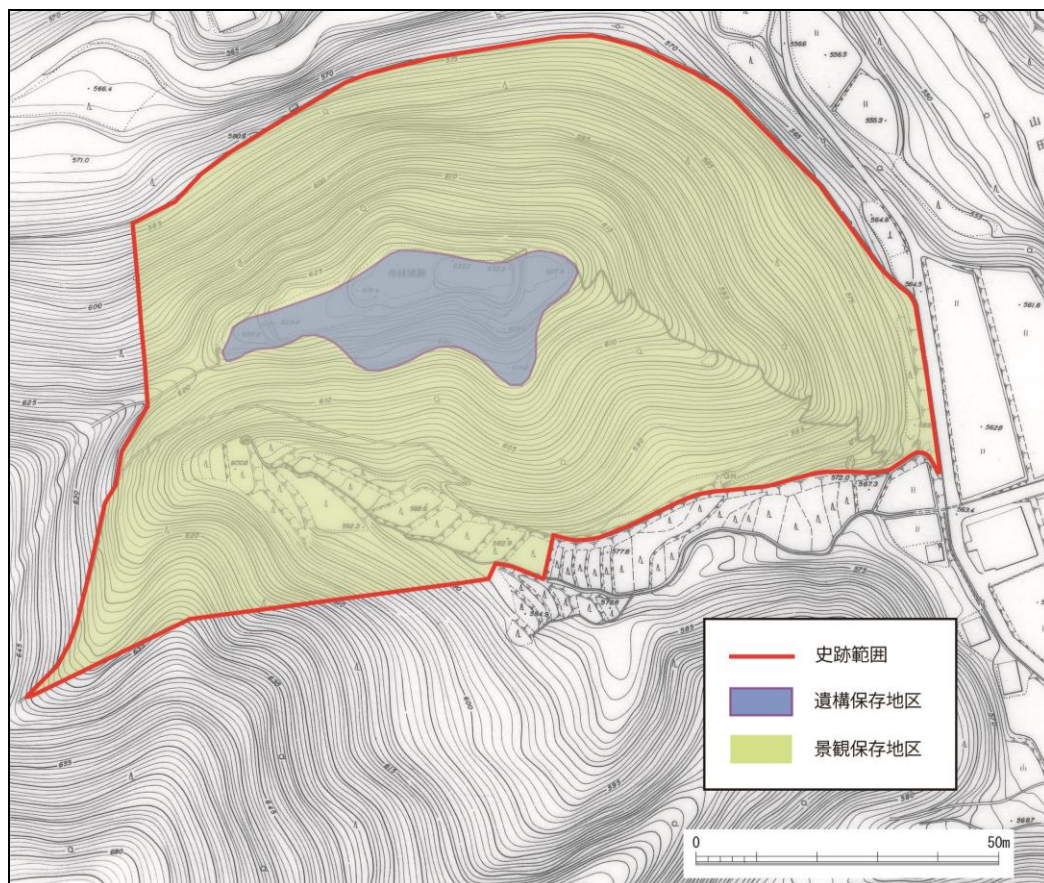


図 3-4 寺林城跡 地区区分図

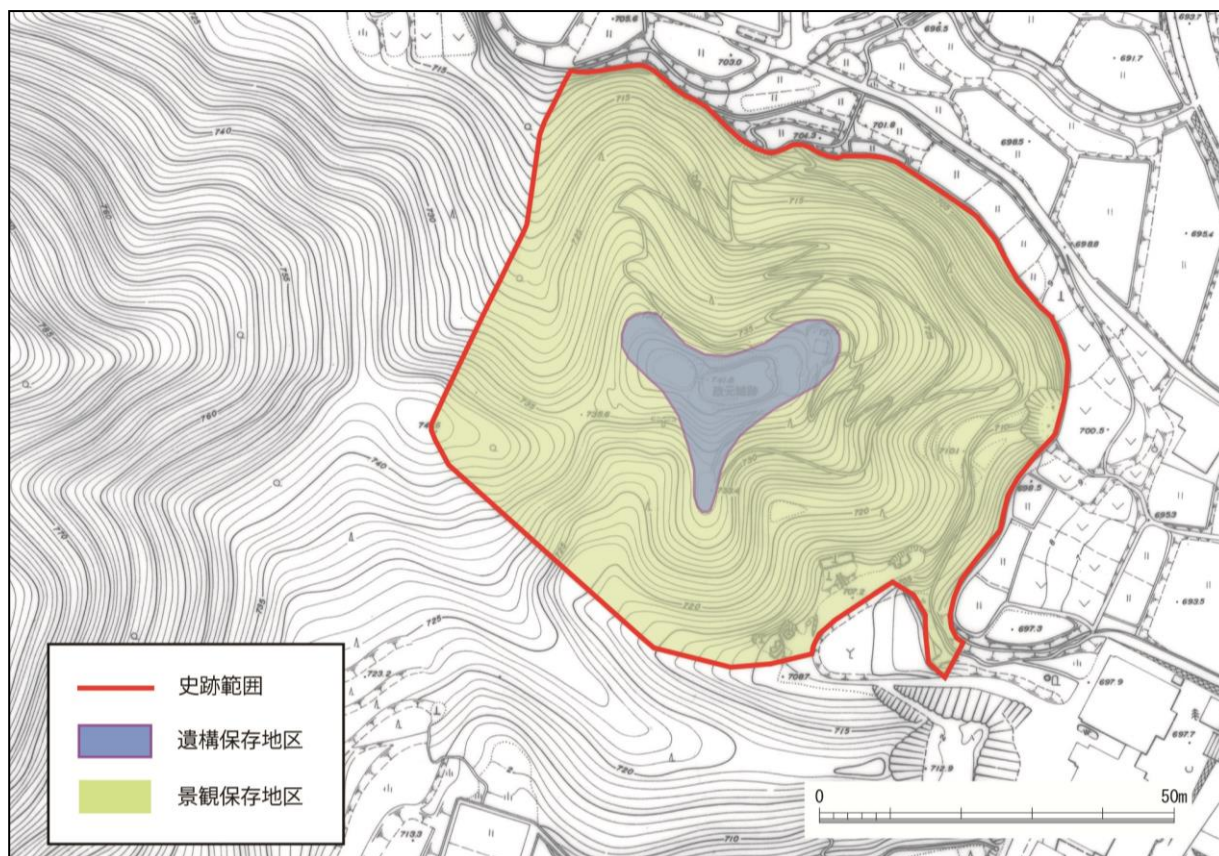


図 3-5 政元城跡 地区区分図

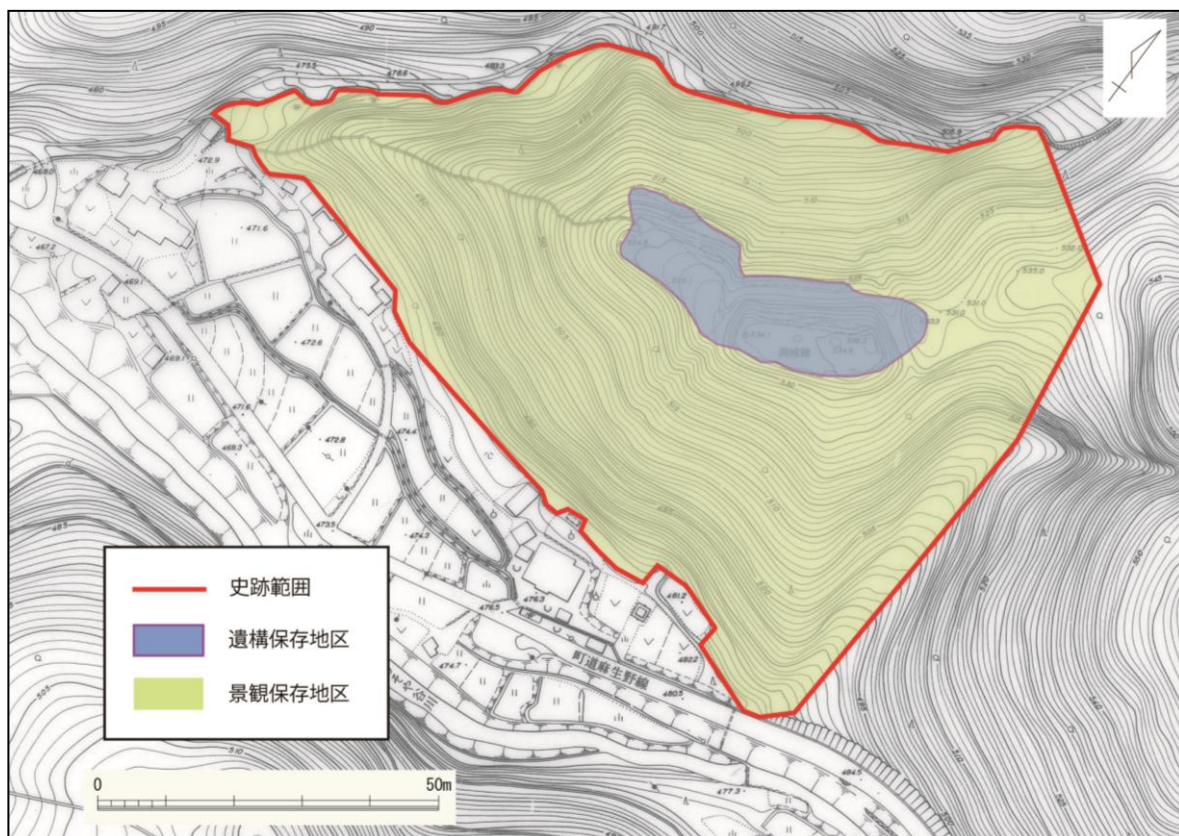


図 3-6 洞城跡 地区区分図

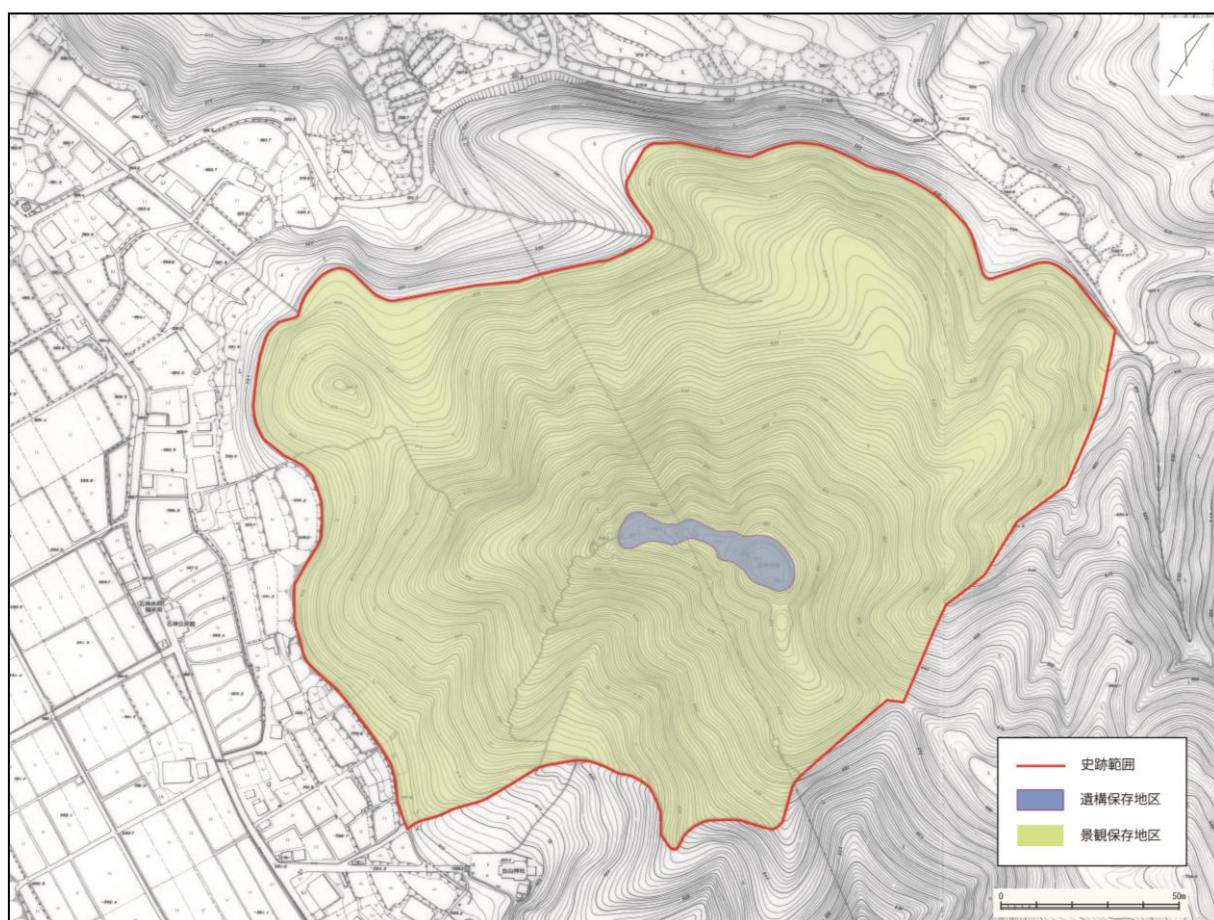


図 3-7 石神城跡 地区区分図

(2) 下館跡地区のエリア区分

整備の際に設定した下館跡地区のエリア区分については表 3-2 及び 図 3-8 のとおり「基本構想」で設定したエリア区分を継承する（ただし、堀外ゾーンにも一部民有地が含まれる）。

表 3-2 下館跡地区のエリア区分

ゾーン	エリア
下館堀内ゾーン	公有地エリア
	民有地エリア
下館堀外ゾーン	北側エリア
	北西側エリア
	門前エリア
	工房エリア
	西側エリア
	南側エリア

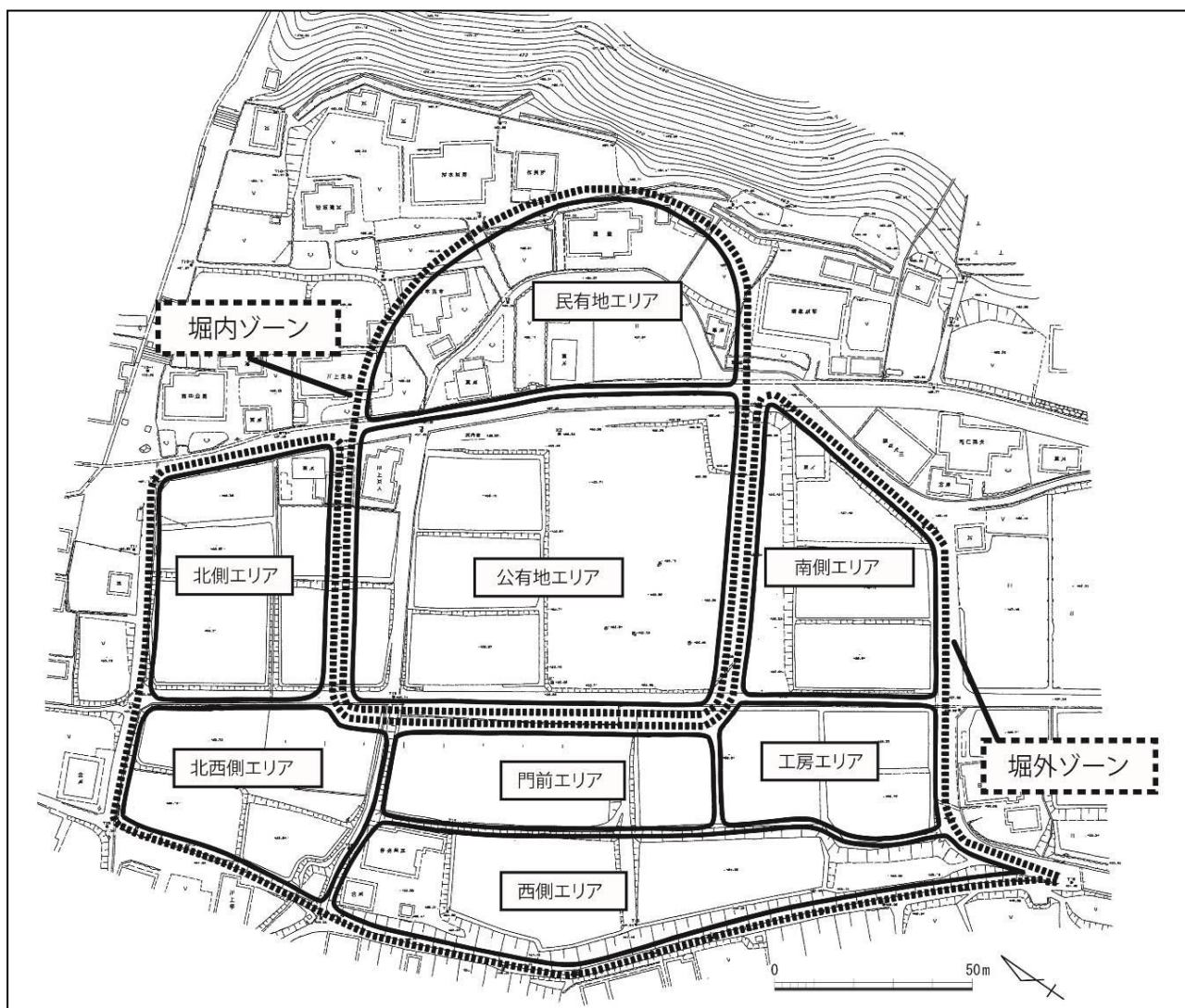


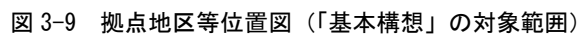
図 3-8 下館跡地区エリア区分図

(3) 拠点地区の区分

史跡周辺地を含めた拠点地区については、表 3-3 及び図 3-9 のとおり「基本構想」で定めた地区区分を継承する。

表 3-3 拠点地区一覧

位置づけ		指定の別	地区名	
拠点地区	史跡地区	国史跡	江馬氏城館跡	下館跡地区 (中核地区)
				高原諏訪城跡地区
				土城跡地区
				寺林城跡地区
				政元城跡地区
				洞城跡地区
				石神城跡地区
	周辺地区	周知の埋蔵文化財包蔵地 「江馬氏殿遺跡」	下館関連地区	
		市史跡	東町城跡地区	
		県史跡	傘松城跡地区	
		市史跡	八幡山城跡地区	
			活用上必要と思われる地区	



2. 史跡の構成要素

(1) 史跡の構成要素の分類

保存管理を適切に行うためには、史跡の構成要素を抽出しそれぞれの文化財的価値を明らかにしておく必要がある。旧保存管理計画では史跡内の要素の分類・抽出・現状の整理は行われていないため、今回改めて分類・整理した。

江馬氏城館跡の特性を踏まえて、史跡を構成する要素を、A「地上に露出あるいは地下に埋蔵されている遺跡」、B「Aと一体を成す地形や地物。庭園の借景等の景観」、C「史跡の保存・活用に有効な要素」、D「その他の要素」の4つに分類した（図3-10）。

各要素のうちA及びBは、実際の遺構や遺物、地形であり、他に替えることができない重要な要素である。Cは江馬氏城館跡の保存・活用に有効と考えられるもので、園路・登山道や復元建物を含む遺跡公開施設、案内・標識等施設、便益施設、管理施設、植物が挙げられる。それ以外の史跡の本質的価値と関係が薄い要素はDとして分類した。また、史跡範囲外に存在するが、史跡と関連する要素については、「史跡の周辺地域における諸要素」として位置づけた。

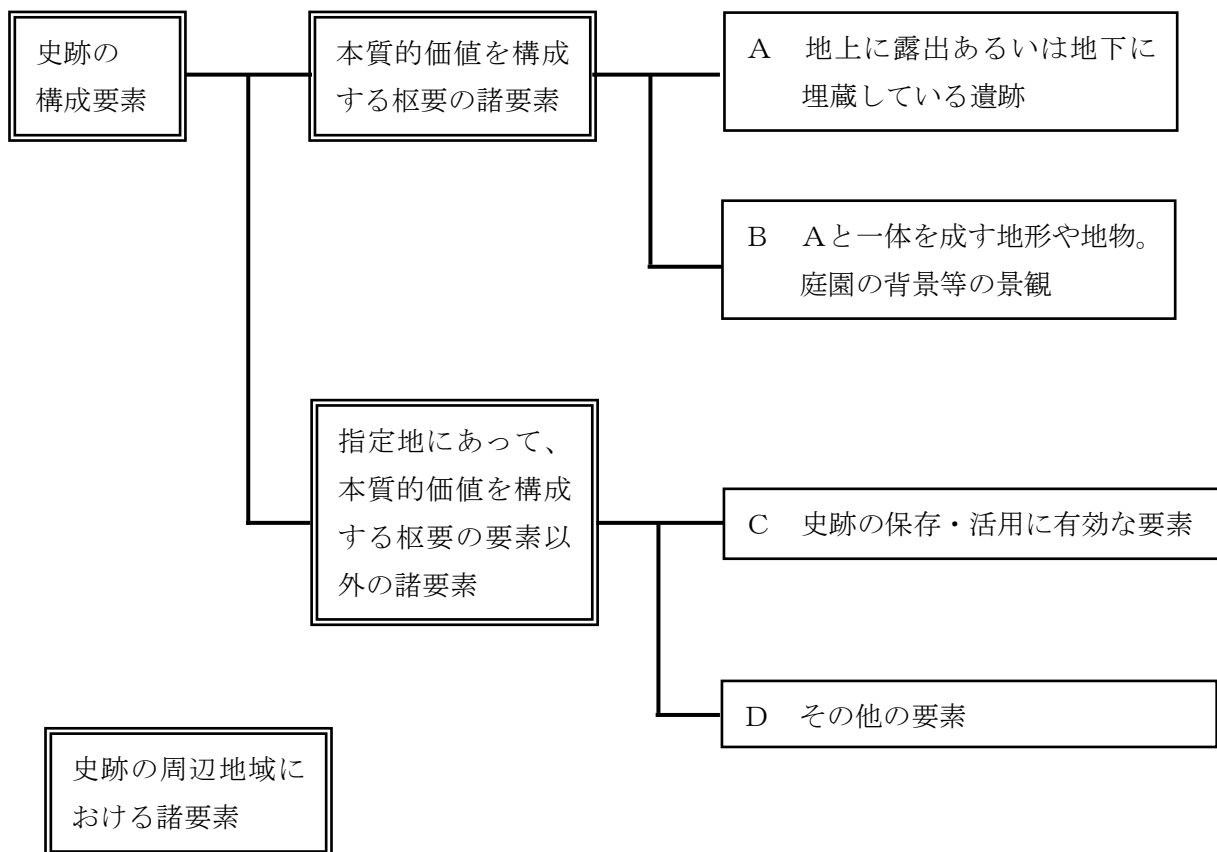


図3-10 史跡江馬氏城館跡における要素の分類

(2) 各分類に属するもの

前項の史跡における要素の分類に基づき、史跡内に所在する各要素を分類・整理した(表 3-4)。

表 3-4 史跡江馬氏城館跡の構成要素一覧

分類	該当する要素
A	・ 江馬氏の居館跡および関連する遺構（庭園・建物・門・堀・塀等） ・ 山城跡の城郭遺構（曲輪・虎口・土塁・堀切・竪堀・横堀・切岸等）
B	・ 庭園の背景となる景観（山並みの景観） ・ 古道（上宝道・旧道・峠道）や古い水路 ・ 山城跡の城郭遺構と一体を成す自然地形
C	・ 通路施設（園路、登山道） ・ 遺跡公開施設（復元建物・門・土塀、遺構の平面・表示） ・ 案内、標識等施設 ・ 便益施設（四阿、ベンチ、トイレ等） ・ 管理施設（柵、塀、渡り廊下、手すり、階段、橋、給電施設、給排水施設、防火施設、防犯施設、管理用倉庫等） ・ 江馬氏ゆかりと伝わる社寺 ・ 石碑、社、石仏（大正期以前に設置されたもの） ・ 植物
D	・ 地域住民の居住及び生業に関する施設 ・ 治山施設（堰堤、防火水槽等） ・ 公益施設（道路、水道・水路、無線基地局、電柱、鉄塔） ・ 石碑、社、石仏（昭和期以降に設置されたもの） ・ その他

3. 名勝の構成要素

史跡指定地のうち下館跡は、名勝「江馬氏館跡庭園」の範囲を内包している。芸術鑑賞上の価値が重視される名勝の保存活用にあたっては、史跡とは若干異なった観点からその方針を検討する必要があるため、名勝の観点からも構成要素を分類・整理した（図3-11）。

人文的名勝である江馬氏館跡庭園の本質的価値は、庭園としての芸術上又は鑑賞上の価値の源泉となっている諸要素によって構成される。要素の分類としては、A「芸術作品としての景観を構成する諸要素」、B「名勝の保存活用に有効な要素」、C「地下に埋蔵されている諸要素」の3つとした。その他、景観等を含めた周辺の要素についても「名勝の周辺地域における諸要素」として設定した。

史跡における分類との大きな違いとしては、史跡の要素ではC「保存・活用に有効な要素」としている復元建物（遺跡公開施設）を、名勝としての価値の観点からは本質的な要素「A」として位置づけている。史跡と同じく、名勝の範囲外に存在するが、関連する要素については、「名勝の周辺地域における諸要素」として位置づけた。

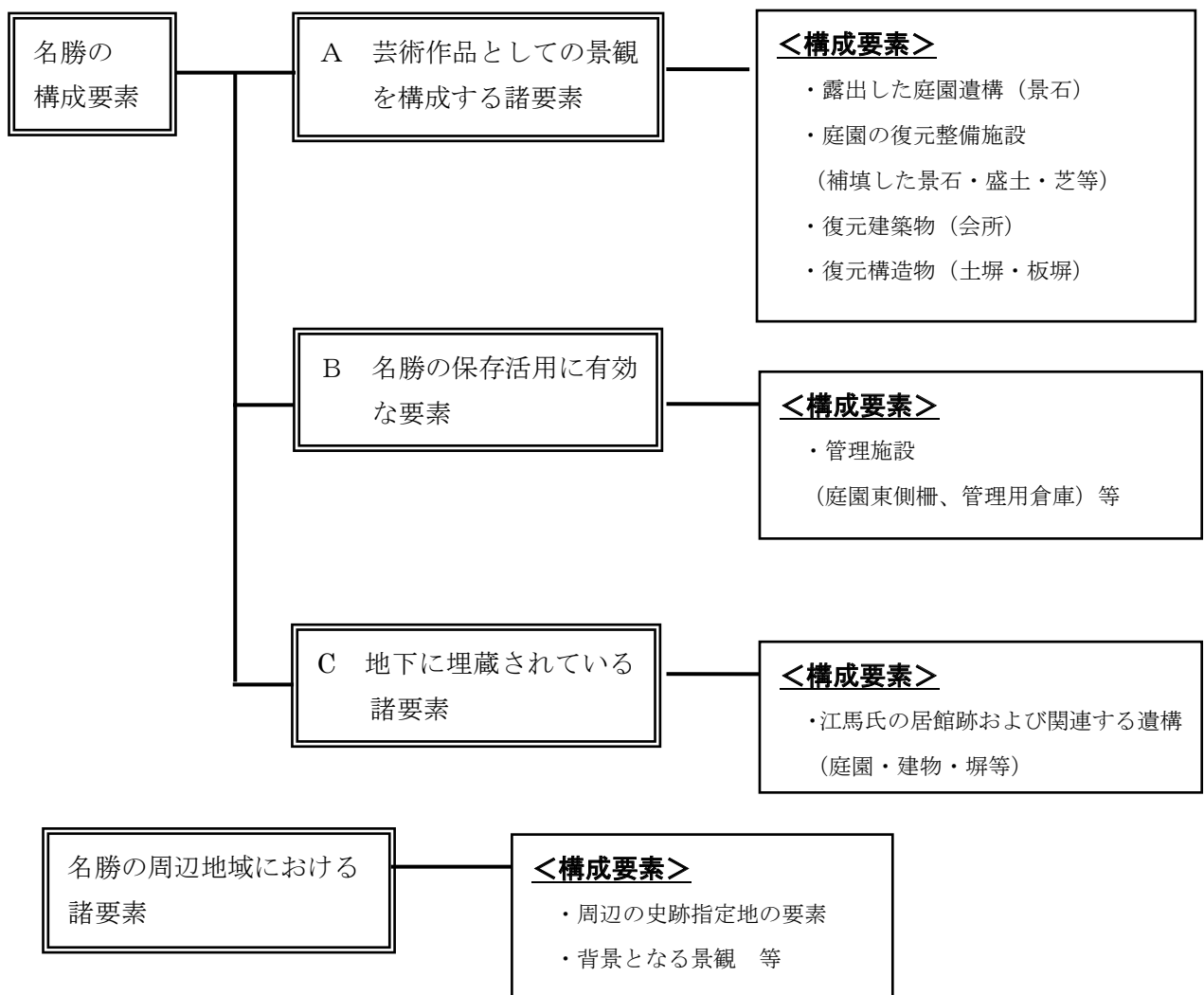


図3-11 名勝における構成要素の分類

4. 史跡等の周辺地域における要素

(1) 周辺地域の構成要素

周辺地域（指定地外）において、史跡等に関連する要素を以下の通り整理した。江馬氏関連の持城と伝わる城館群については、史跡の周辺地域として整備構想で「拠点地区」に位置づけられているものと、そうでないもの、飛騨市外に所在するものに分類した。埋蔵文化財、指定文化財は多数該当するため特に関連する代表的なもののみ挙げた。その他、観光や地域の拠点となる施設や、各地区をネットワーク的に繋ぐ交通施設についても、古道等とともに示す。

表 3-5 史跡等の周辺地域における構成要素

分類		要素	備考
①江馬氏関連の城館跡	拠点地区	傘松城跡	県史跡
		東町城跡	市史跡、高原郷土館敷地
		八幡山城跡	市史跡
	拠点地区でないもの	岩ヶ平城跡	
		野中城跡	
		政元奥城跡	
		下山田城跡	
	市外に所在	梨打城跡、尻高城跡、 天元城跡、葦生茂城跡	高山市に所在
中地山城跡、論田山城跡		富山県富山市に所在	
②埋蔵文化財包蔵地		江馬氏殿遺跡 等	
③指定文化財		薬師堂（国指定重要文化財）、 旧松葉家（県指定重要有形民俗文化財）等	
④周辺施設	文化施設	高原郷土館（神岡城）	市史跡 東町城跡
		地域交流センター船津座	
	観光施設	道の駅 宙ドーム・神岡	
		レールマウンテンバイク ガッタンゴー	
	公共施設	神岡振興事務所 （神岡図書館）	
		神岡町公民館	
	社寺	大津神社・洞雲寺・船津 圓城寺・朝浦八幡宮 等	
⑤交通施設	古道	街道、峠	
	主要道路	国道、県道、市道	
	河川	高原川、吉田川 等	
	公共交通機関	路線バス	

（２）周辺の諸要素の現状

前項で挙げた周辺の諸要素について、①②については２章で概要を示しているため、ここでは③～⑤について現状を整理した。

③指定文化財

飛騨市内には国・県・市指定あわせて 338 件の指定文化財と、22 件の国登録有形文化財が存在し、神岡町内に限っても指定文化財は 112 件、国登録有形文化財が 3 件ある（平成 30 年（2018）3 月 31 日時点）。江馬氏の歴史を残すものとして、下館跡集落地区内に存在する菩提寺の殿圓城寺には初代江馬輝経とされる墓所が、同じく江馬氏開基と伝わる瑞岸寺にも文禄 3 年（1594）の刻銘の「鑿鉢（けいす）」（県指定美術工芸品）や「江馬家累代遺書軍学七書」・「揚羽蝶轡」（市指定美術工芸品）など江馬氏に関する寺宝が伝わる。

神岡町小萱地区にある「薬師堂」（国指定建造物）は、下館跡の会所復元整備の際、地域に残る貴重な中世創建の建築物ということで、細部意匠の検討の参考となった。薬師堂は解体修理によって鎌倉時代建立の前身堂の部材を利用して室町時代初期に再建されたものであることが判明している。堂内には鎌倉時代の「懸仏」（県指定美術工芸品）等が安置されている。

また、直接江馬氏と関連は無いが、高原郷土館内には神岡町割石地区より移築された明治初期の古民家「旧松葉家」（県指定有形民俗文化財）があり、下館跡の徒歩圏内において神岡の中世～近代までの歴史文化を体感できる。



写真 3-1 薬師堂



写真 3-2 旧松葉家

④周辺施設

<文化施設>

○高原郷土館（神岡城）

江馬氏関連の城館とされる「東町城跡」（市史跡）の場所に立地する文化施設。神岡城・旧松葉家（上記指定文化財の項目参照）・鉾山資料館の 3 施設からなる。3 施設を巡ることによって、中世から現代に至るまでの高原郷の歴史を学ぶことが出来るというのがコンセプトである。施設は、下館跡と同じく飛騨市教育委員会が管理を行っている。下館跡及び道の駅から徒歩圏内である。

現在の神岡城は、三井金属鉾業株式会社が神岡鉾業所の創業 100 年を記念して、昭和 45 年（1970）、現存する丸岡城や犬山城の天守を模して建てた模擬天守である。



写真 3-3 高原郷土館（神岡城）

ただし、曲輪の形は整備前の昭和26年（1951）の都市計画図（資料編60頁 資料26）と比較しても基本的には変わっていないため、天守からの眺めは往時と同じ位置・視点で町や街道を眺めることができる。

神岡城には、鎧・刀剣といった寄贈物や、寄贈の遺物、下館跡の発掘で出土した遺物が展示しており、旧松葉家には寄贈された民具が展示してある。鉱山資料館には昭和40年代当時の神岡鉱山の採鉱・選鉱・精錬・製品に至るまでの作業工程が模型やパネルで解説している。

○地域交流センター 船津座

下館跡から約1.5km北西、神岡の市街地に位置する文化交流施設である。飲食・イベントの開催・カルチャースクールの開催・宴会・会議場の提供といった幅広い利用ができる。

＜観光施設＞

○道の駅 宙ドーム・神岡

下館跡の北方約200m地点の国道471号沿いに所在する道の駅である。地場製品の販売促進や市観光PRを目的とした物産館として、平成11年（1999）に開業した。物販・飲食・近隣の観光案内など、多様な利用が行われている。「基本構想」において、周辺整備構想の一部に位置づけられており、「江馬氏城館跡案内・情報コーナーを設置」を行うとしていた。

現況としては下館跡の駐車場として位置づけられ、敷地内・周辺に下館跡へ来訪者を誘導するサインを整備している。また、高原郷土館と下館跡の間地点に位置するため、史跡等及び周辺見学の際の利用起点であり、物販・飲食といった史跡内では受けることが難しいサービスを利用できる。情報コーナーについては、現在カミオカンデに関するガイダンスコーナー整備が予定されているため、簡易な情報コーナー設置は考えられるが、史跡のガイダンス施設は別に求める必要がある。



写真3-4 宙ドーム・神岡

○レールマウンテンバイク ガッタンゴー

下館跡の南西約1kmに位置する。廃線となった神岡鉄道の跡地を利用した観光施設である。現在NP0法人が運営している。旧奥飛騨温泉口駅～旧神岡鉱山前駅の片道2.9kmのレールの上を自転車等で進む。4月～11月にかけて営業し、多数の来場者がある。

＜公共施設＞

○神岡振興事務所（神岡図書館）

飛騨市役所の神岡地域の振興事務所である。行政サービスを提供している他、建物内に図書館が所在し、江馬氏や史跡に関連した書籍を閲覧することができる。



写真3-5 レールマウンテンバイク

○神岡町公民館

神岡地域の中央公民館である。神岡振興事務所と同じ敷地内に立地する。飛騨市教育委員会管理の施設として貸館を行っており、地域の文化行事等に幅広く利用されている。

<社寺>

八幡山城に立地する朝浦八幡宮をはじめ、大津神社・洞雲寺・船津圓城寺等、地域に根ざした社寺群がある。それぞれが神岡地域の歴史文化における重要な要素で、観光的なみどころとなっているところも少なくない。各山城跡のある地域においても、政元城跡の麓にある大国寺、石神城跡の麓にある白山神社等、立地や史跡内の所有地ということから、関連が推測される社寺がある。



写真 3-6 朝浦八幡宮

⑤交通施設

<古道>

江馬氏城館跡の各城跡は、この地域を通る主要な街道・峠道に接する、または監視できる立地となっている。中世の街道・峠道については文献に乏しいが、近世以降の様相についてはある程度把握することができる。史跡等を理解し、保存活用を行っていく際は、これらの古道を常に意識する必要がある。

高山からこの地域を抜けて富山に至る主要街道であった越中中街道、越中東街道は、現在の国道 41 号の古道といえる。川沿いの岸壁や山際等に古道の痕跡を認めることができ、それぞれの集落地付近には寺林城跡、政元城跡といった城跡が立地している。越中街道から跡津川を抜け、越中有峰に至る有峰道は、土城跡が起点となっている。越中街道から信州街道に接続する上宝道は下館跡、高原諏訪城跡、洞城跡、石神城跡の脇を抜ける。山之村から有峰方面に抜ける山之村道は高原諏訪城跡を回り込む。また、これらの街道にはそれぞれ峠道も接続しており、城跡は峠を越えてくる敵を監視できるようにそれぞれ配置されたものと考えられる。

<主要道路>

周辺の主要道路としては国道 41 号・471 号、県道打保神岡停車場線、神岡長倉線、月ヶ瀬神岡線がある。国道 41 号は岐阜・名古屋方面と富山方面を結ぶ道路で、交通量も多い。国道 471 号は国道 41 号から分岐して下館跡のすぐ脇を通る道路で、平湯・長野方面に通じている。県道の打保神岡停車場線は山之村地域と神岡市街地を結ぶルートであり、高原諏訪城跡へのアクセス道にもなっている。

＜河川＞

江馬氏城館跡が所在する飛騨市神岡町は、飛騨山脈とその支脈に囲まれ、乗鞍岳や槍ヶ岳、穂高岳、笠ヶ岳などの北アルプスの山々から水源を集めて流れる高原川沿いを中心に開けた町場である。高原川は町の南東から北西に向って町を貫流し、富山県境で南側を流れる宮川と合流して神通川となって日本海に流れ出る。

下館跡は高原川の浸食によって生じた河岸段丘に立地している。高原川と吉田川、山田川、跡津川などの支流に沿って集落・耕地が点在し、集落地や川の合流点などに各支城群が立地している。



写真 3-7 高原川と神岡の町並み（神岡城上空より）

＜公共交通機関＞

神岡鉄道が平成 18 年（2006）に廃止となったため、公共交通機関で神岡にアクセスする場合、JR 高山本線の飛騨古川駅（もしくは高山駅）で下車し、神岡方面の路線バスに乗車することが唯一の方法である。路線バスは古川方面から国道 41 号を経由して神岡の市街地に至る。下館跡・高原諏訪城跡については、すぐそばを通るバス路線や、周辺の道の駅付近を通るバス路線が複数あるため比較的アクセスしやすい。その他の城跡のある地区には、各地域を結ぶ路線バスでアクセスすることは可能だが、日ごとの本数は少ないため、短期間で複数の城館跡を廻ることは現実的ではない。

第4章 現状・課題

第1節 保存（保存管理）に関する現状と課題

1. 保存（保存管理）の現状

（1）指定地全体の現状

指定地は下館跡と6ヶ所の山城跡で構成されており、それぞれの地区で現状は大きく異なる。

下館跡のうち、居館跡のある遺構保存地区は一部を除き公有化を行い、調査・整備が完了した。現在は、歴史公園として公開・活用されている。そのうち核となる庭園と会所建物等は名勝に指定され、今後の保存活用の核となるものである。遺構保存地区をとりまく集落地区は、ほとんどが民有地であり、地域住民の住宅地となっている。

各山城跡は、一部を除き全山民有地である。主に山林としての利用がなされており、これまで積極的な調査・整備を行っていない。基本的には各所有者の管理であるが、頂上部の遺構保存地区周辺や登山道については、地元主体で草刈りや登山道整備等の維持管理を行っている城跡もある。一方で、そういった整備が殆どされていない城跡もある。遺構の分布については、基本的に遺構保存地区に城郭遺構が蜜に分布しているが、堀切・堅堀・切岸といった斜面に立地する遺構は景観保存地区にも存在する。

指定地全体に共通することとして、降雪が多い地域のため、冬季は見学が難しいことが挙げられる。下館跡の公園は12月～3月は閉館期間としている。山城跡についても、1m以上積雪するため、冬季は見学が難しい。倒木等、雪害による被害も懸念されている。

（2）地区ごとの構成要素の現状

構成要素の現状を史跡等の地区ごとに整理する（構成要素の分類は、第3章-第2節-2による）。

1) 下館跡

下館跡については、整備の重点地区である遺構保存地区と集落地区を分けて整理する。

①下館跡（遺構保存地区）

遺構保存地区の諸要素と現状を表4-1のとおり示す。地区内は、一部を除いて公有化を行って歴史公園として整備し公開・活用している。遺構については、地表に露出しているものは庭園の景石遺構のみで、その他の遺構は土盛保存し、上部に復元展示等を行い公開している。露出した景石については、現在は劣化が見られないため特段の措置はとっていないが、接合等の保存処理を行っていることもあり、今後の経過観察が必要である。

復元展示の施設は公開後10年を経過し、経年劣化が見られる。公開期間の4月～11月中は受付を兼ねた管理人による維持管理を随時行っているため、基本的には綺麗に保たれている。ただし、復元堀が部分的に崩れ、建物の外壁・木部が年々劣化するなど、通常の維持管理のみで対応できないものも発生している現状である。その他、江馬遺跡保存会に委託して年2回除草清掃を行っている。冬は降雪が多いため12月～3月は閉館期間とし、会所と土堀は雪囲いを行っている。看板等の案内施設や管理施設、芝等の植物等についても、劣化・破損が目立つ箇所があるため、日常的な維持管理が必要といえる。

表 4-1 下館跡（遺構保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	江馬氏の居館跡および関連する遺構	調査で検出した庭石については、整備時に保存整備を行い露出展示している。庭石は風雨にさらされ、黒く変色しており、今後の経過観察が必要である。調査で検出したその他の遺構は盛土保存している。
B	古道（上宝道）	越中東街道と信州街道を結ぶ脇街道である上宝道が下館跡西側の段丘の中段にある。2m 程度の幅の道で、段丘沿いに南方に続いているが、途中で途切れている。調査により下館関連施設がこの道まで広がっていることを確認し、館と古道の深い関連があったことを確認した。下館跡が交通の要所に存在することを物語る遺産であるが、現在は地域住民の通行に利用される程度である。
C	通路施設	館地区内を通行できるように園路が整備されている。一部は道の遺構の平面表示も兼ねている。
	遺跡公開施設	A 類の構成要素について、地区や遺構の状況に応じて復元展示・立体表示・平面表示で表現している。 ○庭園・・・池底は全面に苔が生え、整備当初とは変化した景観となっている。 ○建物跡・・・復元建物（会所・主門）は木部が経年劣化し、屋根や外側の壁を中心に退色している。立体表示建物（常御殿・台所・脇門等）も同様に劣化が進んでいる。平面表示施設については、劣化は見られないが、雑草が生えやすいため定期的に除草している。 ○土堀（復元）・・・復元土堀は、壁面の剥がれや屋根板の劣化が進行している箇所がある。 ○堀（復元）・・・表面の舗装が剥がれ劣化が進行している箇所が目立っている。平面表示の堀については、木橋が劣化し割れている箇所がある。復元板堀は風雨に晒され劣化が進行している。
	案内・標識等施設	下館跡の整備時に案内板・解説板・指示標を設置している。 ○周辺地形模型・・・堀外ゾーン北側エリアに設置。周辺地形の 5000 分の 1 縮小模型（標高は 2500 分の 1）。周辺の様子が良く分かる。金属製のため模型の劣化は無いが、キャプションのプレートは欠損や文字の掠れが起こりやく、その度に補修している。 ○史跡の総合的解説板・・・堀外ゾーンの北側エントランスと南側エントランスに設置。陶板のため現状では目立った劣化は認められない。 ○解説板・・・大小 2 種類あり。大サイズは門前区画・工房区画に各 1 基、小サイズは南堀・西堀に各 1 基設置。陶板のため現状では目立った劣化は認められない。その他、墨書かわらけの出土位置を解説する埋め込み式の小型サインが脇門付近にある。 ○指示標・・・公園名称板 2 基、利用案内板 2 基、園内案内板 4 基を設置。板面はアルミ複合板。退色や劣化が見られる。
	便益施設	堀外ゾーン北側エントランスに四阿機能を持つトイレを設置。木造平屋建て、管理用の倉庫も兼ねる。西堀（薬研堀）の土層はぎ取り展示を行っている。
	管理施設	来訪者の安全確保や、史跡の管理を適切に行う目的で設置している施設。 ○木製ロープ柵・・・西堀前に設置。木製杭は老朽化が認められる。 ○管理用柵、門扉・・・復元建物や堀内地区の夜間管理を目的に、土堀や板堀の遺構整備が行われていない東側部分をカバーするように設置している。 ○階段・木橋・渡り廊下・・・段差を通行できるよう公園内各所に設置。 ○渡り廊下・・・立体復元施設や復元会所を相互に行き来するよう設置している。 ○車止め・・・木製。適宜設置している。老朽化が進んでいる。 ○手摺り・・・北側エントランスのバリアフリーのスロープに設置。アルミ製。 ○給水施設・・・便益施設の給水を行っている。日々の管理やイベント活用を考慮し復元建物西側に散水栓を設けるとともに庭園東側板堀に併設した倉庫にも流しを設けている。 ○給電施設・・・照明や換気、イベント活用時のために給電設備を適宜設けている。また、防火施設の非常電源として便益施設のトイレ建物に発電機を設置している。 ○防犯施設・・・赤外線センサーを堀外・東側法裾部分に設置し、堀内地区の夜間警備を実施している。 ○防火施設・・・復元会所に熱感知型及び煙感知型の火災感知器、排煙装置を設置している。主門にも空気が作動式分布型の火災報知機を設置している。防火設備は年に 2 回点検を委託している。 ○管理用倉庫・・・庭園東側の板堀に接して設置している。内部には流しを設けている。
	植物	○庭園の陸丘部はノシバで法面を保護している。会所の縁側付近など、部分的に枯れた箇所がある。それ以外の地区は自然植栽を草刈で管理している。 ○土堀の立体表示としてイチイの植栽を行っている。日常管理で剪定を行っている。 ○緑陰樹や遮蔽植栽としてもともと敷地にあった樹木（松・カエデ・桑・柿・樅等）が生育している。 ○整備時、桜の苗木の寄贈を受け、庭園背後の遮蔽木として南側広場の土堤に植樹している。
D	地域住民の居住及び生業に関する施設	民有地は宅地・農地として利用されている。

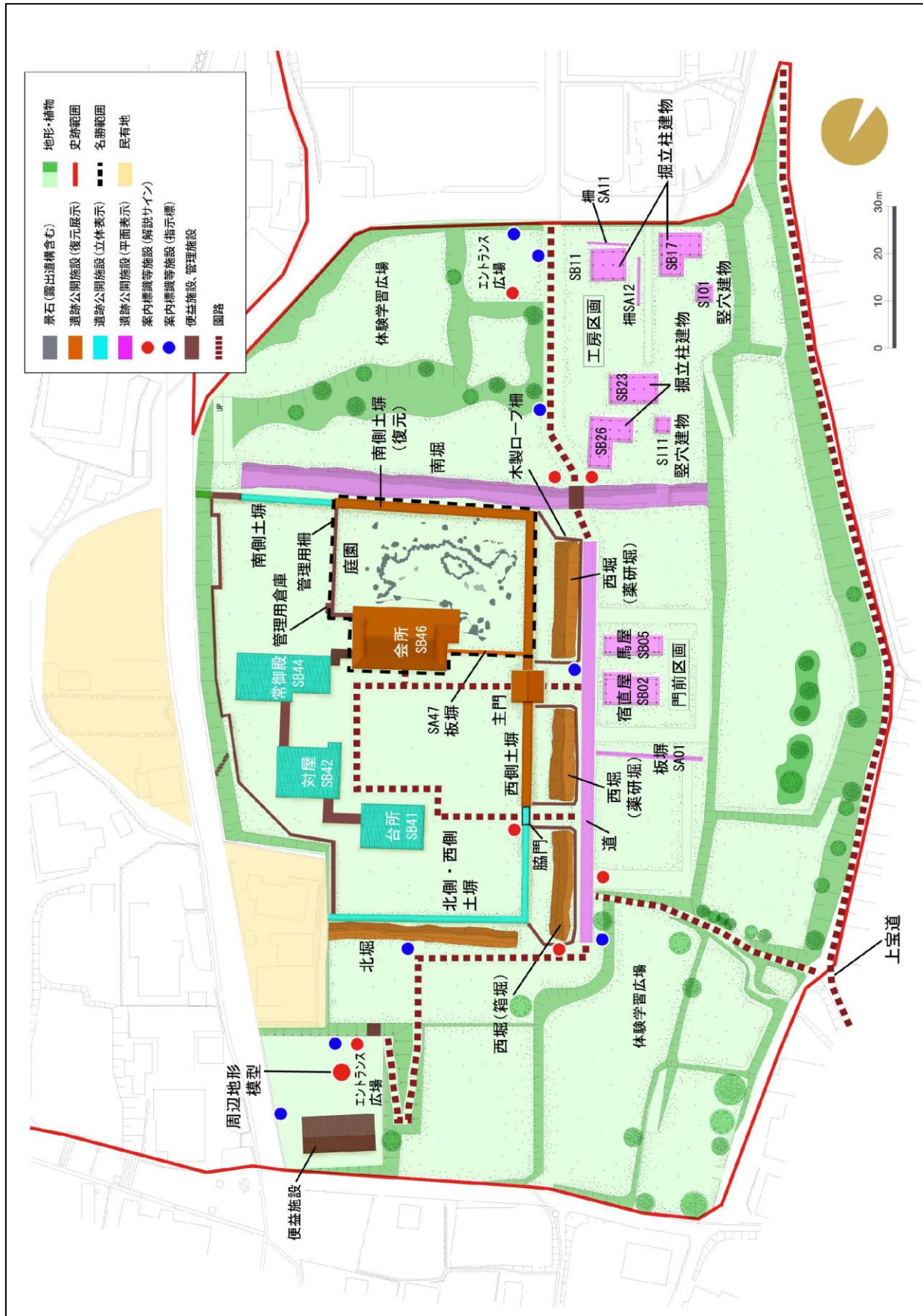


図4-1 下館跡（遺構保存地区）諸要素位置図

	
下館跡（遺構保存地区） 【A 類】江馬氏の居館跡および関連する遺構（庭園の景石）	下館跡（遺構保存地区） 【B 類】古道（上宝道）
	
下館跡（遺構保存地区） 【C 類】遺跡公開施設（復元庭園・会所）	下館跡（遺構保存地区） 【C 類】遺跡公開施設（復元会所・板塀・主門・土塀）
	
下館跡（遺構保存地区） 【C 類】遺跡公開施設（復元主門）	下館跡（遺構保存地区） 【C 類】遺跡公開施設（復元土塀・主門・西堀・脇門立体表示）

写真 4-1 下館跡遺構保存地区の現状（露出遺構、古道、遺跡公開施設）

	
下館跡（遺構保存地区） 【C類】遺跡公開施設（復元西側土塀）	下館跡（遺構保存地区） 【C類】遺跡公開施設（復元北堀）
	
下館跡（遺構保存地区） 【C類】遺跡公開施設（南側土塀立体表示）	下館跡（遺構保存地区） 【C類】遺跡公開施設（建物跡 SB44 立体表示）
	
下館跡（遺構保存地区） 【C類】遺跡公開施設（建物跡 SB26 平面表示）	下館跡（遺構保存地区） 【C類】遺跡公開施設（門前エリア道跡平面表示）

写真 4-2 下館跡遺構保存地区の現状（遺跡公開施設）

	
下館跡（遺構保存地区） 【C 類】北側エントランスの周辺地形模型	下館跡（遺構保存地区） 【C 類】北側エントランスの総合的解説板
	
下館跡（遺構保存地区） 【C 類】門前区画の大サイズ解説板	下館跡（遺構保存地区） 【C 類】南側エントランスの公園名称板
	
下館跡（遺構保存地区） 【C 類】北側エントランスの利用案内板	下館跡（遺構保存地区） 【C 類】便益施設（トイレ）

写真 4-3 下館跡遺構保存地区の現状（案内標識等施設、便益施設）

	
下館跡（遺構保存地区） 【C類】主門・西堀脇の木製ロープ柵	下館跡（遺構保存地区） 【C類】南堀を渡る木橋
	
下館跡（遺構保存地区） 【C類】敷地を囲む管理用柵	下館跡（遺構保存地区） 【C類】南堀東側の車止め
	
下館跡（遺構保存地区） 【C類】防犯施設（赤外線センサー）	下館跡（遺構保存地区） 【D類】公園東側の民有地（農地・宅地）

写真 4-4 下館跡遺構保存地区の現状（管理施設・民有地）

①下館跡（集落地区）

下館跡の遺構保存地区の東側に隣接し、高原諏訪城跡のある山塊との間に立地する集落地区である。構成要素の位置等は隣接する高原諏訪城とともに、図 4-2 でまとめて整理した。地区内には瑞岸寺、圓城寺、加茂若宮神社といった江馬氏ゆかりと伝わる社寺が所在する。また、近世村落の検討により、近世に住民の屋敷が集中して存在し、周りを囲む社寺との関連から、中世の下館に関連する地域であることが推測されている。しかし、これまでまとまった発掘調査は実施されていないため、その実態は不明である。現状は、近世と同じく集落であり、地域住民の住宅地・農地・道路等として利用されている。建物の改築・道路・水路の改修等が存在し、これらの改修に伴う現状変更が年間数件ある。

表 4-2 下館跡（集落地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	集落地区の遺跡	山麓の集落地区は住宅地となっている。詳細な調査は未実施だが、江馬氏に関連する重要な遺構が包蔵されている可能性が高い。
C	江馬氏ゆかりと伝わる社寺	○瑞岸寺、圓城寺、加茂若宮神社・・・江馬氏にゆかりと伝わる社寺。
D	地域住民の居住及び生業に関する施設	住宅、倉庫、田畑、駐車場、公民館、水路、道等、住宅地や農地として史跡内に居住する住民がその居住・生活のために保有・使用する施設を指す。 集落地区の民有地については、多くは住民の宅地や農地として利用されている。現状変更による規制を受けながら、これらの施設を改修しつつ利用している。



下館跡（遺構保存地区と集落地区）



下館跡（集落地区） 下館跡から南約 400m 地点にて撮影



下館跡（集落地区） 加茂若宮神社参道より南方方向を撮影



下館跡（集落地区） 【C 類】江馬氏ゆかりと伝わる社寺（圓城寺）

写真 4-5 下館跡（集落地区）の現状（1/2）



下館跡（集落地区）

【C 類】江馬氏ゆかりと伝わる社寺（瑞岸寺）



下館跡（集落地区）

【C 類】江馬氏ゆかりと伝わる社寺（加茂若宮神社）

写真 4-6 下館跡（集落地区）の現状（2/2）

2) 山城跡

各山城跡については所在が離れており、現状はそれぞれ異なる。そのため、それぞれの山城跡について、地区区分（遺構保存地区と景観保存地区）ごとに現状を整理した。

①高原諏訪城跡

下館跡東側背後の山林一帯が指定されている。史跡指定地内を県道の打保神岡停車場線が通り、山の反対側の和佐保地区へ至る主要な道路となっている。主郭を中心とした一部の土地が市有地である他、道路敷きや砂防堰堤などの県・国有地も存在するが、多くは民有地の山林である。

山上の城郭遺構が多く存在する尾根範囲が遺構保存地区である。県道が尾根を越える地点から南側の標高 619.9mの保木戸平山（城山）の山頂を中心に主要な城郭遺構が分布している。逆に北側に連なる尾根上にも曲輪が点在する。県道から主郭までは道がありアクセスしやすいが、主郭南側の堀切より先に見学路は無い。県道北側の曲輪についても、道が無いため見学は難しい。また、県道上に車を停めるスペースはほとんど無いため、主に麓から徒歩でアクセスすることとなる。主郭は時代を通して整備がされてきたため、昭和 10 年（1935）に建設された石碑や、昭和期に建設された四阿が存在する。平成 21（2009）年度に主郭から下館跡方向への眺望確保のための間伐を行った他、平成 25（2013）年度に森林整備事業による伐採を行った。そのため、主郭から下館跡方向への眺望は確保されている。

遺構保存地区を除いた斜面部分の広大な山林範囲が景観保存地区である。景観保存地区内に登山道が存在する。これは麓の圓城寺が関係して近代以降に石仏を設置して巡礼道を整備したもので、集落地区から徒歩で山上へ至る際の主要なアクセス道にもなっている（図 4-3）。

また、この区域には県道のほか、治山施設、送電鉄塔等、地域住民の生活や産業のための施設が存在する。サイン類については、県道からの動線起点に文化財標柱が存在するが、説明板は未設置である。

表 4-3 高原諏訪城跡（遺構保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	曲輪、堀切、堅堀、横堀、土塁といった遺構が確認されており、ほぼ完存している。城郭遺構の規模としては、江馬氏の山城跡の中で最大規模を誇る。堅堀遺構が一部県道により破壊されている。主郭部には市有地が存在する。 県道を挟んで保木戸平山の北に連なる尾根上にも城郭遺構が確認されており、『岐阜県中世城館跡総合調査報告書』では「高原諏訪城上部遺構」と報告されている。上部遺構については、現状は道が整備されていないため見学に適さない。
B	自然地形・庭園の背景となる景観（山並みの景観）	主郭部は下館の会所建物から遠望できるため、庭園の借景としても重要な要素である。主郭部からの眺望も平成 21・25 年度に樹木の通景伐採を行ったため良好である。
C	園路	尾根付近の県道から主郭部まで園路が整備されている。主郭部南側堀切より先、及び県道の北側地区については、園路が整備されていないため見学に適していない。
	便益施設	○主郭に鉄骨製四阿が設置されている。 ○主郭東側の腰郭には木製の簡易なベンチや机が設置されているが、老朽化している。
	植物	アカマツ等の樹木が生い茂る。動線として主郭までは歩きやすく整備されているが、主郭の南側は低木が生い茂っている。倒木が激しい箇所があり、遺構保護のためにも対策が必要と考えられる。
D	石仏・石碑	○石仏・・・近代以降に圓城寺が関係し、八十八ヶ所になぞらえて設置された石仏が山内に点在する。遺構保存地区内にも 4 体確認している。 ○石碑・・・主郭部に設置されている。昭和 10 年、吉城郡神徳会が入国一千年祭の記念として設置したもの。 ○標柱・・・帯曲輪内に設置。昭和 47 年に植樹記念に設置されたもの。

表 4-4 高原諏訪城跡（景観保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	堀切、堅堀、切岸といった斜面に存在する遺構はこの地区にも分布している。斜面に存在するため自然災害や倒木の影響を受けやすい。その他、未踏査部分にも城郭遺構が存在する可能性がある。
B	自然地形	山林であり、山全体が地域に城山として認知されている。
C	登山道	往時の登城路は解明されていない。麓の圓城寺から山上に至る巡礼道が整備されている。
	標識	県道から遺構にアクセスする箇所に文化財標柱が設置されている。
	植物	道路敷を除き大部分が山林であり、アカマツ等が生い茂る。地形や樹種の影響が倒木が激しい箇所があり、遺構保護のためにも対策が必要である。
D	石仏	○石仏・・・近代以降に圓城寺が関係し、八十八ヶ所になぞらえて設置された石仏が山内に点在する。
	公益施設	○県道打保神岡停車線・・・下館がある殿地区から城跡を挟んで反対側に位置する地区方面に続いている。コンクリート舗装され、ガードレール、カーブミラー、落石防護網等が付帯している。工事によって山の地形や一部遺構への影響が見られる。地域住民の生活や産業に欠かせない道路となっている。 ○鉄塔、電柱・・・地域住民の生活や産業目的の配電ために斜面に設置されている。
	治山施設	防災や山地の荒廃防止、復旧の目的で山中各所に堰堤が設置されている。
	墓地	下館跡の集落地区に接するため、瑞岸寺や圓城寺背後の山裾に墓地が存在する。
	地域住民の居住及び生業に関する施設	上記の墓地と同じく、境界付近の一部の土地は農地等に使用されている、

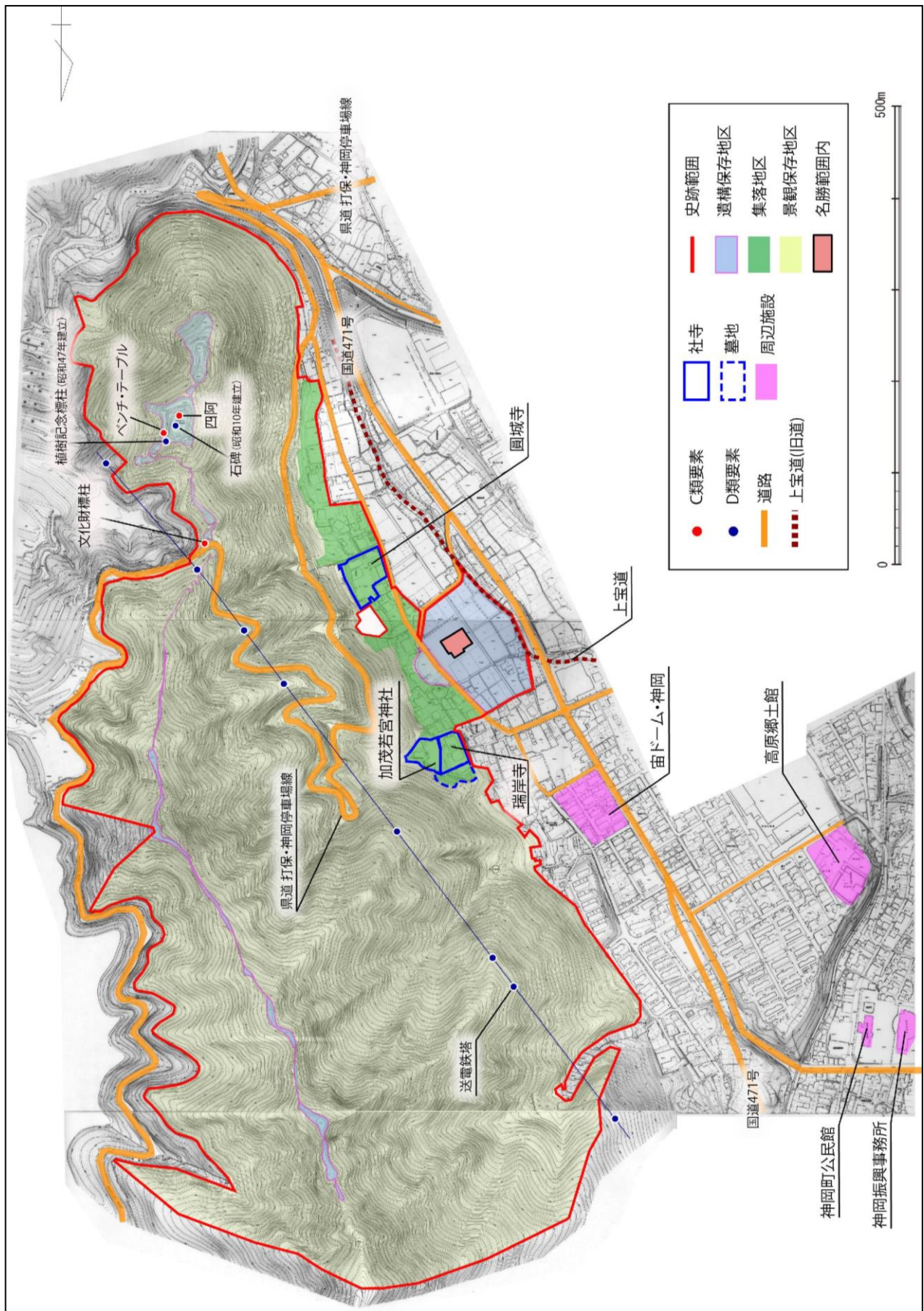


図 4-2 下館跡・高原諏訪城跡諸要素位置図（地区区分は旧保存管理計画による）

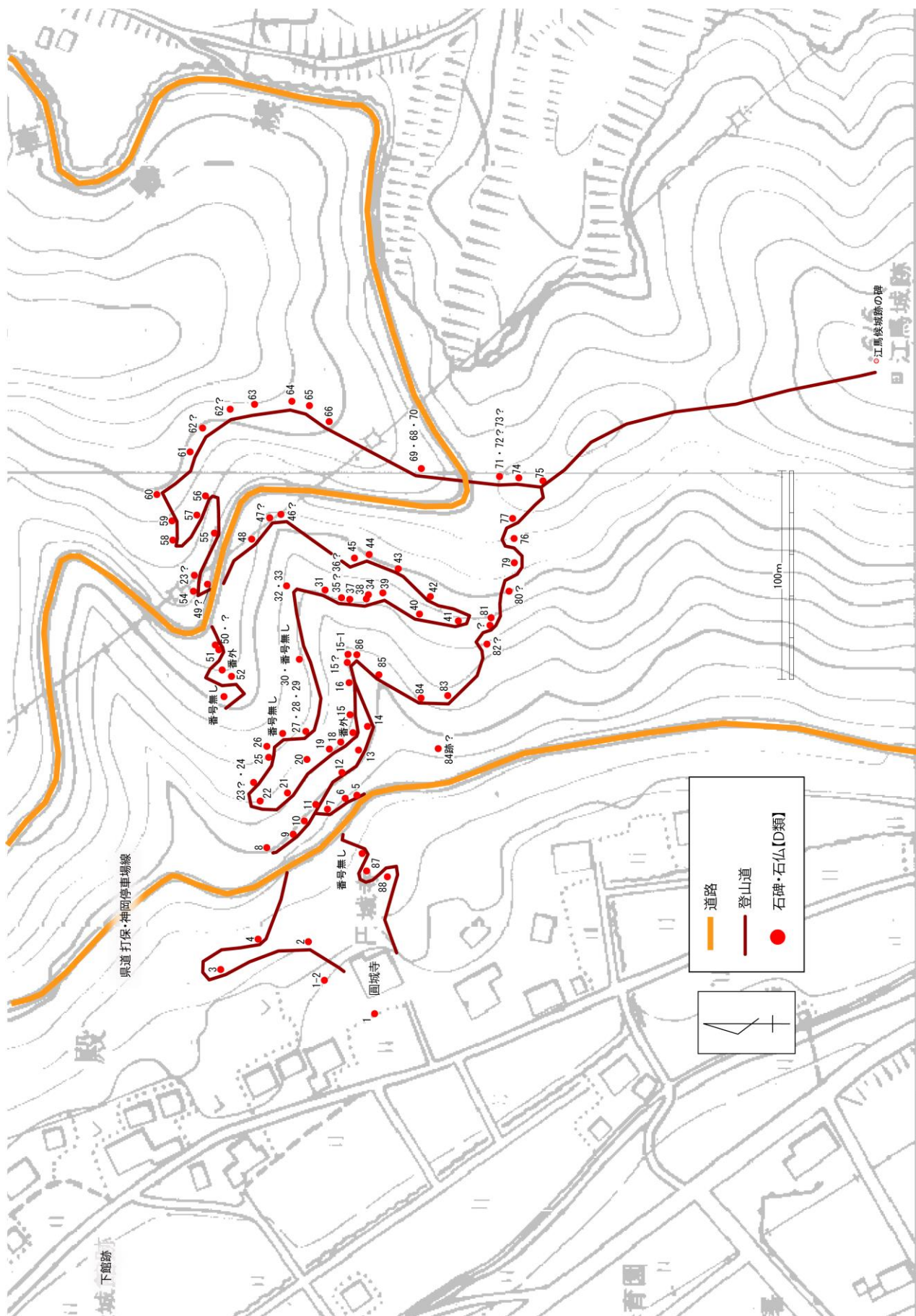


図 4-3 高原諏訪城跡 登山道・石碑・石仏位置図（個人提供資料に加筆）

	
高原諏訪城跡 全景 (南西上空より撮影)	高原諏訪城跡 遺構保存地区 【A 類】城郭遺構（二重堀切。中間地点に石仏あり）
	
高原諏訪城跡 遺構保存地区 【A 類】城郭遺構（尾根上の通路と土塁）	高原諏訪城跡 遺構保存地区 【A 類】城郭遺構（最南部の巨大堀切）
	
高原諏訪城跡 景観保存地区 【A 類】城郭遺構（堅堀）	高原諏訪城跡 遺構保存地区 【B 類】主郭から下館跡への眺望

写真 4-7 高原諏訪城跡の現状（全景・A～B 類要素）

	
高原諏訪城跡 遺構保存地区 【C 類】主郭部の四阿	高原諏訪城跡 景観保存地区 【C 類】県道からの動線起点の文化財標柱
	
高原諏訪城跡 景観保存地区 【C 類】登山道	高原諏訪城跡 景観保存地区 【D 類】県道打保・神岡停車場線
	
高原諏訪城跡 遺構保存地区 【D 類】主郭部の石碑（昭和 10 年建立）	高原諏訪城跡 遺構保存地区 【D 類】曲輪内に設置されている石仏

写真 4-8 高原諏訪城跡の現状（C～D 類要素）

②土城跡

下館跡の北方約 9 k m 地点の高原川と跡津川の合流点にある岩山（牛首城山）の東半分が指定地となっている。西側山裾を国道 41 号が通り、道路整備に伴って城跡の西側斜面が大きく削られている。全山民有地である。

遺構保存地区のある山頂は断崖絶壁に立地し、園路は整備されていない。山頂への唯一のアクセス路は、国道のコンクリート面に取り付けられた急傾斜の階段のみで、そこに至るにも付近に駐車場は無く、国道にも歩道は整備されていないため、城跡の見学は危険である。また、地区内は樹木が生い茂り、周囲への見通しはきかない。景観保存地区はその周囲の斜面であるが、ほぼ全範囲が断崖絶壁の岩山である。

サイン類は、国道の階段の傍らに標柱が存在するが、説明板は未設置である。

表 4-5 土城跡（遺構保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	尾根沿いに曲輪が設けられている。国道 41 号によって一部破壊されている。全山岩山であり、曲輪には盤座状の岩盤の路頭や円礫がある。神社地であることから、過去に宗教施設が存在した可能性がある。
B	自然地形	山林であり、山全体が地域に城山として認知されている。
D	電柱	尾根状に 1 基設置されている。設置主体等、詳細不明。

表 4-6 土城跡（景観保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	未確認であるが、城郭遺構が存在する可能性がある。
B	自然地形	山裾を通る国道 41 号によって大きく削られている。国道に面する斜面にはコンクリート吹付がなされており、上部の曲輪部分に接している。
周辺の要素	国道 41 号	山裾を通る。城山を大きく削っている。
	標識	文化財標柱。下記の階段の付近、コンクリート壁面に設置されている。老朽化しており、見づらい。
	階段	急勾配の梯子。国道から城跡に上がることができる。

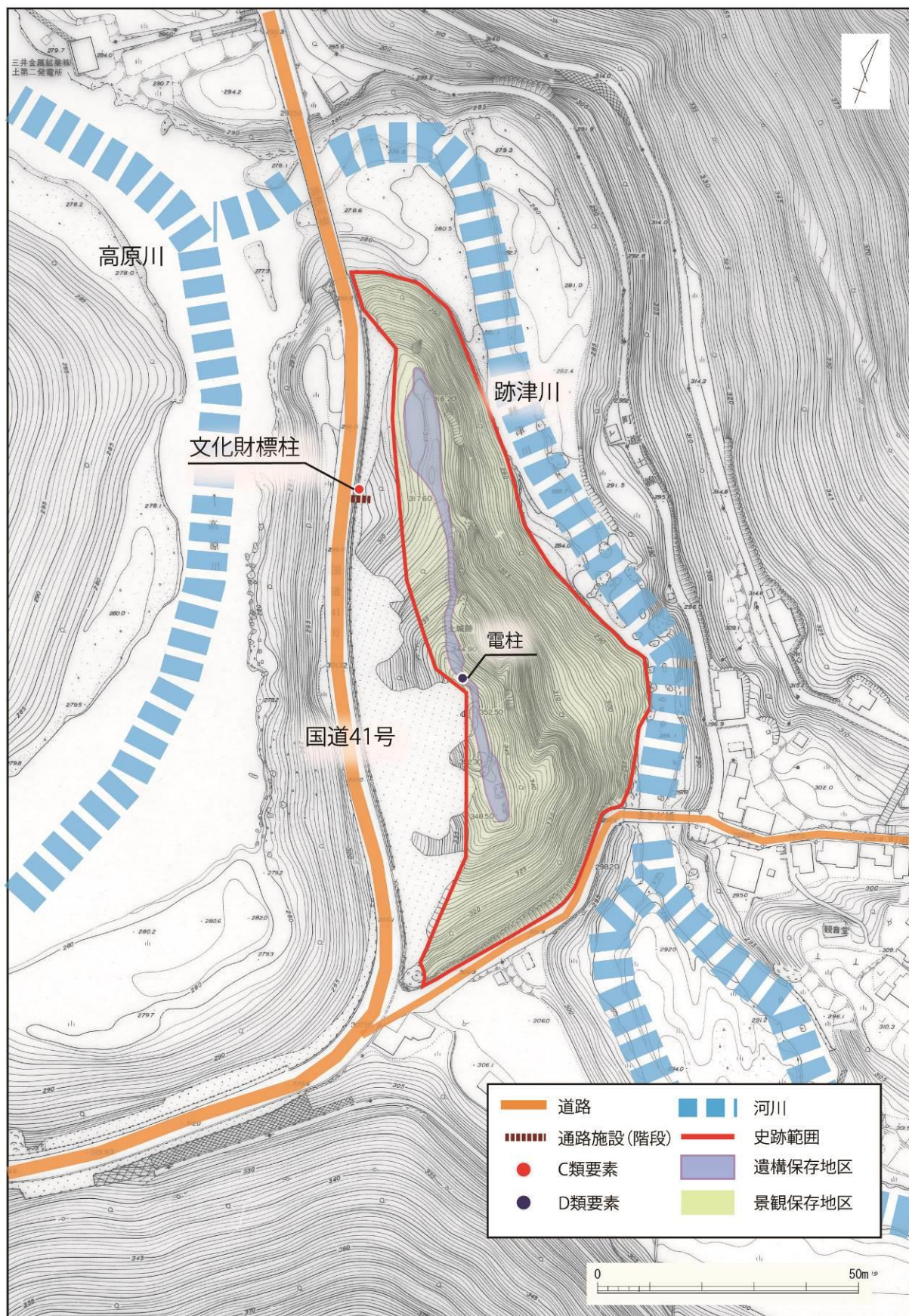


図4-4 土城跡諸要素位置図

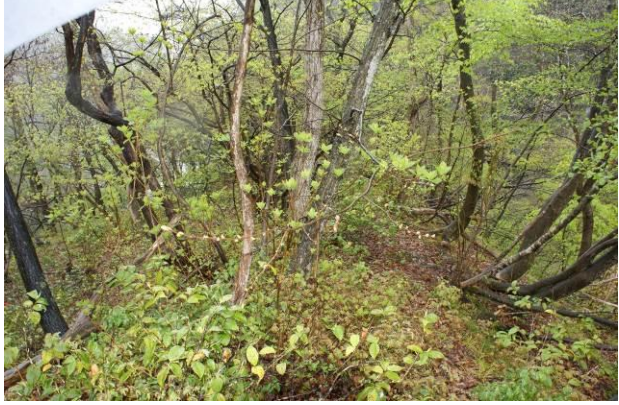
	
土城跡 全景（北側の国道上より撮影）	土城跡 【周辺要素】登り口（文化財標柱と階段）
	
土城跡 遺構保存地区 【A 類】南側曲輪の現況（低木が生い茂る）	土城跡 遺構保存地区 【D 類】尾根上の通路の電柱（両側が断崖絶壁のため危険）
	
土城跡 遺構保存地区 【A 類】北側曲輪の現況（巨石が存在し川原石も認められる）	土城跡 遺構保存地区 【B 類】南側曲輪よりの眺望（国道 41 号と高原川）

写真 4-9 土城跡の現状

③寺林城跡

下館跡の西南約3.5km、国道41号（かつての越中東街道）を見下ろす寺林集落の最奥部の半独立峰状の山城で、山林一帯が指定されている。全山民有地である。大部分が山林であるが、南側の山裾部分は一部が田畑として利用されている。

山上の城郭遺構周辺が遺構地区である。城郭遺構が良好に残っている。眺望は、草木に覆われ見通しがきかない状態である。

それ以外の範囲が景観保存地区である。尾根上に登山道が存在するが、整備が十分されていないため、夏季は低木が茂って通行しづらい。

サイン類は、標柱が山頂の主郭に1本、麓に2本存在する。説明板は未設置である。

表 4-7 寺林城跡（遺構保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	曲輪、虎口、横堀、堀切といった遺構が確認されており、完存している。
B	自然地形	山林であり、山全体が地域に城山として認知されている。
C	標識	主郭に平成18年設置の木製標柱が1本設置されている。

表 4-8 寺林城跡（景観保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	堀切、切岸等一部の城郭遺構はこの地区に存在する。その他、未確認の城郭遺構が存在する可能性がある。
B	自然地形	山林であり、山全体が地域に城山として認知されている。
C	登山道	2箇所から上ることができる。道は比較的明瞭だが低木や倒木により通行しづらい箇所がある。
	標識	・麓に平成18年設置の木製標柱が1本設置されている。 ・文化財標柱が麓に1本存在するが、老朽化し倒れている。
D	畑・農道	山裾の谷部分は、一部が田・畑・原野として利用されている。

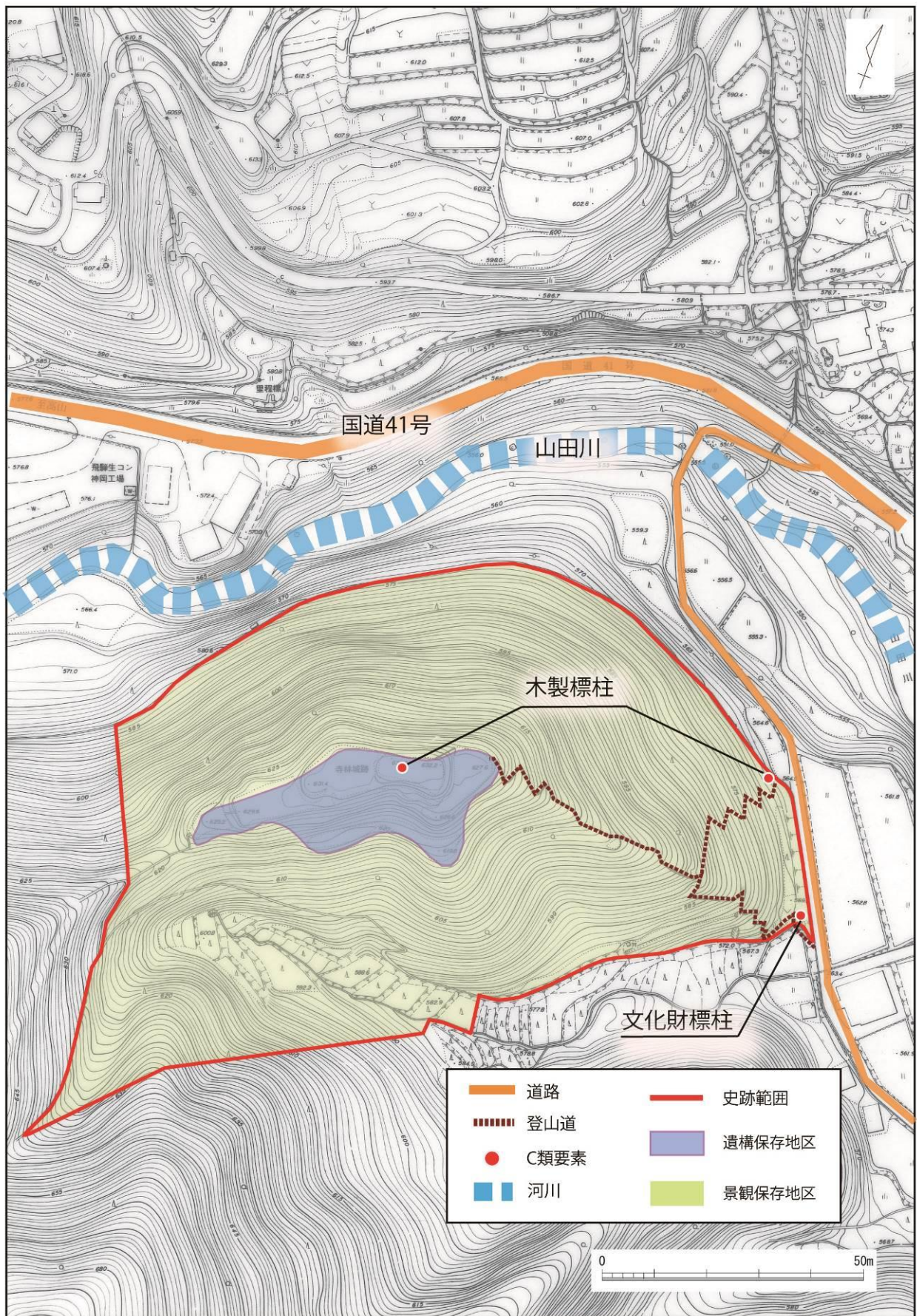


図4-5 寺林城跡諸要素位置図



寺林城跡 全景（南側の集落より撮影）



寺林城跡 景観保存地区

【C類】北側登り口の木製標柱



寺林城跡 景観保存地区

【C類】南側登り口の倒れた文化財標柱）



寺林城跡 遺構保存地区

【A・C類】主郭の現況（中央に木製標柱）



寺林城跡 遺構保存地区

【A類】城郭遺構（西側尾根上の堀切）



寺林城跡 遺構保存地区

主郭西側曲輪よりの眺望

（国道41号を望むが、樹木により視界は不良）

写真 4-10 寺林城跡の現状

④政元城跡

下館跡の西南 6.5km の位置にあり、国道 41 号と県道月ヶ瀬神岡線が分岐する地点の丘陵部の尾根先端部が指定されている。

山上部が遺構保存地区であるが、四阿が整備されており、高木を除いて下草が刈り取られ、周囲の見通しも良好である。景観保存地区には山頂へ至る登山道が存在し、地域住民によって整備されている。

サイン類も、他の山城跡と比較すると良く整備されている。2つの登山口にはそれぞれ標柱があり、山上にも標柱と説明板が設置されている。

なお、周辺要素にあたる政元奥城跡については、現状は埋蔵文化財包蔵地として保護している。

表 4-9 政元城跡（遺構保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	曲輪、堀切といった遺構が完存している。
B	自然地形	山林であり、山全体が地域に城山として認知されている。
C	説明板、標柱	・ 山上の曲輪に説明板が 1 基設置されている。 ・ ウォーキングコース明示の木製標柱が 1 基設置されている
	便益施設（四阿・ベンチ）	山上に 1 棟存在する。周辺の流葉地区のカントリーウオークコース整備事業の一環として飛騨市が改築を行った。
	管理施設（木橋）	主郭内の堀切を渡るために設置されているもの。現状は老朽化し危険。

表 4-10 政元城跡（景観保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	堀切、切岸といった遺構はこの地区に存在する。また、未確認の城郭遺構が存在する可能性がある。
B	山の自然地形	山林であり、山全体が地域に城山として認知されている。
C	登山道	2ヶ所から上ることができる。よく整備されている。
	説明板、標柱	・ 山上の曲輪に説明板が 1 基設置されている。 ・ ウォーキングの標柱が 1 基設置されている。 ・ 政元奥城への誘導看板が所々木に括り付け設置されている。
D	墓地	山裾の一部が墓地として利用されている。
周辺要素	標柱、看板	2ヶ所の登山口にそれぞれ存在する。東側上り口は文化財標柱が存在する。地元団体が設置した登り口を示す看板も 2 種類立っている。北側上り口には、ウォーキングに関係する地元団体が設置した標柱が建っている。
	政元奥城跡	政元城跡から尾根続きの山上に位置する城郭遺構。岐阜県中世城館跡総合調査で報告され、政元城跡の詰城と推定している。遺構としては曲輪、堀切、堅堀が確認されている。主郭には過去に設置されていた説明板やベンチが壊れて存在する。ここに至る登山道は明瞭ではなく、急斜面のため見学には適さない。
	大国寺	城跡の東麓にある。神岡町内の吉田地区から現在地にいずれかの時代に移ったと伝わる。詳細は不明だが、政元城跡との関連が推測される位置に所在し、山城の大部分の土地を保有する。

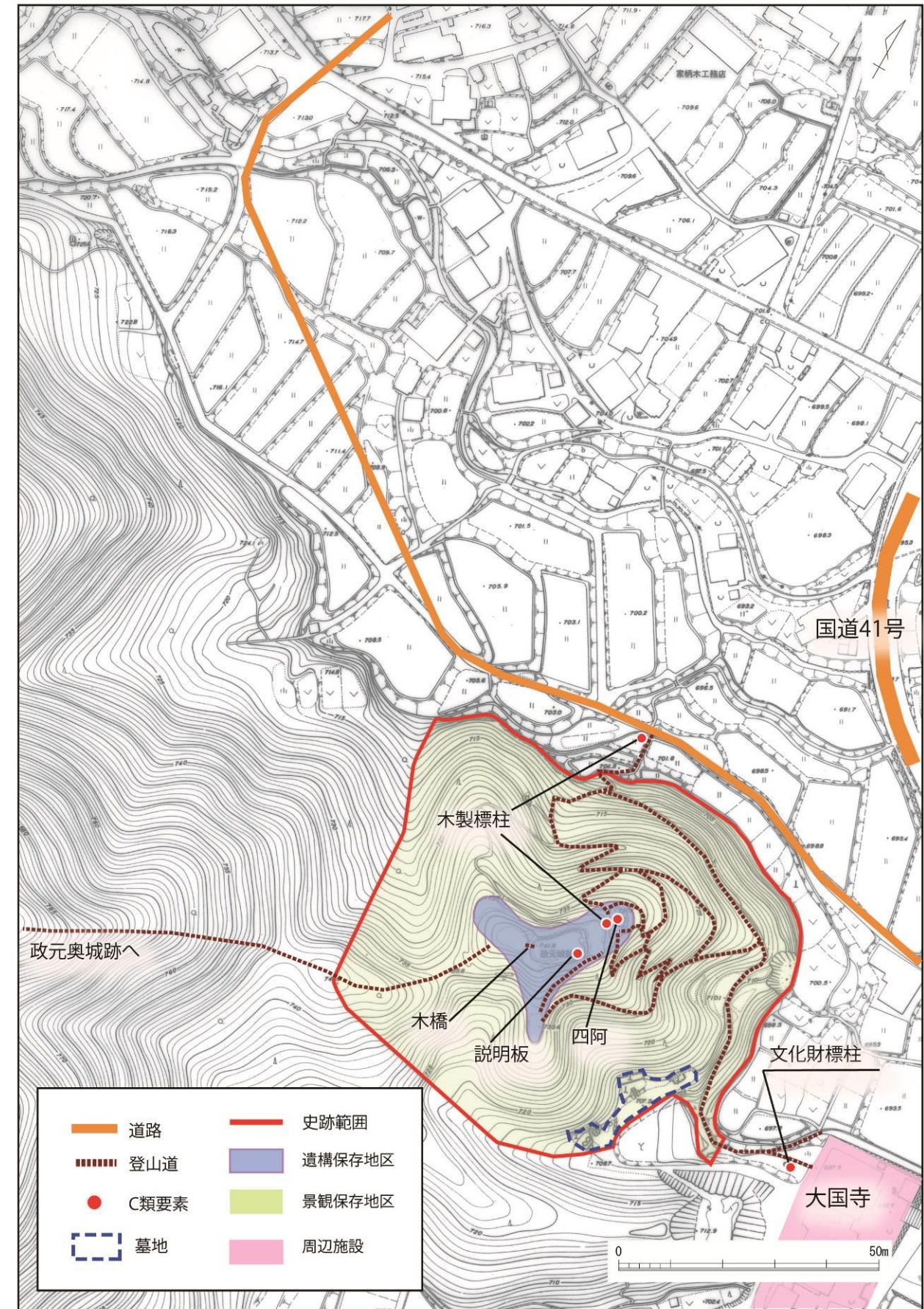


図4-6 政元城跡諸要素位置図

	
政元城跡 全景（東側より撮影）	政元城跡 【周辺要素】東側登り口（文化財標柱）
	
政元城跡 景観保存地区 【C類】登山道（よく整備されている）	政元城跡 遺構保存地区 【C類】副郭の四阿
	
政元城跡 遺構保存地区 【C類】主郭の説明板	政元城跡 遺構保存地区 【C類】主郭の堀切を渡る木製橋（老朽化している）

写真 4-11 政元城跡の現状

⑤洞城跡

下館跡の東南約2kmの位置にあり、下麻生野地区の北側後背地の半独立峰状の山地が指定されている。全山民有地である。山上の城郭遺構周辺が遺構保存地区である。城郭遺構は完存しているが、樹木の整理はされていないため、周囲の見通しはきかない。それ以外の範囲が景観保存地区である。指定地外の南側裾部には民家が点在し、山頂への登山道は民家の裏を回り込むような形となっており分かりづらい。登山道は尾根道だが、整備されていないため道は明瞭では無い。サイン類については、麓の登山道の起点に標柱が建っているが、説明板は未設置である。

表 4-11 洞城跡（遺構保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	曲輪、堀切、堅堀、土塁、櫓台、土橋虎口といった遺構が確認されており、完存している。特に主郭東側の堀切は大規模である。
B	自然地形	山林であり、山全体が地域に城山として認知されている。

表 4-12 洞城跡（景観保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	堅堀、切岸といった遺構はこの地区にある。また、未確認の城郭遺構が存在する可能性がある。
B	山の自然地形	山林であり、山全体が地域に城山として認知されている。
C	登山道	不明瞭ながら麓から山上まで至る道が存在する。
周辺要素	標柱	史跡範囲外の動線の起点に文化財標柱が建っている。

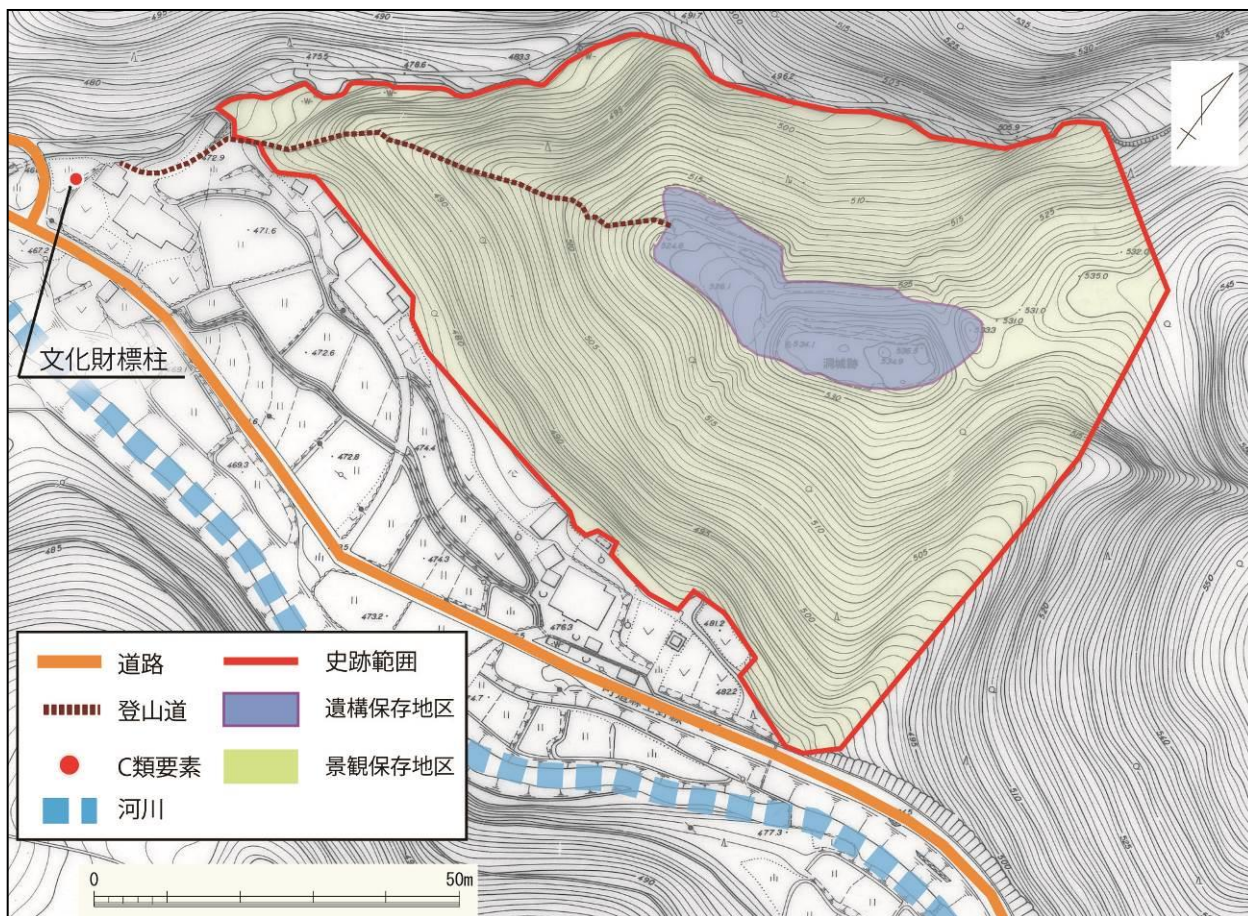


図 4-7 洞城跡諸要素位置図

洞城跡 全景（南東側より撮影）	洞城跡 【周辺要素】登り口 （民家の裏を回り込んで登山道に至るため分かりにくい）
洞城跡 【周辺要素】登り口の文化財標柱	洞城跡 景観保存地区 【C 類】登山道（不明瞭）
洞城跡 遺構保存地区 【A・B 類】主郭の様子（樹木が生い茂り周囲への眺望はきかない）	洞城跡 遺構保存地区 【A 類】城郭遺構（主郭背後の堀切。規模が大きい）

写真 4-12 洞城跡の現状

⑥石神城跡

下館跡の東南約3.5kmの位置にあり石神地区の後背地にある山林が指定されている。ほぼ全山民有地である。城跡の南西側を市道が通り、市道周辺から山裾まで農地が広がっている。城跡の南麓にある白山神社の参道を通り、神社の裏から山頂付近へ至る登山道がある。

山上の城郭遺構周辺が遺構保存地区である。送電鉄塔が地区内に設置されており、設置に際して一部遺構が影響を受けた可能性がある。鉄塔管理のために樹木は整理されており、一定方向への見通しは良好である。

それ以外の範囲が景観保存地区である。現状では登山道が整備されていないため主郭まで道をたどるのは難しい。

サイン類については、白山神社裏の山上への起点に標柱が建っているが、説明板は未設置である。

表 4-13 石神城跡（遺構保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	曲輪、堀切、土橋、堅堀、虎口といった遺構が存在する。曲輪が一部鉄塔により影響を受けている。
B	自然地形	山林であり、山全体が地域に城山として認知されている。
D	公益施設（鉄塔）	史跡内に存在する2基の送電鉄塔のうちの1基が存在する。鉄塔設置により地形や城郭遺構に影響があった可能性がある。鉄塔を管理するための管理道が整備されている。

表 4-14 石神城跡（景観保存地区）の要素の現状

分類	要素	現状
A	山城跡の城郭遺構	堅堀、堀切等の遺構は一部この地区に存在する。その他、未確認の城郭遺構が存在する可能性がある。
B	山の自然地形	山林であり、山全体が地域に城山として認知されている。
C	登山道	不明瞭ながら麓から山上までの道がある。分岐や不明瞭になっている箇所があり、誘導サインの整備もされていないため迷いやすい。
D	公益施設（鉄塔）	史跡内に存在する2基の送電鉄塔のうちの1基が存在する。鉄塔設置により地形に影響があった可能性がある。鉄塔を管理するための管理道が整備されている。
周辺要素	標柱	史跡範囲外の動線の起点に文化財標柱が建っている。
	白山神社	南麓にある。山上への動線の起点となっている。

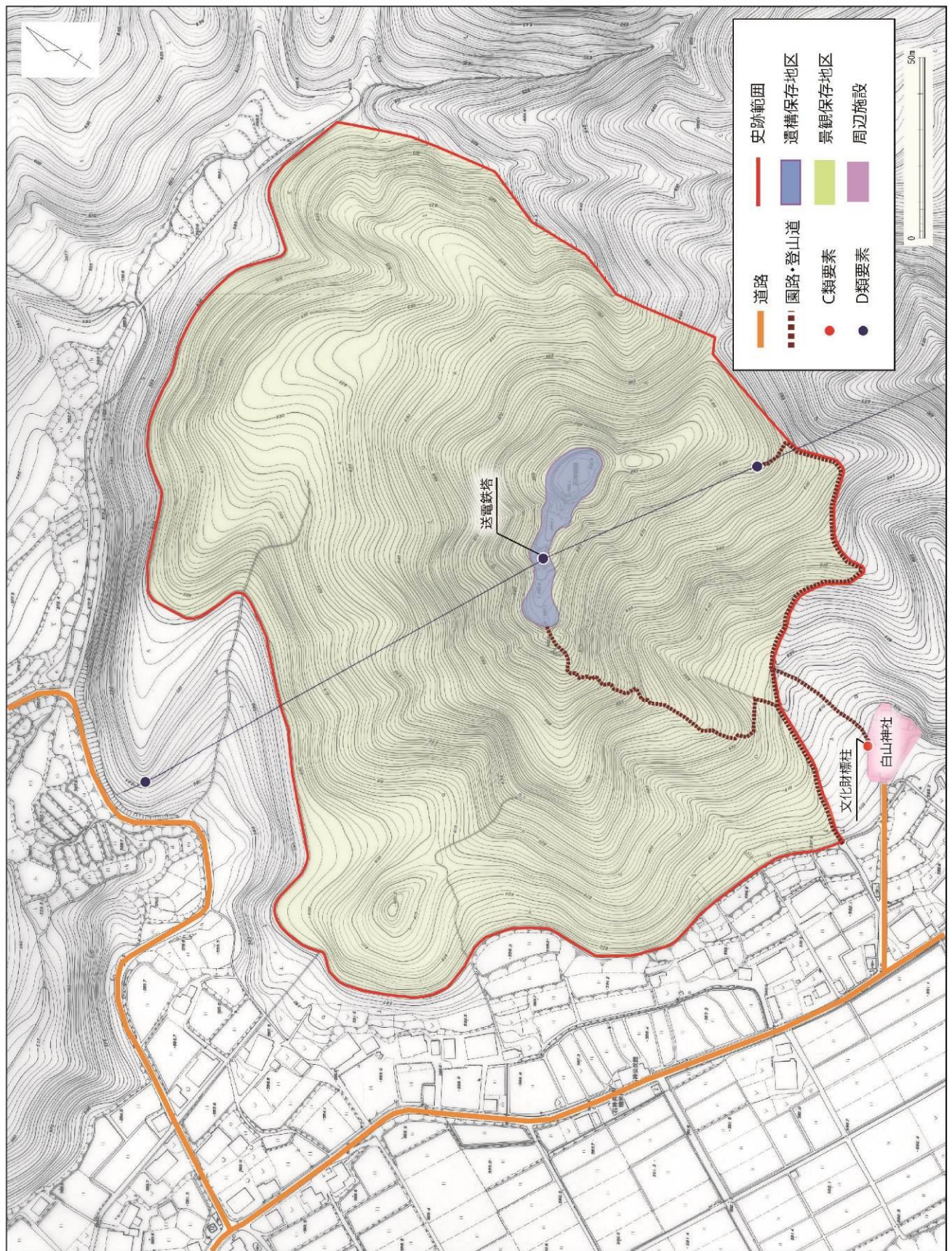


図 4-8 石神城跡諸要素位置図

	
石神城跡 全景（東側より撮影）	石神城跡 【周辺要素】登り口の文化財標柱
	
石神城跡 景観保存地区 【C類】東側の登山道	石神城跡 遺構保存地区 【A類】主郭部
	
石神城跡 遺構保存地区 【D類】山頂の送電鉄塔	石神城跡 遺構保存地区 【B類】尾根先よりの周囲への眺望（洞城跡、傘松城跡が望める）

写真 4-13 石神城跡の現状

3) 名勝範囲内

①名勝範囲内の構成要素

名勝の範囲内については、史跡の下館跡（遺構保存地区）の一部と範囲が重複しているが、図3-11の名勝の要素の分類にしたがって、改めて現状を示す。

名勝範囲内はすべて市有地であり歴史公園として飛騨市が直営管理している。日常的な維持管理は行っているが、整備完了後期間が経過し、各所に経年劣化が見られる。劣化が進行している箇所（土堀・建物等）については、今後必要な修繕を計画的に実施する必要がある。

表 4-15 名勝の要素の現状

分類	要素	現状
A	露出した庭園遺構（景石）	発掘調査で確認した庭園の景石。現在庭園に存在する大部分の景石は現地に残存していた石材を保存処理後再利用している。調査成果に基づいて位置・角度等を検討しながら石の据え直しを行っているため、往時の庭園の景石の様子を良く示すものとして価値が高い。現状大きな劣化は無いが黒く変色している。
	庭園の復元整備施設 （補填した景石・盛土・芝）	庭園の整備にあたり、遺構を地下に保存し、往時の庭園景観を復元・公開するために整備された施設である。 ○補填した景石…抜き取り跡がある箇所等、石材が不足した欠損部分は、出土した景石と類似した石材を補填している。 ○池・陸丘部の版築…池底及び陸丘部は遺構の保護層を設けながらも、往時の庭園の景観を損なわない程度に最低限の盛土を行っている。 ○芝…植栽は調査の結果により行っていないが、側面保護や修景のためにノシバ（ひめの）の張芝を行っている。経年により欠損している箇所がある。
	復元建築物（会所）	発掘調査の成果をもとに詳細な検討を行い、往時の会所の姿を復元展示したもの。庭園の鑑賞場所・園池の修景の他、四阿・イベント等の活用施設としての機能を有している。中世武家館の会所の復元は全国初であり、往時の庭園景観を眺めることができる施設として価値が高い。建物は木造のため退色等、経年劣化が進行している。特に風雨に晒される外部は屋根を中心に、将来的に大規模な修繕が必要になることが予想される。
	復元構造物（土堀・板堀）	名勝範囲を区画する板堀・土堀は、庭園の東側を除き、すべて往時の姿を検討し、復元展示している。土堀は経年劣化により崩れることが多く、数年毎に職員やワークショップ等で壁塗り修繕を実施しているが、維持管理では対応できない大きな崩れが認められる。また、土堀の木部及び板堀は経年で退色している。特に土堀の軒部分は上げ土の石灰分が染み出して白色に変色している。
B	管理施設（庭園東側柵・管理用倉庫）	発掘調査では庭園の東側に柵列の遺構は検出されなかったが、安全管理として庭園を区画分けする目的で、木製の板堀を設置している。復元柵列は横板であるのに対し、この管理用柵は縦板としている。また、この柵には管理用の倉庫（水屋）を併設している。
C	江馬氏の居館跡および関連する遺構（庭園・建物・堀等）	調査によって検出された遺構は、露出遺構である景石を除いて、盛土保存し上部に復元整備を行っている。往時の庭園景観になるべく近づけるため、池底等は平均10cm（最小で7cm）の盛土に留めており、今後の維持管理や保存整備の際は地下遺構に十分配慮する必要がある。
周辺要素	周辺の史跡指定地	下館跡地区内の名勝指定範囲外の部分。現況は「下館跡の要素の現状」の通り。特に復元構造物である主門や範囲外の土堀や堀等、往時の庭園に至るまでの景観を理解する上で重要であるため、名勝範囲内と同様に維持管理を行う必要がある。
	背景となる景観	復元会所から庭園のある南側を眺める構造となっている。 土堀越しに高原諏訪城跡や雄大な飛騨の山並みを背景としている。縁側で座した高さを基準にすると、周辺の住宅の屋根やアンテナ塔、鉄塔等の現代施設が点在し視界に入る状況である。

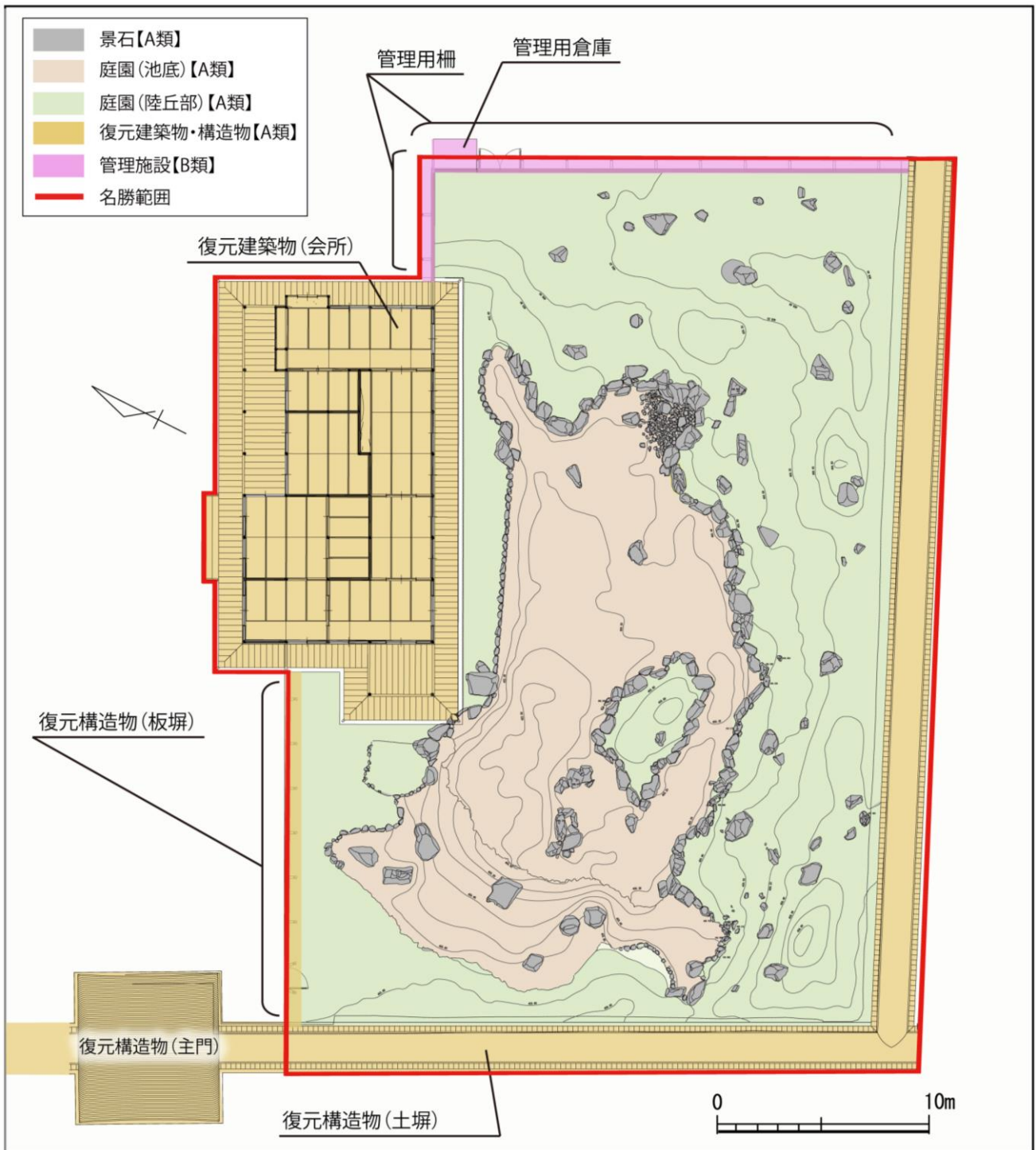


図 4-9 名勝範囲内諸要素位置図

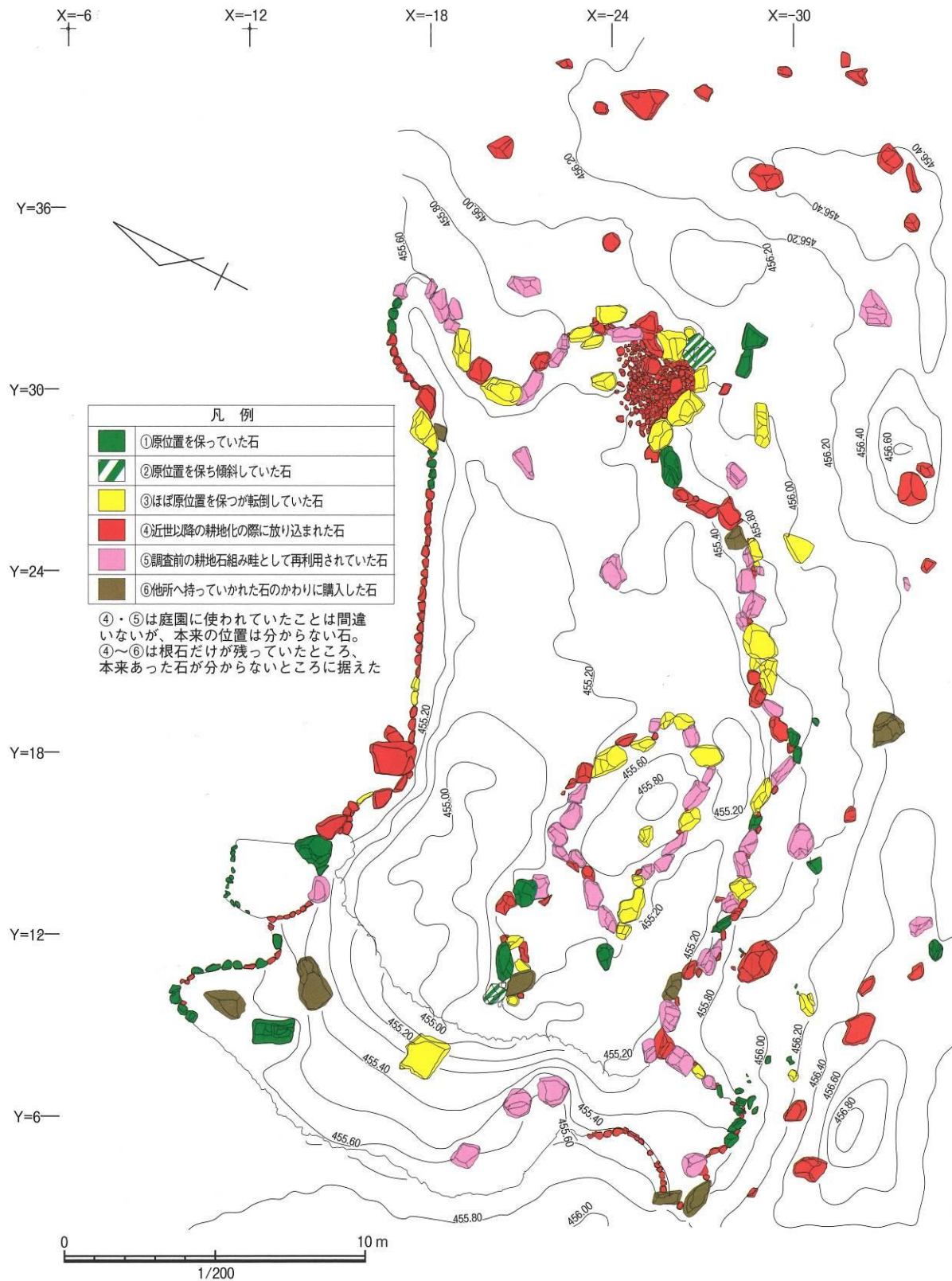
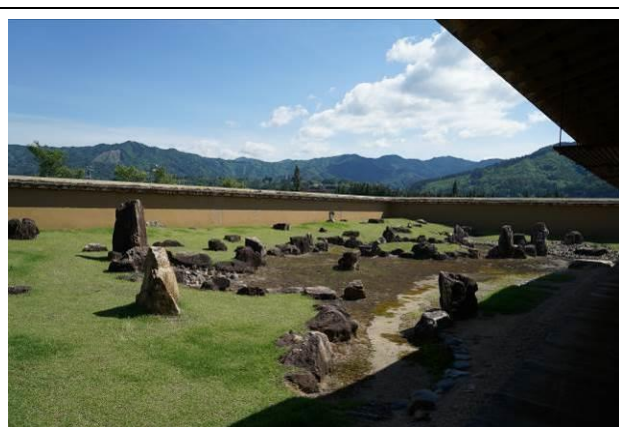


図 4-10 景石の据え直しの状況 (①～③が遺構石)



庭園全景（庭園南東側より撮影）



庭園全景（会所縁側より撮影）



【A 類】景石・地形の現状（庭園南東部）
…背後に高原諏訪城跡が見える



【A 類】景石・地形の現状（中島付近）



【A 類】復元土塀現状（会所月見台より撮影）
…正面に傘松城跡が見える



【A 類】復元土塀の修復箇所現状（南西端）
…壁塗り修繕した箇所は色合いが若干異なる

写真 4-14 名勝範囲内の現状（庭園・復元土塀）



【A 類】復元会所外観（北側より撮影）



【A 類】復元会所西側屋根（屋根部の現状）



【A 類】復元建築物内部（会所 主人の間）



【A 類】復元建築物内部（会所 接客の間）



【A 類】復元構造物（板塀）

…横板



【B 類】管理施設（庭園東側柵）

…復元板塀と区別するため縦板となっている

写真 4-15 名勝範囲内の現状（復元会所・復元板塀・管理柵）

②名勝の周辺要素（眺望景観の現状）

庭園の視点場である、会所の座敷からの眺めを確認する（写真 4-16）。本庭園は土堀越しに北飛驒の雄大な山々を背景として取り込んでいる。左手は山塊の高原諏訪城跡の城山であり、庭園の中央やや左手に主郭を望んでいる。主郭周辺の遺構の様相は、下館跡廃絶後の16世紀後半のものと想定されるが、北部上部遺構の存在から高原諏訪城跡は下館存続期にも江馬氏の詰め城として使用されていたと想定される（岐阜県教育委員会 2005）。自らの詰め城を庭園景観の一部として納めたところに、江馬氏の軍事力や権威を誇示した様子が伺える。中央の山塊は下館跡から約5km南方の山塊である。右手には観音山（県史跡 傘松城跡）の一部が見え、西側の月見台から眺めると丁度正面に傘松城跡の主郭を望んでいる。これらの山並み景観の保全については、左手の高原諏訪城跡は史跡範囲のため、開発による大きな景観への影響は今後も無いものと考えられる。右手の観音山（傘松城跡）や中央部に見える山塊は、山体を大きく改変するほどの開発が無い限りは景観に大きな影響は無いと思われるが将来的に注意が必要である。

次に庭園越しに見える現代施設を検討する。庭園と高原諏訪城の間に集落地区の民家や電柱が見え、指定範囲外の民家や墓地も見える。整備の際に寄贈されたカミオカザクラを遮蔽木として庭園南側の土手に植樹したが、春の開花時期も含めて遮蔽しきれていない。また、中央やや右手には段丘崖を挟んでほぼ同じ標高の台地が立地し、住宅街や公共施設が立ち並ぶ。基本的に土堀の陰に隠れてこれらの施設は見えないが、国土交通省の鉄塔は見える。座した高さでは西側の段丘崖下の施設は見えないが立って眺めた場合は段丘崖下の店舗の看板が見える。これらの現代施設については、左手の史跡範囲内の集落地区内は現状変更の対象となるため、建替え・改修の協議で景観への配慮を求めることができる。一方、同一段丘上の史跡範囲外の民家については、規制の対象外であるため今後の開発による景観への影響が懸念される。西側の台地の地域についても、高層の構造物が建った際の景観への影響が懸念される。

これらの山並み景観を阻害する恐れのある要素については、地域住民や関係機関と協議しながら眺望確保に対する対策を講じる必要がある。整備の際に実施した遮蔽木の植樹は、庭園の管理者として実施できる有効な対策である。ただし、樹木が繁茂しすぎて山並み景観を阻害することがないように配慮も必要である。



写真 4-16 会所座敷からの眺望（パノラマ写真）

2. 保存（保存管理）の課題

史跡指定地全体及び、要素・地区ごとの現状をふまえて、保存（保存管理）に関する課題を以下のとおり整理した。

●継続的な調査研究

過去の調査により、下館全体の遺構の配置・規模等の状況や変遷を明らかにすることができたが、山城跡の詳細な状況や各要素の広域的な関係性をはじめとして、全容は明らかになっていない。保存活用に資するためにも、継続的に調査研究を実施し、史跡等の全容解明を推進する必要がある。

●遺構の確実な保存

史跡及び名勝地内の露出遺構や地下に埋蔵されている遺構については、破壊・滅失することがないように、確実に保存する必要がある。

●名勝を中心とする下館跡地区の適切な保存

下館跡の庭園は、室町時代における庭園文化の地方への伝播と多様化を示す重要な事例として庭園史上の価値が高く、整備によって顕在化された芸術上・鑑賞上の価値を適切に保護する必要がある。そのためには単に美観を保つだけでなく、各要素の文化的価値をよく把握し、その特性に合った最善の維持管理を計画的に行う必要がある。毀損・劣化の進行が予想される箇所については、名勝範囲の周辺も含めて適切な保存措置を計画的に行う必要がある。

●史跡地保全と地元住民の生活の営みの調整

下館跡の集落地区については史跡指定より以前から地域住民の集落地であり、村落調査でその様態が近世以前まで遡ることが明らかとなっている。重要な遺構が地下に存在する可能性が高い一方、地域に住む住民の生活の場でもある。史跡等の保存と活用において、この地域の住民が果たしてきた役割は大きく、今後も史跡等と親和性の高い地域として継承していくためにも、遺構を確実に保存し、史跡としての景観を保全しながら、地域住民の生活に配慮した現状変更の調整を行う必要がある。

●自然・景観の保全

下館跡周辺、特に庭園の背景となる景観については、雄大な山並みが往時と変わらず残っているが、周囲の開発により往時の状態を完全に観ることは難しくなっている。周辺の景観の保全について、関係者と連携して適切な保全策を講じる必要がある。また山城跡についても、城山として地域に親しまれてきた自然・景観を適切に保全する必要がある。

第2節 活用に関する現状と課題

史跡等の活用についての現状・課題を整理した。

1. 活用の現状

(1) 指定地全体の現状

活用に関しても保存（保存管理）と同じく、指定地が下館跡と6ヶ所の山城跡で構成されており、それぞれ離れた場所にある。そのため現状は各地区で異なっている。

活用に関してコアとなる地区は、下館跡及び山城跡の遺構保存地区である。そのバッファゾーンとして集落地区・景観保存地区がある。下館跡においては復元会所を公開活用の拠点として位置づけ、各種事業を展開している。山城跡については、地域によって異なる。山頂の遺構保存地区を核として、登山道を含めてレクリエーションの場として活用されているところもあるが、整備が進んでいない山城跡については、活用も進んでいない状況である。

(2) 地区ごとの活用の現状

1) 下館跡（遺構保存地区）

整備した下館跡の現在の活用の方向性、体制、入館者数、実績は以下の通りである。

①下館跡の活用の方向性

現在の活用の方向性は下記のとおりである。

○まちづくりの拠点

○学習体験施設としての活用

- ・市内小中学校の歴史、地域学習の授業、地域住民を対象とした実体験を伴う学習の場
- ・500年前の庭園を当時の建物から、当時と同じ視線で観賞するという「体験の復元」体験
- ・各種日本文化的な市民講座（お茶、お花、謡、日本舞踊、管弦の演奏等）の開催発表の場としての活用

○地域住民が日常的に集い、憩いや住民間のふれあいの場としての活用を図る

○観光拠点・施設としての活用

- ・500年前の武家館が体験できる「飛騨市の見所の一つ」であることをアピールし活用を図る

②活用事業の手法

現在実施している活用事業を具体的に示す。

○学校教育における活用

例年、地元小学生が社会見学として訪れる。歴史や文化財の価値を学習することで、児童の郷土に対する理解を深めることを目的としている。名勝指定を契機に地元高校生が総合学習で訪れる等、少しずつ活用の機会が増加している。

○生涯学習における活用

地域の歴史・文化を知る絶好の場所として、公民館講座、シルバー学級等において活用されている。平成 29（2017）年度より、茶道・香道・礼法といった日本の文化を学ぶ講座を神岡町公民館主催で実施している。

○地域における活用

<観光利用>

神岡地域の主要な施設として徐々に認知されており、休日には団体の見学者がある。近年、「神岡街歩きガイド」のコースの中に組み込まれて、立ち寄ることが増えた。平成 29（2017）年度より日本自動車連盟（JAF）と連携して優待割引を開始する等、周辺を含めた関係機関の連携による利用の増加を図っている。

<貸館利用>

会所内部や広場等、可能な限り対応している。利用に際しては、史跡や施設に悪影響を与えないよう、責任をもって利用することを条件としている。個人や団体の会食も対応しており、室町時代の庭園を眺めながら会食できる珍しい場所として好評を博している。また、地域の夏祭りや薪能公演、コンサートなどの活用がされており、広場や会所の縁側を利用している。

③入館者数の推移

下館跡の入館者数の推移は表 4-16・表 4-17 の通りである。整備後のオープン当初は年間約 1,700 名の入館者があり、その後全体的に見ると年々減少していた。そのうち、地元の小学校の見学や生涯学習講座等で減免の入館者が一定数あるが、有料入館者は年々減っている傾向にあった。同じく教育委員会管理の高原郷土館（神岡城）は例年 4,000 人程度の入館者があり、こちらとの差が大きい。神岡城は昭和 40 年代に開館して歴史が長いため知名度があること、天守がランドマークとして国道方面から目立つことが要因として考えられる。

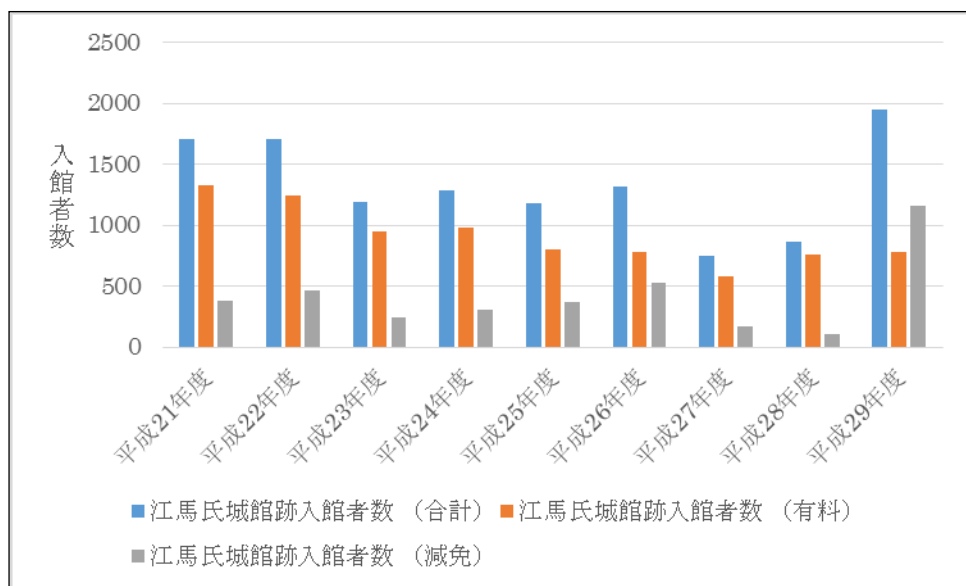
なお、平成 29 年（2017）に江馬氏館跡庭園の名勝指定があり、期間限定無料化、記念イベント開催、他団体による講座・イベント利用の増加等で、全面オープン以来最多の 1,900 名強の入館者があった。今後更に入館者数の増加や地域における活用の増加に繋げていけるかどうかは課題である。そのためには、本質的な価値を伝える活用を推進しつつ、周辺施設との連携・PR 活動等を積極的に行う必要がある。

表 4-16 入館者数の推移

年度	江馬氏城館跡入館者数			<参考> 高原郷土館 入館者数
	(合計)	(有料)	(減免)	
平成 21 (2009) 年度	1711	1331	380	4258
平成 22 (2010) 年度	1706	1241	465	4168
平成 23 (2011) 年度	1196	953	243	4038
平成 24 (2012) 年度	1283	978	305	3548
平成 25 (2013) 年度	1180	805	375	3536
平成 26 (2014) 年度	1316	786	530	4048
平成 27 (2015) 年度	750	577	173	4496
平成 28 (2016) 年度	866	761	105	4163
平成 29 (2017) 年度	1947	784	1163	4038

※減免数は市内学校の見学やイベント開催等による入館者を示す。

表 4-17 入館者数の推移（グラフ）



④これまでに実施した活用事業（イベント）

実際に行った活用事業の具体的な実績を抽出して以下の通り示す。また、1年間を通した活用事業実施のサンプルとして平成29（2017）年度の活用事業実績を表4-18の通り示す。名勝に指定された年度ということもあり、主催・他催問わず多くのイベントが開催された。

＜飛騨市主催・共催事業＞

○歴史講座・会食体験

開催期間：不定期（H29） 参加者：40人

概要：名勝指定記念イベントとして、会所を会場として利用し、講師を招いて江馬氏城館跡の価値を解説する歴史講座を開催。実際に庭園を眺めながら会食体験も行い、史跡・名勝の価値を存分に体感できるということで非常に好評だった。



写真 4-17 歴史講座・会食体験

○土塀の壁塗り体験

開催期間：不定期（H29） 参加者：10名

概要：復元土塀の修復作業を市民の手によって行うという趣旨で開催。市担当者が立会いのもと、劣化箇所の土塀を修復する作業の体験を行った。参加者からは、壁塗り体験の楽しさに加え、伝統的な工法で造られた土塀の修復をするということ自体が貴重であることなど、ここでしか出来ない体験ができたということで好評だった。



写真 4-18 土塀の壁塗り体験

○日本文化の体験講座（公民館講座）

開催期間：年2回程度（H29～） 参加者：20名

概要：会所の座敷・和室を活用し、日本文化を体験できる講座を開催。室町時代以前より続く香道の体験や、礼法のマナー講座等、講師を招いた本格的な体験ができ、雰囲気也非常に合っていると好評である。



写真 4-19 マナー講座

○整備工事に関わる活用事業

整備事業の際、積極的に市民と関わる利活用事業を実施した。材料と工法等、往時の工事を再現した整備工事は、この時しか見ることができないもので、それ自体が貴重な学習の場であった。その過程を広く市民の公開・参加を得ることで、史跡の歴史的な意義を発信し、完成後の市民の史跡への愛着や関心を高めることも目的とされていた。主な事業は以下の通り。



写真 4-20 日干しレンガ製作体験

- ・平成 17 年（2005）、日干しレンガ製作体験を神岡小学校体験授業と一般向け講座として開催した。その際に作られたレンガは土塀の復元工事に使用された。参加者は計 121 人。
- ・平成 17 年（2005）、会所建物上棟式の際、「引綱の儀」を子どもたちの手で行った（棟木のかわりに棟札を屋根に引き上げた）。上棟式参加者は約 490 人。
- ・平成 18 年（2006）、仮設足場から葺いた直後の屋根を見学するという趣向の工事現場公開を実施。参加者約 500 人。
- ・平成 19 年（2007）、完成した会所建物の市民向け内覧会を実施。参加者約 500 人。

○「江馬・室町饗応膳」の検討

実施期間：（H30～）

概要：名勝指定を契機に、復元会所と庭園の活用のため、史跡等の動線の起点である宙ドーム料理部と市の共催で取り組みを開始した。御成の記録や「酒飯論絵巻」といった同時代の食に関する資料を市より提供し、それをもとに宙ドーム料理部が江馬氏の饗応をイメージした献立を考案した。平成 30（2018）年度は関係者による試食検討会を実施し、近く一般にも提供開始予定。会所でも提供できるよう調整している。



写真 4-21 試食検討会の様子

<貸館事業>

○音楽イベント

開催期間：隔年（H24・H26・H28）の秋季

主催：実行委員会 参加者：約 100 人

概要：会所や庭園を舞台として、音楽イベントを開催している。庭園を舞台、会所を観客席として使用したり、会所内部を舞台・観客席として使用する等、毎回形態が異なる。毎回多数の来場者がある。



写真 4-22 音楽イベント

○薪能「藤橋」

開催期間：毎年秋季 1 回（他会場実施の場合もある）

主催：藤橋会 参加者：約 200 人

概要：江戸時代末に江馬氏に関わる地元の史話・伝説をもとに作謡された謡曲「藤橋」（市指定無形文化財）を、創作能で演じている。公民館で実施される場合もあるが、下館跡を会場とする場合は、薪能として演じられる。建物跡の立体表示のデッキを舞台として活用し、広場に観客席を設ける。毎回多くの来場者がある。



写真 4-23 薪能「藤橋」

○殿地区納涼祭

開催期間：夏季（H29～）

主催：殿公民館 参加者：約 400 人

概要：堀内地区の広場を活用して地元区の納涼祭を開催。会所の縁側をステージとして音楽演奏があり、建物跡の立体表示のデッキを出店・催しコーナーとして利用している。広場が満員になる程の来場者があり、歴史的な景観も楽しめるということで好評である。



写真 4-24 殿区納涼祭

＜その他＞

下記のようなイベントをこれまでに実施している。

- ・ハロウィンパーティー（H25）
- ・クリスマスイルミネーション（H25・H26）
- ・お月見イベント（H20・H21・H28）
- ・模擬ブライダルイベント（H27）

表 4-18 下館跡活用事業実績（平成 29（2017）年度）

月日	内容（参加者数）	主催等	備考
6/1～8/31	会所・庭園無料開放	飛騨市	名勝指定決定により期間限定実施。
7/15	学芸員による説明会（50 人）	飛騨市	名勝指定決定速報イベント。名勝指定の意義や価値について、市学芸員の解説を行った。
7/30	やさしいマナー講座（20 人）	飛騨市 （神岡町公民館）	浴衣着付け、折形礼法講座、昼食会を、会所を舞台に実施。
8/19	大人の社会科見学ツアー （40 人）	飛騨市 （企画部）	市の施設を見学する中のコースとして下館跡に訪れ、飛騨市学芸員が説明を行った。
8/21	土堀の壁塗り体験（15 人）	飛騨市	名勝指定決定速報イベント。庭園内の復元土堀の壁塗り補修体験を実施。
8/26	殿区 納涼祭（400 人）	貸館 （殿区）	堀内の広場やデッキを利用したバザーや、会所縁側を利用して音楽演奏を実施。
9/6～11/5	夜間ライトアップ	飛騨市	会所の期間限定ライトアップ。
9/9	薪能「藤橋」公演（200 人）	貸館 （藤橋会）	江戸時代に神岡の伝承をもとに作成された謡曲・藤橋を題材として創作された能の公演。建物跡のデッキを舞台として使用。
10/21	名勝指定記念イベント（40 人）	飛騨市	丸山宏教授（名城大学）・飛騨市学芸員の講演会。神岡名物・蒸し寿司を食しながら講演を聴き、庭園を眺める。
10/22	聞香体験講座（20 人）	飛騨市 （神岡公民館）	復元会所の座敷を利用し、御家流講師による聞香体験と呈茶を実施。

2) 山城跡

山城跡の活用については、下館跡と比較してこれまであまり行われてこなかった。平成 23 (2011) 年度に下館跡とセットで高原諏訪城跡に登山する講座を市主催で開催した。その他各種歴史講座の舞台として山城跡の現地見学や座学による学習会が行われることがある。

各山城跡がその地区の地域活動の拠点となることが望ましいあり方と言えるが、地域によって形態は様々である。高原諏訪城跡は保存会主体で地域活動の拠点として園路の整備や夏季の除草が行われており、地域に親しまれている。政元城跡も同様に、地元主体でよく整備されている。それ以外の山城については組織立った動きは無いのが現状である。

同じ飛騨市においても、旧古川町に飛騨国司・姉小路氏関連の城館群が存在し、平成 29 (2017) 年度から市主催で城跡イベントを毎年恒例で開催し始めるなど、徐々に脚光を浴びつつある。神岡地域の山城跡についても、江馬氏の城館のネットワークや、他地域の城館群とも繋がる形で活用が促進されるよう検討する必要がある。平成 30 (2018) 年度はその足がかりとして「山城マップ (江馬編)」を作成し、配布を開始した (図 4-11)。神岡町内のおもな山城跡を縄張り図や解説を交えて紹介しており、市内施設で配布している他、下記の文化財ホームページでもデータを入手できる。

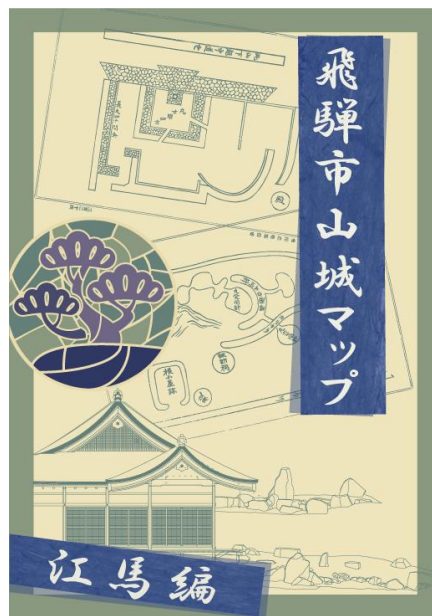


図 4-11 山城マップ（江馬編）

3) 情報発信

史跡等の情報発信として、飛騨市内の文化財を総合的に紹介するホームページ「飛騨市の文化財」(<http://hida-bunka.jp>)を平成30年(2018)1月に開設した。その中では史跡等を目玉の文化財として位置づけ、特集ページ作成して名勝庭園を主とした解説を行っている。市の公式ホームページや、公式観光ホームページ等にリンクしており、史跡等の価値の概要を提供しつつ、来訪の為に必要な情報も提供している。

また、随時イベント等の最新情報を発信するためＳＮＳ（フェイスブック）を活用した情報発信も積極的に行っている（<https://www.facebook.com/hidanobunka/>）。ＳＮＳは上記のホームページにも関連づけており、文化財ホームページ内でも最新情報を得る事ができる。

このページの周知及び掲載情報の充実が今後の課題である。また、現在は日本語のみであるため外国人の観光客にも対応した多言語化も課題である。



写真 4-25 飛騨市の文化財ホームページ

2. 活用の課題

史跡指定地全体及び、要素・地区ごとの現状をふまえて、活用に関する課題を以下のとおり整理した。

●学校教育における活用

江馬氏や史跡等に関することを、学校教育における郷土教育の中に位置づけ、多くの子どもたちに郷土の誇りとして認識されるよう、その拠点として活発な利用を促進するとともに、学校と連携した体験学習等を促進する必要がある。

また、調査研究を促進させる意味でも大学等の研究機関との連携を模索する必要がある。

●生涯学習における活用

地域の人々の心の豊かさの増進に資するため、文化活動やレクリエーション活動、ボランティア活動等の生涯学習の拠点としてより活用される必要がある。歴史講座や土塀塗りの体験講座・山城見学登山などの史跡の本質的価値を学ぶ講座のほか、座敷や庭園を活用した日本文化を学ぶ講座やボランティアガイド育成等、生涯学習における利用を継続・拡充させる必要がある。

●地域振興への活用

下館跡においては、地域により密着した場所として確立されるよう、地域行事や文化行事・会食利用等の活用を促進する必要がある。地元保存会の活動拠点としても、より活発な活用がされるように緊密に連携をとりながら、様々な活用方法を模索する必要がある。

各山城についても、地域住民の活動の拠点となり、下館跡や他の地域の山城とネットワークとして繋がるような活用がされるよう、活用事業や現地ガイドの養成、地元への普及啓発など、様々な方策を促進する必要がある。

●観光振興への活用

飛騨市の観光振興に寄与するため、下館跡については全国的にも貴重な中世武家館の復元事例であり、名勝庭園でもあることを全面的に押し出し、「ここで見ることができない・体験することができない」ということを広く発信しながら、飛騨市における文化的な観光拠点として位置づけ、様々な活用方法を模索する必要がある。

また、山城跡も含めた近隣にある多様な文化資源・観光資源との連携や、地域一体での観光利用を推進する必要がある。

第3節 整備に関する現状と課題

1. 整備の現状

(1) 指定地全体の整備の現状

指定地のうち、下館跡の遺構保存地区については、近世以降田畑や宅地として利用されていた。指定前の調査や昭和55年（1980）の史跡指定を経て計画的に公有化を行い、平成12年（2000）から平成22年（2010）にかけて、調査結果に基づく史跡整備を実施した。

下館跡の集落地区については、近世以降田畑や宅地として利用され、現在も同様の利用がされているため、整備は実施していない。

山城跡については、解説板や通景伐採、登山道等の整備状況はそれぞれ異なるが、史跡整備事業はこれまで実施していない。

(2) 地区ごとの整備の現状

1) 下館跡（遺構保存地区）・名勝範囲内

①整備事業の経過と概要

平成5（1993）年度、神岡町・神岡町教育委員会では、江馬氏城館跡は国民共有の文化遺産であるという認識のもとに、その歴史的意義をさらに追求することを目的として発掘調査を計画した。同時に史跡の公有化及び保護・保存を目的として整備事業を計画した。整備事業では、調査研究結果に基づいた歴史公園としての整備復元を目指した。翌平成6（1994）年度、文化庁・岐阜県教育委員会から指導・助言を受けながら、各分野の学識経験者で構成した江馬氏城館跡調査整備委員会を組織し、発掘調査の指導・助言、整備方法の提言を受けることとなった。同年度より、史跡整備に先立つ発掘調査を実施した。平成10（1998）年度、委員会の提言を受け「基本構想」を策定、整備構想では、下館跡地区を他史跡整備のパイロット地区と位置づけ、優先的に整備を行うとした。翌平成11（1999）年度には「基本計画」を策定、下館跡地区の整備事業の内容を具現化した。「基本計画」は事業期間中に5回の見直しを行っている。平成10（1998）年度から、委員会のうち各専門分野の委員による「下館跡整備検討部会」を組織し、より実務的・詳細な現場検討・議論・指導を受けた。

そうした経緯・体制の中、平成12年（2000）から平成22年（2010）にかけて整備事業を実施した（表4-19、図4-12、図4-13）。下館跡の特徴と様相が最も確認できる15世紀末～16世紀前葉を基準に復元整備を実施している。

また、各構成要素の整備状況は、表4-20の通りである。そのうち発掘調査で検出した整備対象となる各遺構（A類）に関して、実施した手法を表4-21の通り示す。

このうち復元展示については、庭園とそれを取り巻く周囲の施設（会所・主門・塀）について実施しており、その他の施設については、堀内ゾーンは立体表示、堀外ゾーンは平面表示を基準に実施している。復元展示にあたって実施した調査成果及び整備手法の検討結果は、第2章-第5節-3に示しているため、本項ではその他に実施した立体表示・平面表示に関する整備内容を整理した。その他、整備事業において設置した管理施設等については「整備工事報告書」を参照されたい。

表 4-19 下館跡（遺構保存地区）の整備事業経過（「整備工事報告書」より）

年度	補助事業名	発掘調査	整備工事		設計 監理等
			復元・表示工事	その他の工事	
2000 (平成 12)	史跡等保存整備（一般）事業	・堀内地区庭園跡	・庭園整備工		実施設計 工事監理
2001 (平成 13)	史跡等保存整備（一般）事業	・堀内地区庭園跡 ・堀内地区礎石建物 跡 SB 46・SB 43 周辺確認	・庭園整備工	・切盛土整地工 ・町道西側擁壁緑化工	基本設計 実施設計 工事監理
2002 (平成 14)	史跡等活用活用特別 事業 (ふるさと歴史の広 場)	・堀内地区南西隅部 ・堀内地区礎石建物 跡 SB 44・49 周辺 再確認	・庭園整備工 ・礎石建物 SB 41 整備工 ・礎石建物 SB 42 整備工 ・礎石建物 SB 44 整備工	・切盛土整地工 ・周辺地形縮小模型設置工 ・雨水排水・給水設備工 ・町道西側擁壁緑化工	実施設計 工事監理
2003 (平成 15)	史跡等総合整備活用 推進事業	・堀内地区礎石建物 跡 SB 41 再確認 ・北堀跡周辺再確認	・礎石建物 SB 41 整備工 ・北堀整備工 ・西側土塀整備工 ・北側土塀表示工 ・主門整備工	・切盛土整地工 ・周辺地形縮小模型設置工 ・雨水排水・給水設備工 ・町道西側擁壁緑化工	実施設計 工事監理
2004 (平成 16)	史跡等総合整備活用 推進事業	・南堀跡延長部再調 査	・礎石建物 SB 46 整備工 ・南堀整備工 ・西堀整備工 ・西側土塀整備工 ・南側土塀整備工	・切盛土整地工 ・植栽工 ・雨水排水・給水設備工	実施設計 工事監理
2005 (平成 17)	史跡等総合整備活用 推進事業	・工事立会調査	・庭園整備工 ・礎石建物 SB 46 整備工 ・西側土塀整備工 ・南側土塀整備工	・切盛土整地工 ・安全管理施設工 ・植栽工 ・雨水排水・給水設備工	実施設計 工事監理
2006 (平成 18)	史跡等総合整備活用 推進事業	・工事立会調査	・庭園整備工 ・礎石建物 SB 46 整備工 ・柵 SA 47 整備工 ・西側土塀表示工 ・西側土塀整備工 ・南側土塀整備工 ・南側土塀表示工 ・協門整備工	・南側土塀表示部門扉工 ・柵庭園東側整備工 ・便益施設工 ・学習体験施設工 ・安全管理施設工 ・植栽工	実施設計 工事監理
2007 (平成 19)	史跡等・登録記念物 保存修理事業	・工事立会調査 ・西堀跡再調査	・庭園整備工 ・礎石建物 SB 46 整備工 ・西堀整備工 ・門前エリア道路整備工	・切盛土整地工 ・庭園整備工 ・雨水排水・給水設備工 ・バリアフリー園路工	実施設計 工事監理
2008 (平成 20)	史跡等・登録記念物・ 歴史の道保存整備事 業	・工事立会調査	・渡り廊下整備工 ・南堀整備工 ・地鎮遺構整備工	・切盛土整地工 ・案内板、解説板等設置工 ・便益施設工 ・植栽工 ・雨水排水・給水設備工 ・バリアフリー園路工 ・外構給電工	工事監理
2009 (平成 21)	史跡等・登録記念物・ 歴史の道保存整備事 業	・工事立会調査	・掘立柱建物 SB 02 整備工 ・掘立柱建物 SB 05 整備工 ・掘立柱建物 SB 11 整備工 ・掘立柱建物 SB 17 整備工 ・掘立柱建物 SB 23 整備工 ・掘立柱建物 SB 26 整備工 ・柵 SA 01 整備工 ・柵 SA 11 整備工 ・柵 SA 12 整備工 ・竪穴住居 SI 01 整備工 ・竪穴住居 SI 11 整備工	・切盛土整地工 ・案内板、解説板等設置工 ・安全管理施設工 ・雨水排水・給水設備工	工事監理

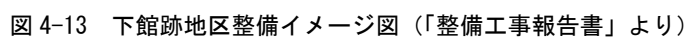
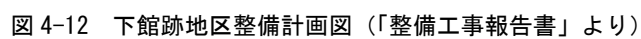


表 4-20 下館跡地区の構成要素の整備状況一覧

分類	構成要素と現状
A	○江馬氏の居館跡および関連する遺構（庭園・建物・門・堀・塀等） …調査成果に基づいて整備を実施した（各遺構について実施した整備手法は表 4-21 の通り）。
B	○古道（上宝道） …整備前の状態のまま維持されている（地域住民の通路として利用）。
C	○遺跡公開施設（復元建物・門・土塀、遺構の平面・立体表示）…A 類の構成要素を地区や遺構の状況に応じて復元展示・立体表示・平面表示で表現し、設置したもの。 ○通路施設（園路）…館地区内を通行できるように園路を整備。 ○案内、標識等施設…周辺地形模型・便益施設における土層はざとり展示・案内板・解説板・指示標を整備。 ○便益施設（四阿・トイレ）…堀外ゾーン北側エントランスに四阿機能を持つトイレを設置。 ○管理施設…来訪者の安全性を確保し、史跡の管理を適切に行う目的で整備。 ・渡り廊下…復元建物を行き来するために設置。 ・木橋、階段…園路上の段差を安全に通行するために公園内各所に設置。 ・庭園東側管理板塀…庭園区画の管理用に景観に配慮した板塀を設置。 ・管理用倉庫…庭園管理用に、庭園東側の板塀に接して設置した。 ・管理用柵、門扉…堀内地区の夜間管理を目的に、土塀や板塀の遺構整備が行われていない東側部分に設置。 ・木製ロープ柵…転落防止のため、西堀前に設置。 ・手摺り…北側エントランスのスロープに設置。 ・車止め…車両乗り入れ防止のため、敷地内に適宜設置。 ・給水施設…便益施設のトイレ・手洗い場のほか、公園の日常管理やイベント活用を考慮し各所に設置。 ・給電施設…照明や換気、イベント活用時、防火施設の非常電源等のために給電設備を各所に整備。 ・防犯施設…夜間管理のため、園内に赤外線センサーを設置。 ・防災施設…復元会所に火災感知器、排煙装置を設置。主門には火災報知機を設置。 ○植物（植栽）…庭園の法面保護のためのノシバや、塀の立体表示のためのイチイを植えている。 また、寄贈されたカミオカザクラがある他、整備前から敷地にあった樹木（松・桑・柿・樅等）が生育している。

表 4-21 実施した整備手法

要素	実施した整備手法
江馬氏の居館跡および関連する遺構（全体の方向性）	庭園・建物・門・堀・塀・板柵等の遺構を発掘調査により検出した。調査成果によりⅠ期、ⅡA期、ⅡB期、Ⅲ期に時期区分され、このうち下館跡の特徴と様相が最も確認できるⅡB期（15世紀末～16世紀前葉）を基準に整備を実施。
〃（庭園跡）	復元・露出展示を実施。庭石は現地に残存する石材を保存処理後再利用し、欠損部分は類似した補足石材を利用した。池底及び陸丘部は遺構の保護層を設けながらも、往時の庭園の様相を損なうことがないように最低限の盛土を行った。庭木の植栽は、調査成果でも不明であったため行っていない。
〃（建物跡）	○堀内地区 礎石建物（SB46）…会所の復元展示を実施。庭園の鑑賞場所、園池の修景、四阿、イベント等の活用施設などの複合的機能を有している。 ○堀内地区 礎石建物（SB41・SB44・SB44）…立体表示を実施、床まで半立体的に表現。 ○堀外地区の建物…平面表示を実施。
〃（門跡）	○主門…復元展示を実施。 ○脇門…立体表示を実施。管理用の門扉として利用している。
〃（堀跡）	○北堀・西堀…復元展示を実施。遺構の上面に土舗装を実施。 ○南堀…平面表示を実施。新旧2時期が確認されているが、新堀の遺構表示のみ行っている。
〃（土塀跡）	○脇門から庭園にかけての範囲…復元展示を実施（うち庭園区画は築成に日干しレンガを使用）。 ○その他の範囲…立体表示を実施。イチイ植栽及び鋼製支柱により位置・規模を表現。
〃（柵跡）	○堀内地区の柵跡…復元展示を実施。板柵の姿を復元し、くぐり戸を1ヶ所設置。 ○堀外地区の柵跡…平面表示を実施。
〃（道跡）	○堀外地区の道跡…平面表示を実施。位置・幅員を砂利敷きで表現している。
〃（その他遺構）	○堀内の地鎮遺構…脇門付近の出土箇所、パネルで位置・形態を平面表示している。

②敷地造成

造成工事 造成工事は、後世の耕作等により改変された地形を、往時の下館跡生活面に地形復元することを目的とした。

遺構保護のため遺構面より約40cmの保護盛土を確保した。ただし、庭園西部部分では庭園遺構（景石）の露出展示を行うため、庭園以外の遺構保護盛土部分とスリ付けに注意し、不自然な勾配とならないように造成を実施した。

造成方法は、整備前の地表面が耕土でぬかるむため、表土10cmを漉き取った後、購入土で敷き均しを実施した。

雨水・排水 雨水排水は、敷地内は原則自然排水として計画し、敷地下流部で場外へ排水を行う計画で整備を進めたが、庭園部分への雨水の流入を防ぐため庭園東側に砂利敷きベンチフリームを設けた。建物復元施設では屋根の雨だれが地盤を洗掘するため、砂利敷き溝を設けて排水を実施した。堀復元部では北堀の底部保護盛土内に暗渠管を設けることが出来なかったため、保護盛土内に碎石層を設け、透水舗装により地下自然浸透による排水とした。

整備外下流排水施設は、集中豪雨や春先の雪解け水に対応できるように雛壇上の旧地形を利用して段ごとに土手を設け、一時的に雨水を溜める遊水池的に利用し、下流の排水施設の負担を軽減した。

整備完了後、現在まで雨水による大きな被害が無いため、整備時に設定したこれらの雨水排水は順調に機能していると言える。

③遺跡公開施設

堀内地区礎石建物 SB41・42・44 の立体表示 礎石建物 SB41・42・44 は、床張りの建物と想定される。そのため、床を板張りにて表現し、床高さの立体的表示とした。平面表示とした堀外地区の掘立柱土間建物とは、格式等の違いを表現した（図4-14・図4-15・図4-16）。

堀内地区、土塀立体表示 復元した西側土塀・南側土塀以外の土塀は、イチイ生垣にて表示を行った。生垣の雪囲いの支柱を兼ねた鋼製支柱を設置し、土塀本体の大きさを表示した（図4-17・図4-18）。

堀内地区、脇門立体表示 脇門は、遺構が発掘調査で確認されたものの、復元整備は行わないこととした。復元土塀と土塀立体表示工の間に、鋼管丸柱及び板戸を用いて立体表示をしつつ、管理用の門扉として整備した（図4-19）。

南堀平面表示 南堀は、復元整備した北堀・西堀の復元とは異なり平面表示とした。公園敷地の南側部分は、体験学習等に使用できる広場とすること、間近に土塀を見学できることといった安全面及び教育面の配慮による（図4-20・図4-21）。

堀外地区、建物跡等の平面表示 堀外地区の建物跡等については、建物等の位置及び規模を平面的に表示した。堀外地区の公園敷地においてイベント等の活用に配慮したものである。掘立柱建物跡6棟（SB05・05・11・17・23・26）、柵跡3箇所（SA01・11・12）、竪穴建物2棟（SI01・11）を平面表示した。

掘立柱建物跡は、土舗装（現場発生の黒土2に対し購入真砂土8の混合土10 m²に、石灰 450kg 及びパーク堆肥 200 リットルを配合）を用いて表示した。柱跡及び建物界線は、インターロッキングブロックにて表示した（図 4-22・図 4-23・図 4-24）。

柵跡も、位置をインターロッキングブロックにて表示した（図 4-25・図 4-26）。

竪穴住居跡は、掘立柱建物跡と同じ土舗装を用いて表示した。柱跡は、塩化ビニール管に碎石を充填して表示した（図 4-27・図 4-28）。

堀外地区、道跡の平面表示 堀沿いに確認した道跡については、砂利敷きにして位置及び規模を平面的に表示した。砂利の流出を防ぐ特殊なマットを用い、砂利は南部砂利を使用した。

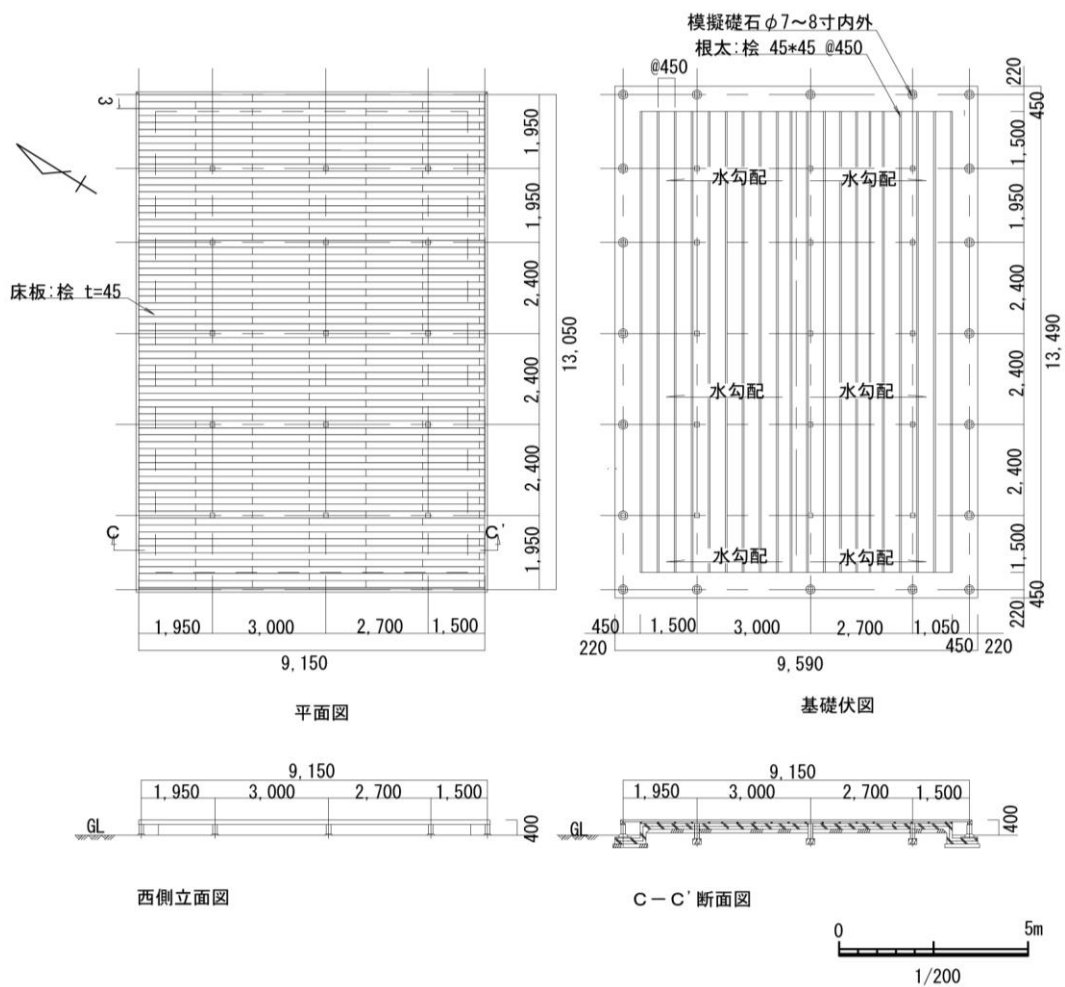


図 4-14 礎石建物跡 SB41 表示詳細図

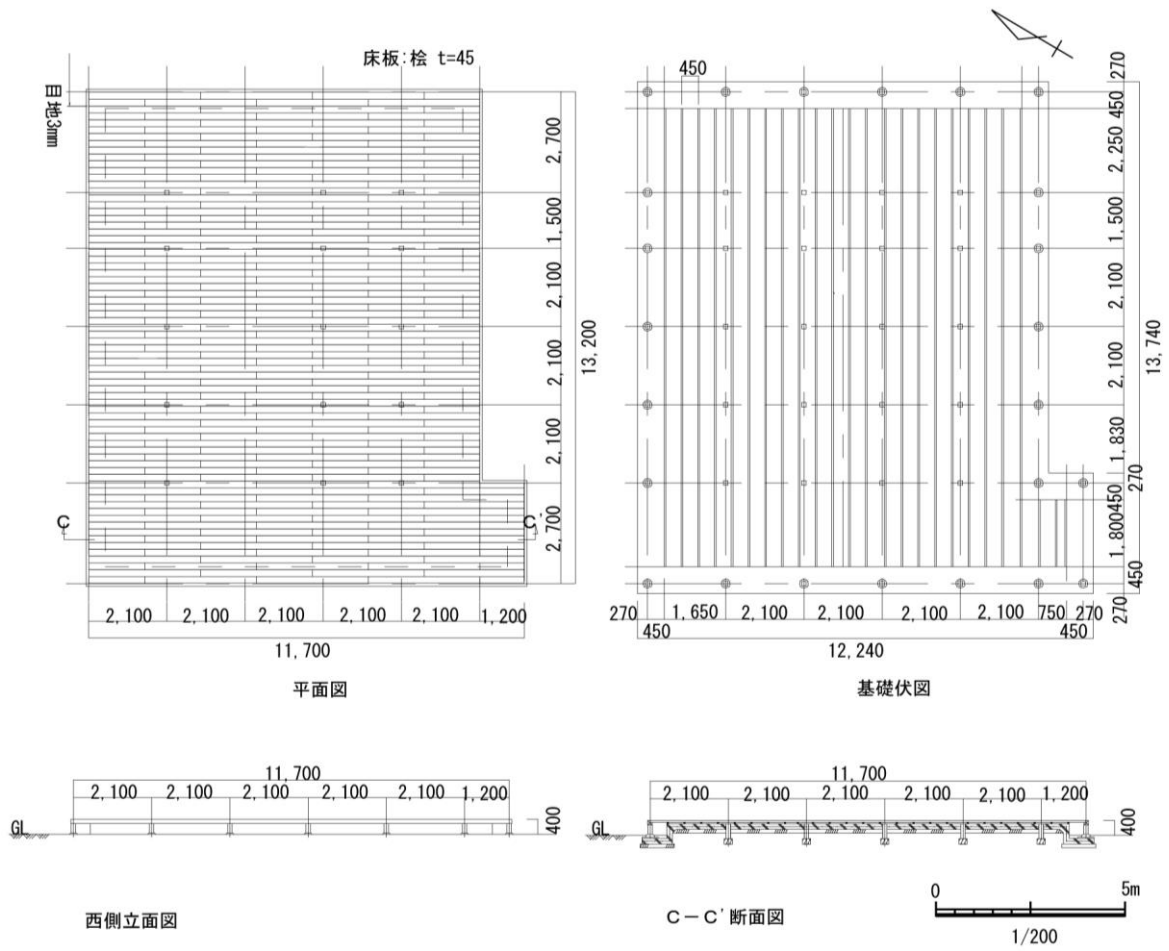


図 4-15 礎石建物跡 SB42 表示詳細図

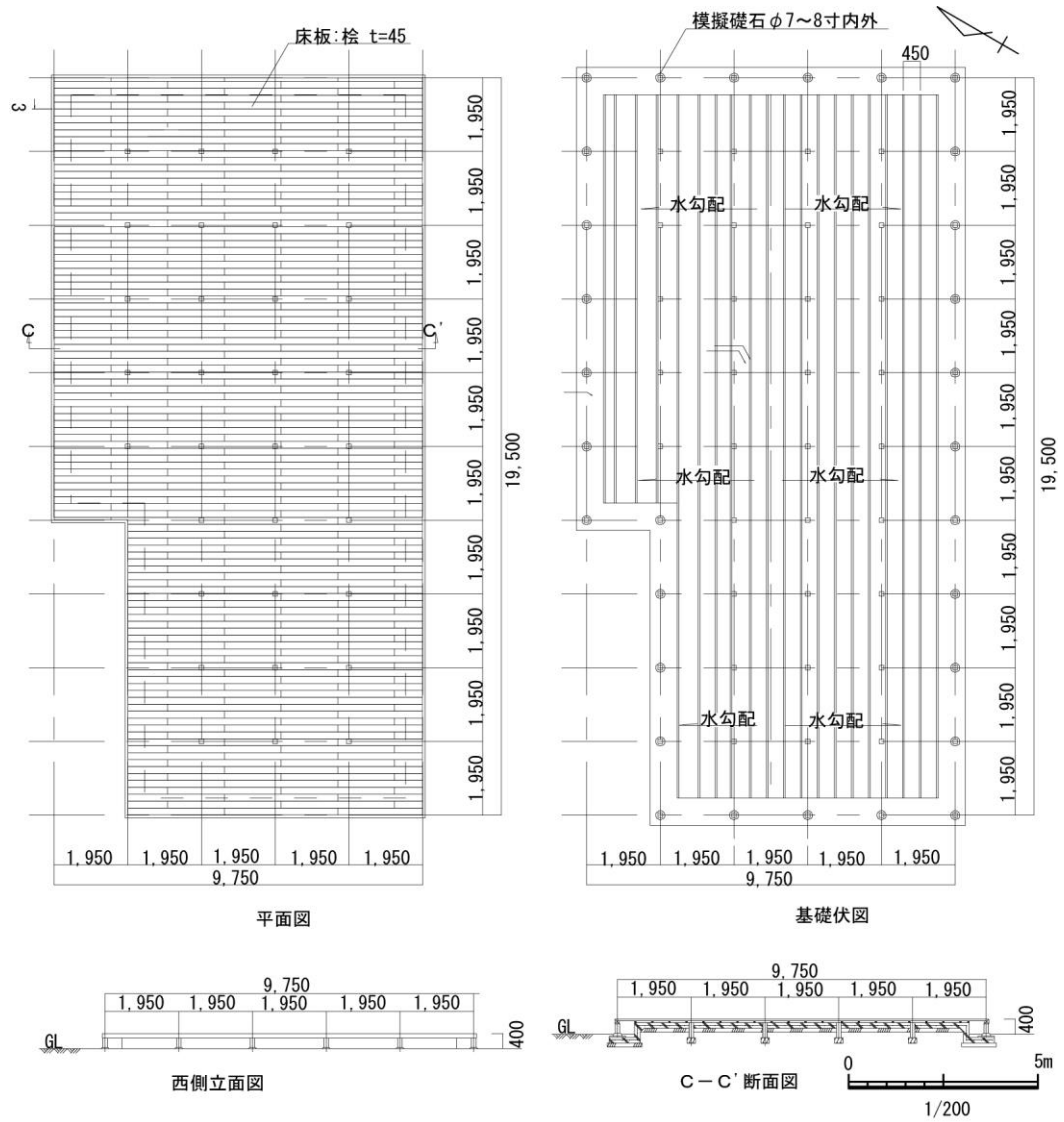


図 4-16 礎石建物跡 SB44 表示詳細図

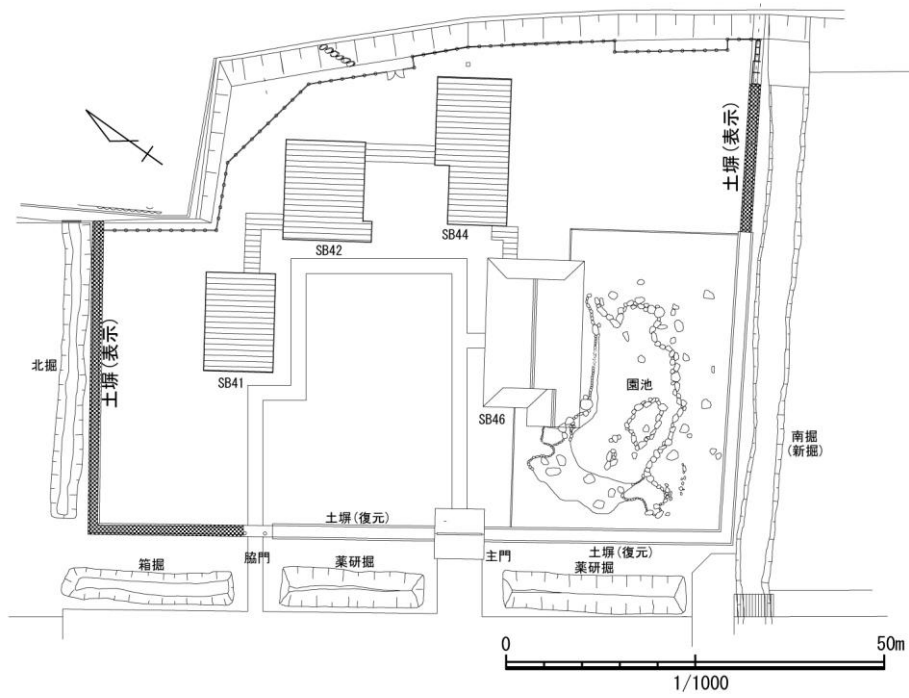


図 4-17 土塀跡表示配置図

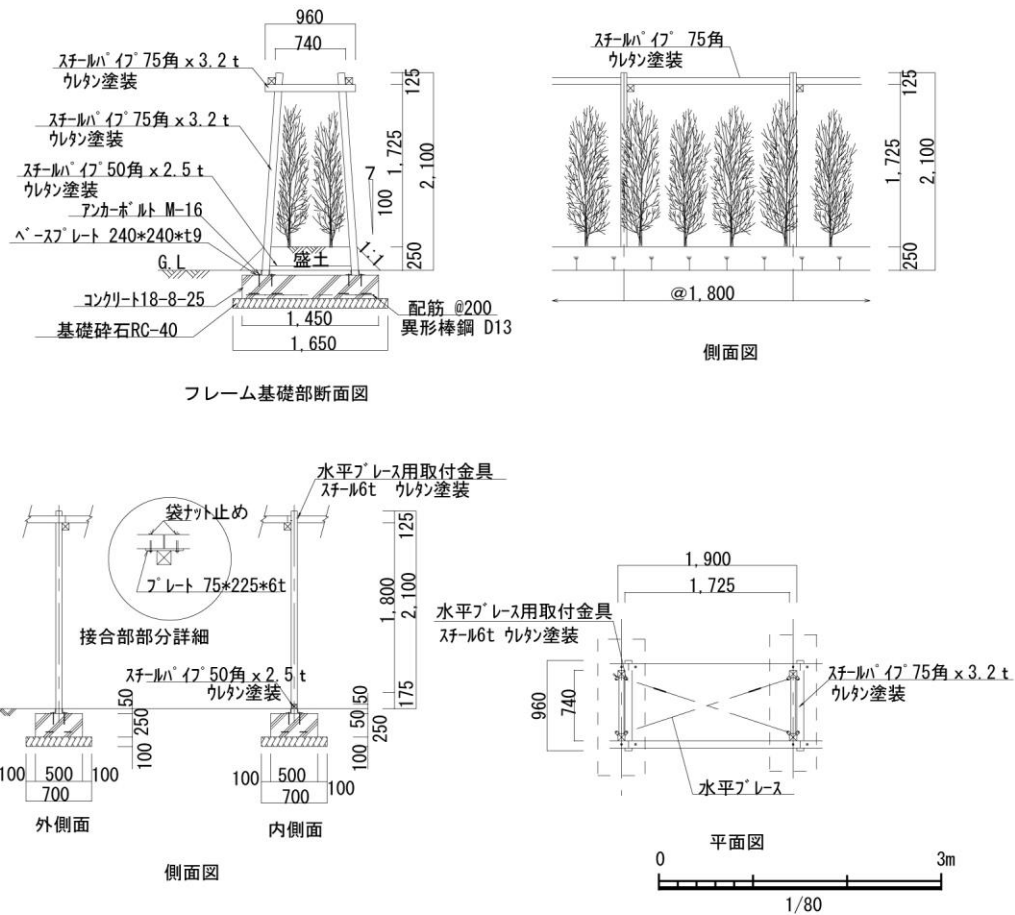


図 4-18 土塀跡表示詳細図

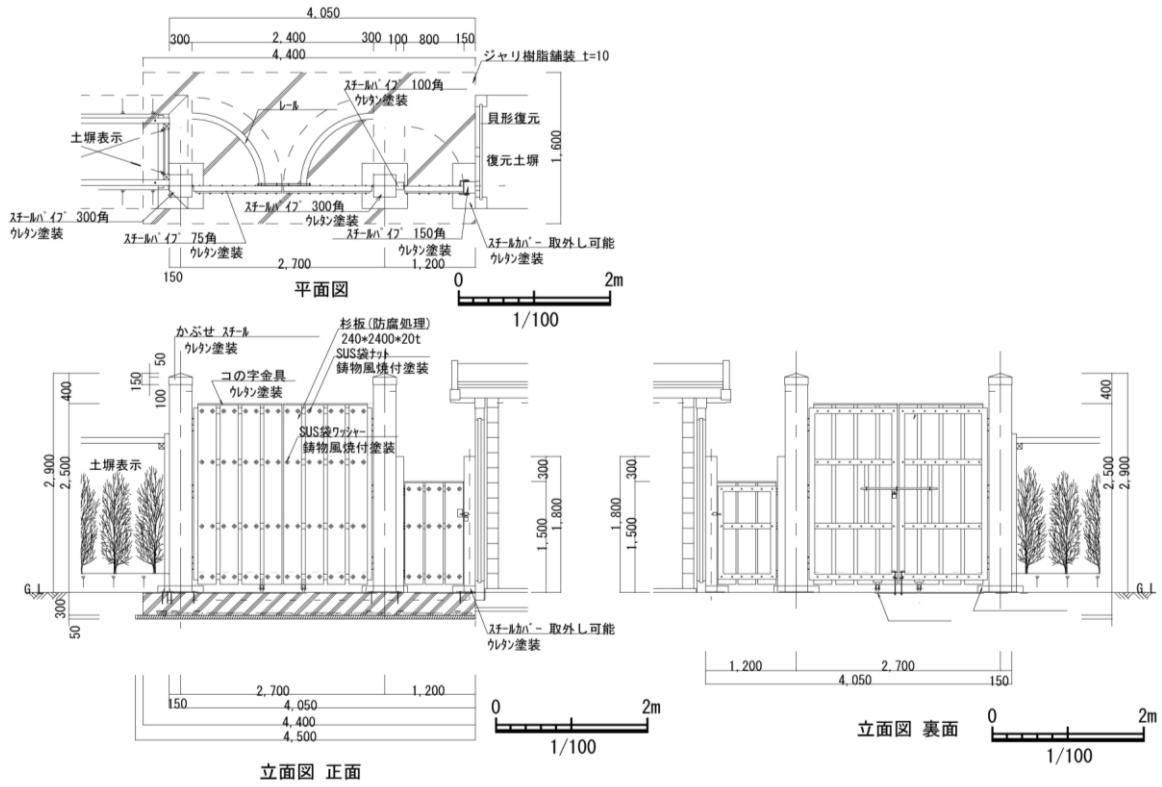


図 4-19 協門跡表示詳細図

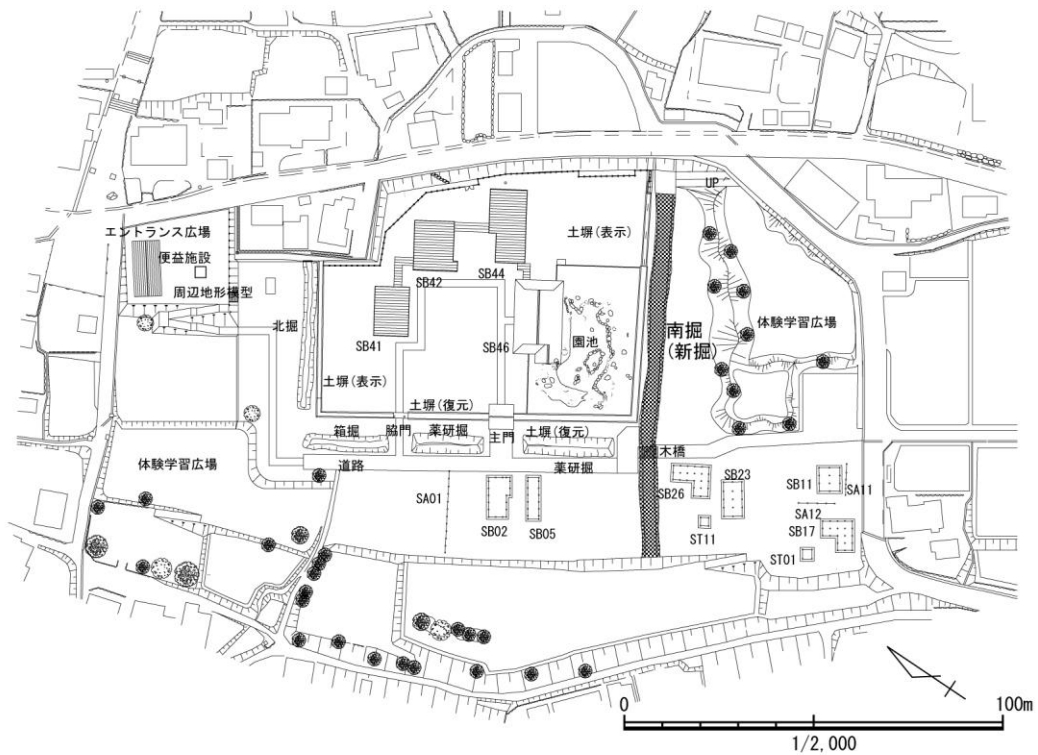


図 4-20 南堀跡表示位置図

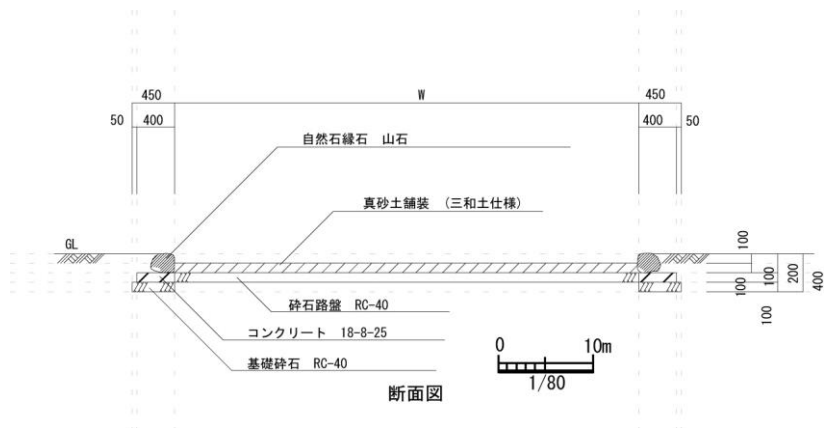


図 4-21 南堀跡表示標準断面図

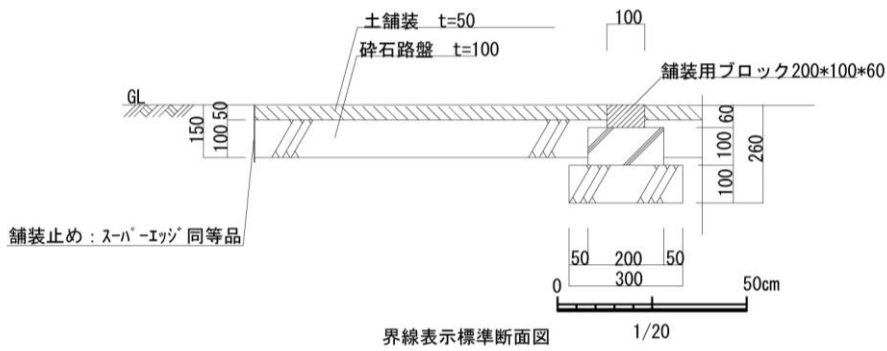
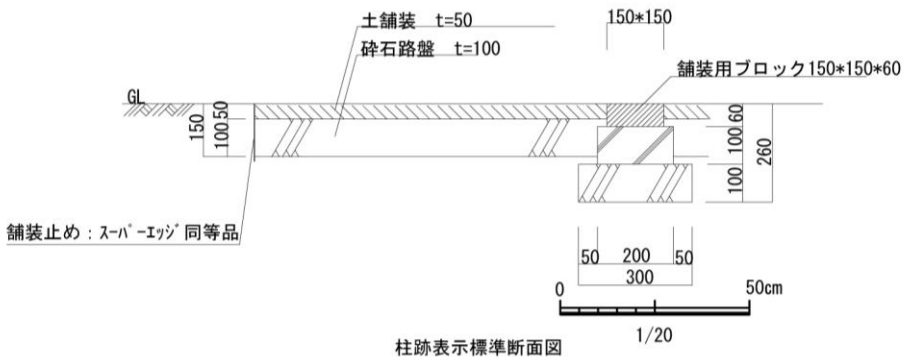
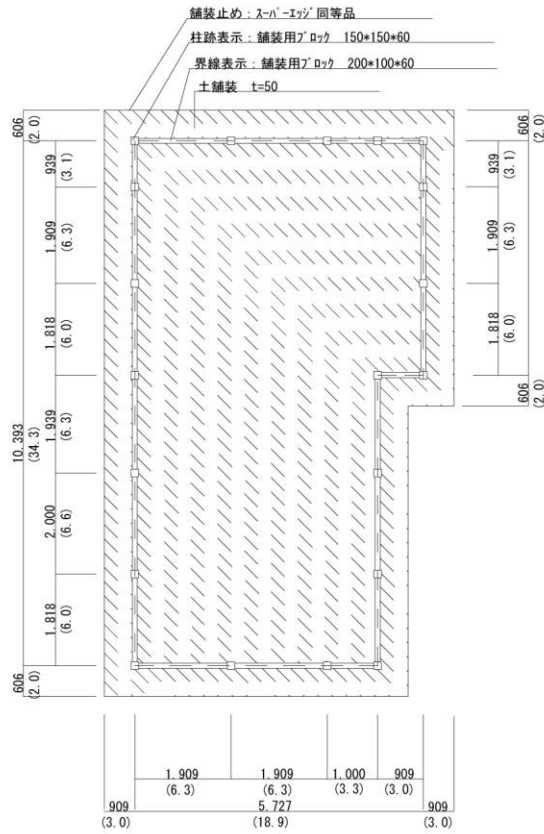
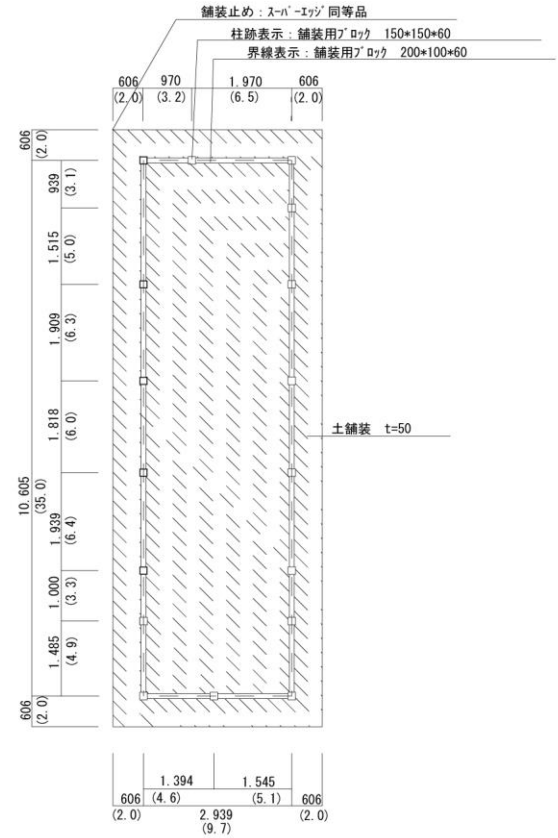


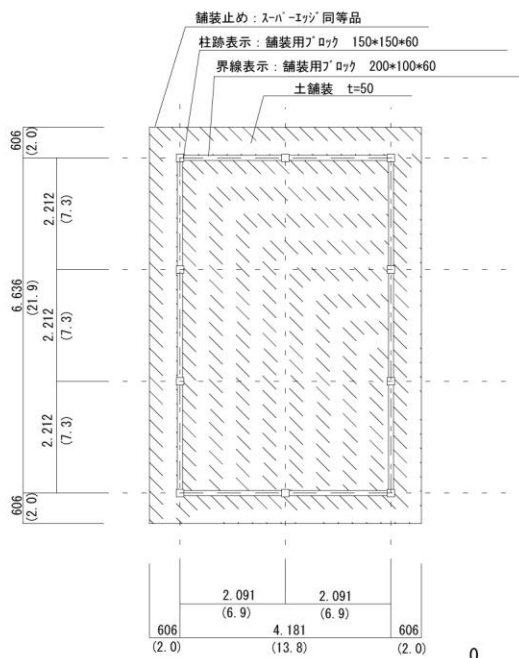
図 4-22 掘立柱建物跡表示断面詳細図



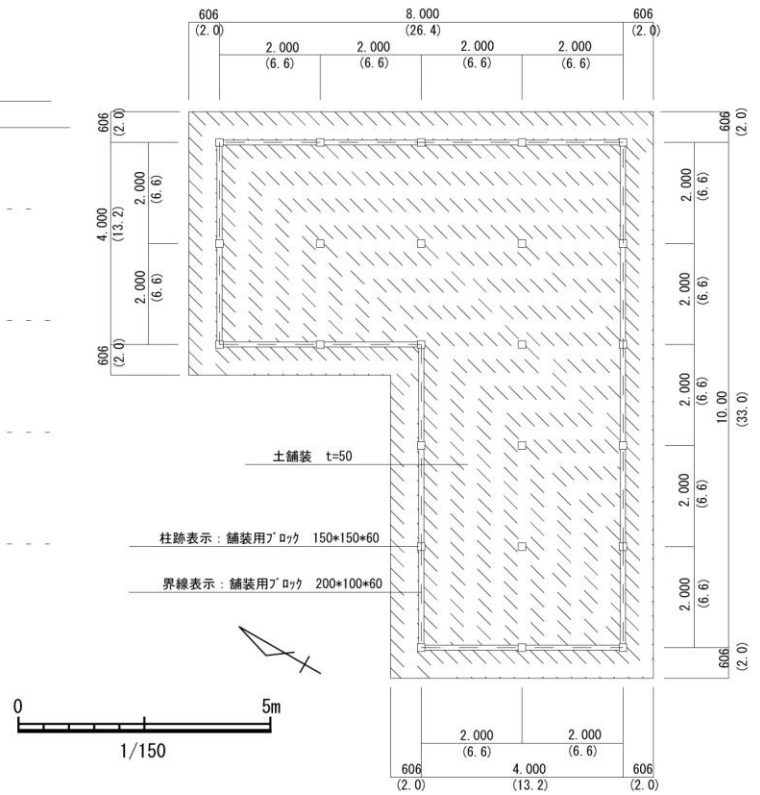
SB02掘立柱建物表示平面図



SB05掘立柱建物表示平面図

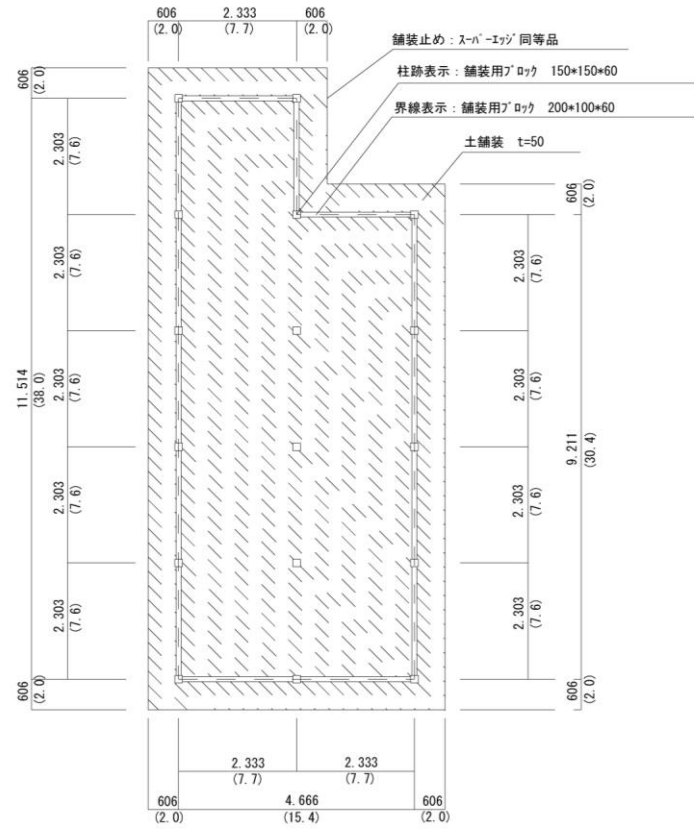


SB11掘立柱建物表示平面図



SB17掘立柱建物表示平面図

図 4-23 掘立柱建物跡 (SB02・SB05・SB11・SB17) 表示平面図



SB23掘立柱建物表示平面図

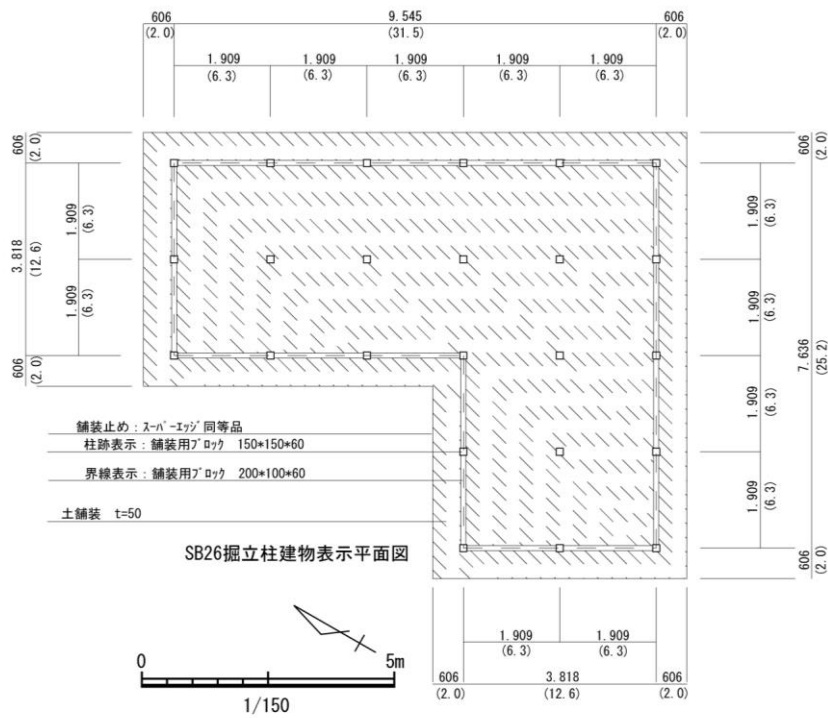


図 4-24 掘立柱建物跡 (SB23・SB26) 表示平面図



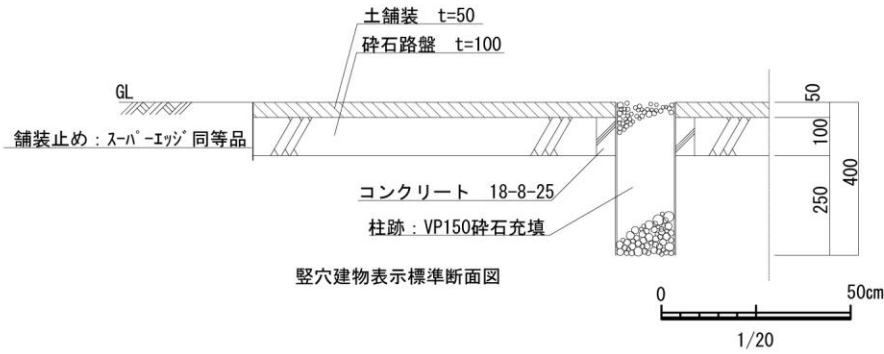
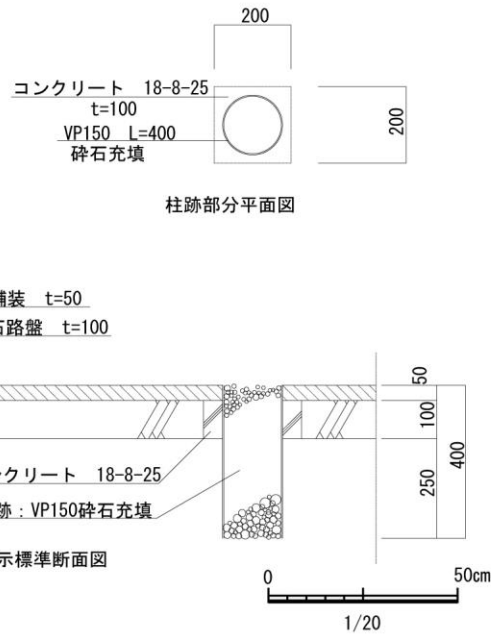


図 4-27 竪穴建物跡表示詳細図

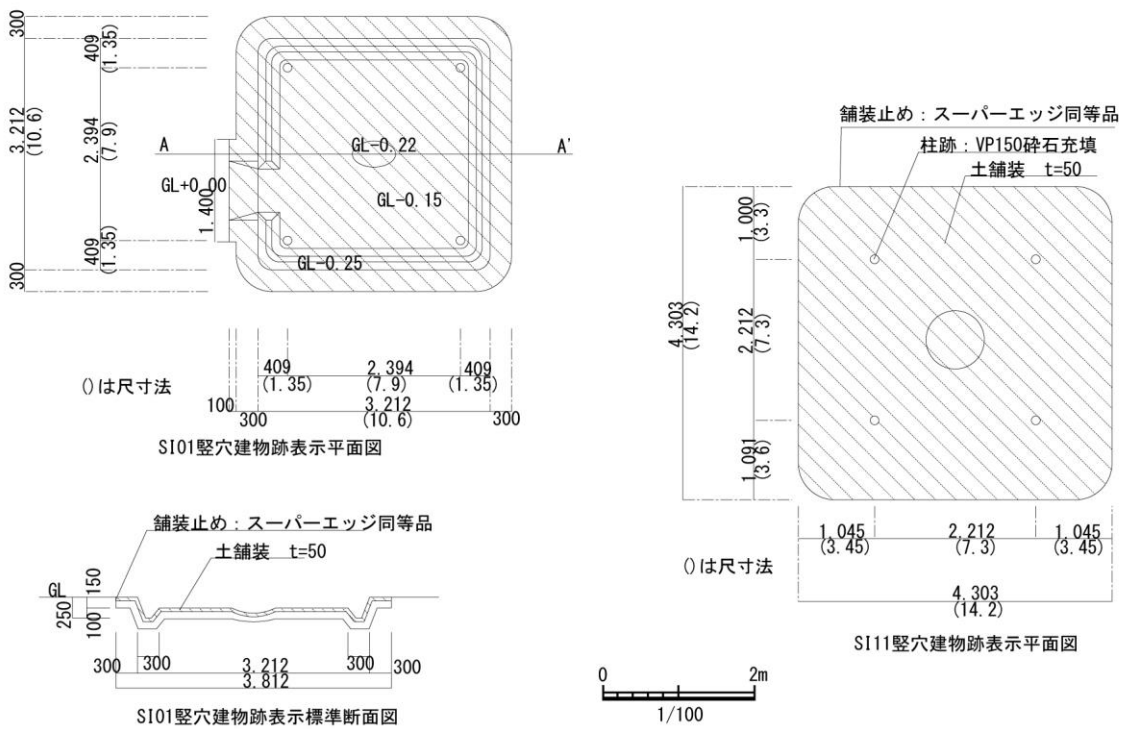


図 4-28 竪穴建物跡 (SI01・SI11) 表示平面図

※ () は尺寸法

④通路施設（園路）

整備地内は、原則として道遺構を確認した部分以外は自由動線としたが、車いす利用者を考慮してぬかるみ等に車輪がとられないように芝生保護材を園路として設置した。

⑤案内、標識等施設

江馬氏城館跡の理解を深め、遺構の復元施設や表示施設を補う学習施設として、周辺地形模型、西堀(薬研堀)はぎ取り土層断面表示、案内板・解説板及び指示標の設置を実施した。

周辺地形模型 整備地北西のエントランス広場部分に、下館跡及び山城跡を俯瞰できる周辺地形模型をアルミ鋳物で製作した。

西堀(薬研堀)はぎ取り土層断面展示 西堀（薬研堀）は復元しているが、地下の遺構を保護するため、実際の深さより浅く復元している。そのため、発掘で検出した実際の堀の深さを実感できるよう、堀の土層断面をはぎ取り展示を便益施設の壁面に実施した。

案内板・解説板 史跡の総合案内板は、北西及び南のエントランス部分に1基ずつ設置した。来訪者が下館全体の概要を理解できるよう配慮した。案内板は陶板製の板をスチールの支柱で支える形式とした。

解説板は、解説内容にあわせて大小の2パターンを設けた。陶板をコンクリートにつき仕上げの台座に埋め込む形式とし、出来る限り高さを抑えて見学者の視線を遮らないものとした。堀内地区の地鎮遺構の検出された箇所には、堀内地区の景観を考慮して立ち上がりの無い地盤埋込式の解説板を設置した。

指示標 指示標は、史跡内における使用上の注意等を表示した。指示標は、A、B、Cの3タイプを製作し、表示内容毎に使い分けている。指示標Aは、史跡名称板として北西及び南のエントランス部分に1基ずつ設置した。指示標Bは、整備地の利用案内として開園時間や利用金額、利用上の注意等を表示した。指示標Cは、庭園への道標として整備地内に適宜配置した。

⑥便益施設

本整備地の便益施設として便所及び四阿の機能をもつ木造平屋建ての便益施設を整備地北西のエントランス広場部分に建設した。

外観は史跡の景観に配慮して、地域の板倉を外観デザインの参考とした。

便益施設には、西堀(薬研堀)はぎ取り土層断面の展示を行った。また、管理用の倉庫及び復元した礎石建物 SB46 の排煙設備用非常電源としての発電機を設置した。

⑦管理施設

渡り廊下 渡り廊下は、発掘調査で確認した柱穴に基づき整備した。立体表示で整備した礎石建物跡 SB41・43・44 と復元整備した礎石建物跡 SB46 を木製の渡り廊下で繋ぎ、各々行き来できる整備を行った。

なお、イベント等の活用時に運搬車両が通行できるよう、SB43 と SB44 の間は可動式とし、床スノコが取り外せる構造とした。

木橋・階段 南堀のバリアフリー園路動線上に木橋を設けた。発掘調査では、南堀を渡る橋等の遺構は確認されなかったが、整備後の活用および維持管理に対する配慮から、管理車両も通行可能な橋を設けることとした。

また、北西のエントランス広場から堀内へ移動するために石の階段を設けた。

庭園東側管理板塀 庭園東側では、庭園を囲う土塀・板塀等の痕跡は確認されなかったが、庭園や復元建物の維持管理及び有料運営のため庭園東側に管理用の板塀を設けた。

東側の板塀は、景観に配慮して木製とした。ただし、復元した横板張りの板塀 SA47 と区別を付けるため、縦板張りとした。

管理用倉庫 庭園の東側の管理用板塀に接する箇所に倉庫を設けている。庭園や公園を管理する用具入れとして使用しており、内部に手洗い場も設けている。外観は景観に調和するよう板張りとなっている。

管理用柵・門扉 堀内地区や復元建物を管理するため、復元土塀や立体表示が無い範囲は鋼管製の柵を設けた。また、庭園東側に庭園區画の夜間管理を目的として、板柵及び管理用の門扉を設けた。

木製ロープ柵 西堀復元箇所は、堀の深さが深く、転落した場合危険であるため、前面に木製ロープ柵を設置した。柵は土塀復元施設への立ち入りを制限する目的も兼ねている。

手摺り 北側エントランスのバリアフリー動線のスロープにアルミ製の手摺りを設置した。

車止め 公園内の車両の乗り入れ防止のため、木製の車止めを北側エントランス・南側エントランスを中心に適宜設置している。

給水施設 便益施設のトイレ・手洗いの給水と SB46 礎石建物復元施設のイベント等活用を考慮し、建物西側に散水栓を設けた。庭園東側板塀に併設した管理用倉庫にも流しを設けた。

また、庭園部分には植栽の灌水等を考慮して南東隅部分に散水栓を設置した。

給電施設 整備地内の給電施設は、便益施設の照明等を給電及び SB46 礎石建物復元施設の照明及び換気施設への給電並びに排煙機への非常電源を設けるほか、土塀復元部分にイベント活用時のため防水コンセントを適宜設けた。実際の利用状況として薪能や夏祭りなど夜間開催のイベントが多く、主催者からは電力容量やコンセントの数は足りないという意見が多い。

また、SB46 礎石建物復元施設の非常用電源として、便益施設内に発電機を設けた。

防犯施設 防犯施設は、赤外線センサーを堀外及び東側法裾部分に囲繞するように設置し、堀内地区の夜間警備を実施している。

防災施設 復元した礎石建物 SB46 に、熱感知型及び煙感知型の火災感知器、排煙装置を設置した。また、復元主門には空気管差動式分布型の火災報知機を設置した。

⑧植物（植栽）

庭園の植栽 工事に際して、園池池底の花粉分析を実施し、庭園に植えられていた可能性のあ

る樹木の検証を実施し、分析結果は大半がクリ属で、次いでトチノキ属を確認した。これらの樹木は庭園周辺の当時の自然植生と考えられ、庭園の樹木同定を行うことは出来なかった。また、庭園内で樹根等の痕跡も確認されなかった。

このため、庭園部分及び堀内地区には樹木の補植を行わず、庭園部分の土砂流出防止のため、ノシバの張芝を行うにとどめた。導入したノシバは、環境ホルモン等も考慮して、改良品種ではなく在来種の栽培選別種で、短草タイプ（ひめの）を用い、芝刈り等の管理の軽減を図った。

整備地全体の植栽 土堀の立体表示のため、イチイの植栽を行っている。

整備地全体の地被植栽については、既存の樹木で利用可能なものは緑陰樹として保存又は移植し、枯木等の整理伐を実施した。

また、整備に伴い、地域住民からウスズミザクラ、カミオカザクラの苗木の寄贈を受けた。庭園背景方向の民家等の遮蔽植栽として、南側の体験広場の土堤に補植を行った。

2) 下館跡（集落地区）

集落地区は現状が宅地や農地であるため、史跡整備は実施していない。集落地区の歴史的な解説や高原諏訪城等、周辺の要素への誘導を行うサイン等も整備されていない。

3) ガイダンス施設

現在、史跡等全体の本質的価値の解説を行うガイダンス施設は整備していない。「基本構想」において、下館跡地区に隣接して用地を確保し整備を行うことを示していたが、現在は新たな施設の建設を行うことは難しい状況である。よって、今後は既存の施設を活用することが基本となる。現在、史跡内でガイダンス機能を有する復元会所を含め、周辺でガイダンス機能を有する又は付加可能な施設の現状を下記の通り整理する。

○復元会所（史跡・名勝範囲内）

木造平屋建て。管理人事務所・受付を兼ねている。内部では出土した遺物の展示を行っている他、主に仮設の解説板を用いて江馬氏や発掘調査・整備に関する解説を行っている。

また、下館跡の体験学習・活用の拠点施設としても利用している。付書院や押板、違棚等には普段展示物を置いていないが、活用事業の開催時等、スポット的に展示を行うことがある。この復元会所は活用の拠点であり、名勝の構成要素であることも鑑みると現在以上の展示解説を行うことは難しい。

○高原郷土館

高原郷の歴史を解説する施設として、神岡城・旧松葉家・鉾山資料館の3施設で構成する。旧松葉家は木造3階建ての古民家で、建物自体が県指定有形民俗文化財であり、内部では主に寄贈された民具の展示を行っている。鉾山資料館はコンクリート造2階建てで、1階は受付兼事務所、2階は神岡鉾山に関する展示を行っている。神岡城はコンクリート造3階建ての模擬天守で内部では武士を連想する展示を行っている。1階は鎧や火縄銃、鎧兜等を展示しており、2階は下館跡の発掘調査で出土した遺物や神岡町内で出土した寄贈遺物の展示を行っている。3階は展望台となっている。鉾山資料館と旧松葉家は展示コンセプトが定まっていることから、史跡等のガイダンス機能が付加可能なのは神岡城の1・2階部分のみと考えられる。ただし床面積は合わせても約120㎡とあまり広くはない。

○宙ドーム神岡

道の駅であるが、史跡の動線起点でもあることから、「基本構想」では「江馬氏城館跡案内・情報コーナーを設置」を行うとしていた。しかし、現在カミオカンデに関するガイドンスコーナー整備が予定されているため、簡易な情報コーナー設置は考えられるが、史跡等のガイドンス機能の付加は難しい。

○神岡振興事務所、神岡町公民館

神岡振興事務所は図書館を含んでおり、公民館は地域の文化活動の拠点施設である。多くの市民が出入りするため発信性は高く、神岡町公民館の空きスペースを活用した期間限定展示を過去に実施したこともある。ただし、庁舎という性格上、恒常的な展示解説を行うことは難しい。位置的にも下館跡から約 1.5 km の位置にあり、徒歩でアクセスするには遠い。

4) 山城跡

各山城跡は、麓の集落、他の城跡、付近を通る街道や峠を押える形で立地している。城郭遺構はもちろんのこと、立地上の価値も体感できるような通景伐採や視点場の整備が望ましいが、これまで全体的に大きな整備は実施していない。高原諏訪城跡と政元城跡については通景伐採や登山道の維持管理、便益施設（四阿・ベンチ）の整備が実施されているが、他の山城跡については実施していない。説明板は政元城跡に設置済みであるが、他の山城跡は文化財愛護標柱が設置されているのみである。

表 4-22 山城跡の整備の現状

分類	構成要素と現状
A	○山城跡の城郭遺構（曲輪・虎口・土塁・堀切・堅堀・横堀・切岸等） …遺構の整備は未実施であるが、主な城郭遺構は現地で十分確認できる。
B	○古道（旧道・峠道）・眺望 …各山城は麓の集落・他の城跡・街道・峠を押える立地となっている。主郭より周囲を見通せるのは高原諏訪城跡、政元城跡、石神城跡のみで、他の山城跡は樹木が生い茂って見通しがきかない。 ○山城跡の城郭遺構と一体を成す自然地形…基本的に良好に残っている。
C	○通路施設（園路、登山道）…山頂に至るための登山道や平坦地を繋ぐ園路等。往時の登城路はいずれの山城跡についても不明である。城跡によっては登山道が十分整備されていない所もあり、特に土城跡は断崖絶壁のため危険である。 ○案内、標識等施設 ・説明板…設置済（政元城跡）。未設置（高原諏訪城跡、土城跡、寺林城跡、洞城跡、石神城跡）。 ・文化財愛護標柱…全山城に設置している。 ○便益施設（四阿、ベンチ、トイレ等） ・四阿…高原諏訪城跡、政元城跡の主郭部にそれぞれ設置している。 ・ベンチ…上記のそれぞれの四阿に設置している。高原諏訪城跡の主郭まわりの帯曲輪にも、丸太で作られた簡易なものが存在する。 ・トイレ…設置なし。 ○管理施設…上記の通路施設に伴う階段や手摺りが設置されている。 ○植物…高原諏訪城跡の主郭部は通景伐採を実施した。除草・低木の草刈については、高原諏訪城跡、政元城跡については地元主体で実施している。その他の山城については、現状として活動は活発ではない。石神城跡は鉄塔管理の関係で樹木が管理されているため、ある程度見通しがきいている。

2. 整備の課題

史跡指定地全体及び要素・地区ごとの現状をふまえて、整備に関する課題を以下のとおり整理した。

●江馬氏城館跡の本質的価値の顕在化

下館跡については、顕在化された史跡及び名勝の価値について、周辺地区とのつながりを意識しながら来訪者に適切に伝達していく必要がある。山城跡については、適切な環境整備や解説を充実することにより、史跡の価値や遺構の性格を来訪者に適切に伝達していく必要がある。

●山城跡の眺望景観の保全と向上

山城跡の本質的価値を体感できるよう、山上の城郭遺構地区から各集落や関連城郭への眺望景観、周辺地域から山上の城郭遺構地区への眺望景観の保全と向上を図る必要がある。

●周辺施設と連携した総合的なガイダンス施設の向上

高原郷土館、宙ドーム等、ガイダンス機能を付加可能な既存の施設との適切な役割分担やリニューアル等により、江馬氏城館跡に関する総合的なガイダンス機能を高める必要がある。

●各要素や周辺部を繋ぐ効果的な移動手段の向上

山城跡の城郭遺構へ至る動線となる登山道は、来訪者が適切に利用できるように維持向上していく必要がある。また各城跡や周辺施設をつなぐルートの整備についても関係機関と協議・連携していく必要がある。

●適切な案内・解説等サインの整備

来訪者に適切な情報を伝達できるよう位置、種類、配置、意匠・形態、掲載内容等に留意しながら、江馬氏城館跡に関連する案内・解説等を充実させる必要がある。また、来訪者が各要素を容易に見学できるよう、誘導サインも適切に整備する必要がある。

●活用に則した施設整備、便益施設・管理施設の適正化

活用の課題にある通り、下館跡の活用を促進するために、電気設備や水道設備等、史跡等への影響を及ぼさない範囲で、活用施設としての設備の拡充を検討する。

また、来訪者の快適な利用と安全性を確保するよう、下館跡・山城跡ともに、四阿・便所等の便益施設や手摺り・柵等の管理施設について、望ましい配置・仕様のあり方を検討し、改修等の適切な措置を図る必要がある。

第4節 運営・体制の整備に関する現状と課題

1. 運営・体制の現状

(1) 維持管理の運営体制の現状

指定地は、地区によって維持管理の体制は様々である。

下館跡のうち公有化した公園部分は都市公園ではあるが、飛騨市教育委員会文化振興課が文化施設の会所・庭園と合わせて管理運営を行っている。市の直営管理であり、臨時職員として管理人を雇用し、来館者受付を兼ねつつ、基本的な維持管理は管理人が行っている。ただし、担当課は市本庁舎に事務所があり現地から離れているため、緊急時は神岡町公民館に事務所を置く生涯学習課教育振興係が対応することがある。その他の下館跡の民有地は各所有者が管理している。

山城跡については、大部分は民有地のため、各所有者が管理している。高原諏訪城跡主郭部の市有地は文化振興課が維持管理を行っている。指定地内に存在する治山施設、公益施設は各管理者が維持管理を行っている。

除草・清掃等の日常の維持管理については、下館跡・高原諏訪城跡の遺構保存地区については、基本的に文化振興課が実施し、地元の江馬遺跡保存会に除草を一部委託している（年2回）。政元城跡については、地元の西区住民が定期的に維持管理を行っている。その他の城跡については、現状は各所有者管理である。

全体として、必要な現状変更等の手続きは、文化振興課が担っている。文化財担当が現状変更や下館跡の保存整備を担い、整備委員会の運営や専門家・文化庁の指導を受けるなどの意見調整を行っている。

(2) 活用事業の運営体制の現状

活用事業については、主に下館跡の活用事業が挙げられるが、まず直営の活用事業として文化振興課が主催するものがある。活用専属のスタッフは配置しておらず、管理人あるいは市担当で対応している。また、ボランティアスタッフも配置していない。ただし、神岡街歩きガイドが見学コースとして設定しているため、周辺施設との連携が形成されつつある。

その他、公民館主催の講座や市の観光部局、企画部局の事業として下館跡が活用されることがある。地元区や民間団体にも貸館を行っており、その場合は文化振興課が主体となり主催者と調整を行っている。現状では様々な関係者が連携した取り組みは行われていない。

2. 運営・体制の課題

運営・体制の現状をふまえて、運営・体制に関する課題を以下のとおり整理した。

●飛騨市庁内の体制強化

史跡等の適切な保存活用の実施に向け、飛騨市の文化財担当部局の組織作りや専門職員の確実な配置等について継続的に取り組む必要がある。また、文化財部局だけでなく、まちづくり・観光・農林部局など、関係する飛騨市の様々な部局間の相互連携を強化する必要がある。

●行政・市民・専門家等の連携による整備及び公開・活用の推進体制の構築

飛騨市庁内や関係行政機関はもとより、地域住民や保存会、専門家等の多様な関係者が連携して様々な取り組みを推進し、その進捗状況等を確認できる体制を構築する必要がある。

第5章 大綱と基本方針

第1節 大綱

(1) 基本構想の見直し

「基本構想」において、整備活用の基本理念・整備テーマが提示されている。本計画においては前章までの現状をふまえ、基本理念を新たに「大綱」として設定し直す。「基本構想」においては、①江馬氏城館跡の特徴、②社会的背景をふまえながら、③基本理念と④整備テーマを決定している。本計画においても、その流れに準拠した形で再設定した（図5-1）。

①については、第3章第1節において再整理している。②については、整備に先立つ調査で明らかになったことや、現状をふまえて表5-1の通り修正した。③④については、下館跡の整備がひと段落し、庭園が名勝指定されたこともふまえ、今後の展開として周辺の山城跡を含めた一体的な整備活用にシフトするものとして、表5-2、表5-3のとおりそれぞれ再設定した。

再設定したものをスキームとしてまとめたのが、図5-2である。

(2) 大綱について

「基本構想」の時点では、これから下館跡を歴史公園として整備を推進するという段階であったため、パイロット地区として下館跡の整備活用を最優先とするというものであった。それが「歴史公園としての整備」という文言に現れている。

下館跡の整備が完了し、活用が軌道に乗った現段階においては、下館跡の美観を維持して活用を進めつつ、周辺の山城跡もあわせてネットワーク的に整備活用を行っていく必要がある。そのため、「歴史的価値の探求と将来への継承」は継承しつつ、山城跡を含めた全体を含めるため、「各地域に愛され、護られていく城跡としての整備活用」とした。その上で、地域に点在する文化遺産や市内外の他地域との交流・連携を図り、総体として魅力を発信して地域活性化に繋げるため、「飛騨市の地域振興・観光振興への寄与」という大綱を新たに設定した。

また、整備テーマについては下館跡を重点的に整備する方針から、山城跡を含めた広域的な整備活用を推進するため、「貴重な山城跡をネットワーク的に整備活用」という項目を新たに設定した。

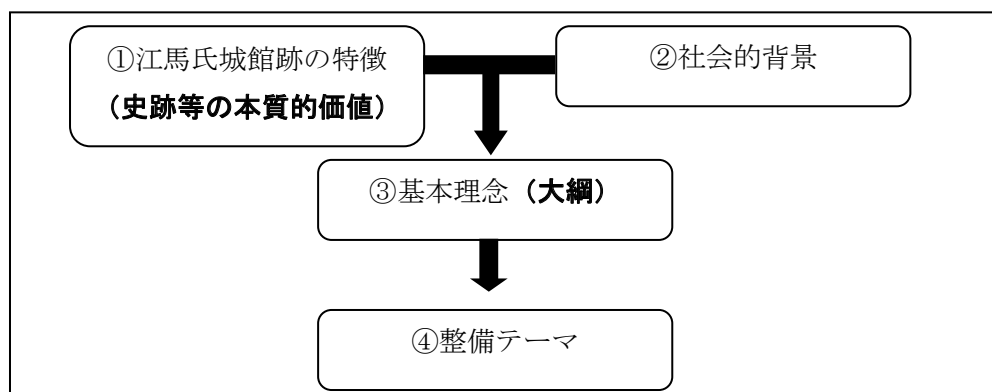


図5-1 大綱・整備テーマのスキーム

表 5-1 ②社会的背景の再整理

②社会的背景		
「基本構想」より		調査整備後の現状
史跡指定後 20 年を経過し、早期保存整備が望まれる遺跡	➡	整備事業が完了し、名勝指定を経て、史跡名勝の適切な維持管理・積極的な公開活用が期待される下館跡
史跡指定地である山城群の調査等は殆どなされないまま放置されている遺跡	➡	基礎的な調査が実施され、価値が判明したが、住民をはじめまだ知名度が少なく、より詳細な調査研究や積極的な整備活用が望まれる山城跡
新しいまちづくり（公共施設整備、観光開発等）の拠りどころとなる遺跡	➡	合併を経て、他地域との交流・協力を図りながら、神岡のまちづくり（公共施設整備・環境開発・観光振興・地域活性化）の拠りどころとなる遺跡
町民の「心の豊かさ」（文化、情操等）を育む拠りどころとなる遺跡	➡	市民の「心の豊かさ」（文化、情操等）を育む拠りどころとなる遺跡

表 5-2 ③基本理念（大綱）の見直し

③基本理念（大綱）		
「基本構想」より（基本理念）		新たなに設定（大綱）
大前提として遺構の保存	➡	—（下段にまとめて整理）
歴史的価値の探求と整備による活用	➡	調査研究の推進と将来への確実な保存・継承
地域住民の意向を尊重した歴史公園としての整備	➡	各地域に愛され、護られていく城跡としての整備活用
—	➡	飛騨市の地域振興・観光振興への寄与

表 5-3 ④整備テーマの見直し

④整備テーマ		
「基本構想」の整備テーマ		新たな整備テーマ
—神岡の歴史と文化の発信基地「江馬の館」	➡	飛騨市の歴史と文化の発信基地「江馬館」
— いま、飛騨の地に蘇る花の御所づくり	➡	貴重な山城跡をネットワーク的に整備活用

①史跡等の本質的価値

- 調査で明らかになった庭園遺構や出土遺物に象徴される、往時の江馬氏がおこなっていた設え・儀礼・饗応等の様子を物語る下館跡
- 応仁の乱後の地方への文化の伝播を整備によって見ることができ、背景の山並みも含めて往時の景観を体感することができる、全国的にも希少な下館跡と庭園遺構
- 高原郷内を効果的に支配するために、城館を有機的に配置することで、外敵の侵入への備えと、領内の支配を行っていたことをよく示す城館群
- 巨大な堀切や大規模で急峻な切岸に代表される、土造りの城の到達点とも言うべき、飛騨の城造りの特徴をよく表す山城跡
- 遺構の保存状態が良く、指定から整備活用まで、長年にわたる地域住民や行政が史跡の保存・活用に取り組んできた様子が分かる、全国的にも貴重な遺跡

②社会的背景

- 整備事業が完了し、名勝指定を経て、史跡名勝の適切な維持管理・積極的な公開活用が期待される下館跡
- 基礎的な調査が実施され、価値が判明したが、住民をはじめまだ知名度が少なく、より詳細な調査研究や積極的な整備活用が望まれる山城跡
- 合併を経て、他地域との交流・協力を図りながら、神岡のまちづくり（公共施設整備・環境開発・観光振興・地域活性化）の拠りどころとなる遺跡
- 市民の「心の豊かさ」（文化、情操等）を育む拠りどころとなる遺跡

③大綱

- 調査研究の推進と将来への確実な保存・継承
- 各地域に愛され、護られていく城跡としての整備活用
- 飛騨市の地域振興・観光振興への寄与

④整備テーマ

- 飛騨市の歴史と文化の発信基地「江馬館」
- 貴重な山城跡をネットワーク的に整備活用

図 5-2 保存活用の大綱と整備テーマ

第2節 基本方針

前章までに整理した保存（保存管理）・活用・整備・運営・体制のそれぞれの項目について課題を克服し、大綱の理想を達成するため、それぞれについて、下記の通り基本方針を定める。

1. 保存（保存管理）の基本方針

（1）本質的価値の確実な保存

継続的な調査により史跡の全体像の把握に努め、その本質的価値を破壊・滅失することがないよう、保存管理を厳密に行う。

（2）名勝を中心とする下館跡地区の適切な保存

整備・公開・活用を実施している下館跡の価値を適切に保護するため、各要素の特性に合った最善の維持管理・保存措置を計画的に行う。

（3）史跡の保護と地元住民の生活の営みの調整

地域住民の生活に配慮しつつ、今後予想される現状変更に関する取扱方針及び取扱基準を定め、保存を図る。

（4）自然・景観の保全

名勝の背景となる山並み景観や、山城跡の自然地形等、自然地形・周辺景観について、適切に保全する。

2. 活用の基本方針

（1）学校教育における活用の促進

江馬氏や史跡等に関することを、学校教育における郷土教育の中に位置づけ、多くの子どもたちに郷土の誇りとして認識されるよう、その拠点として活発な利用を促進するとともに、学校と連携した体験学習を促進する。

また、調査研究を促進させる意味でも大学等の研究機関との連携を模索する。

（2）生涯学習における活用の促進

地域の人々の心の豊かさの増進に資するため、文化活動やレクリエーション活動、ボランティア活動等の生涯学習の拠点としての活用を促進させる。歴史講座や土塀塗りの体験講座・山城跡見学登山などの史跡の本質的価値を学ぶ講座のほか、座敷や庭園を活用した日本文化を学ぶ講座やボランティアガイド育成等、生涯学習における利用を継続・拡充させる。

（3）地域振興への活用の促進

下館跡においては、地域により密着した場所として確立されるよう、地域行事や文化行事・会食利用等の活用を促進する必要がある。地元保存会の活動拠点としても、より活発な活用がされるように緊密に連携をとりながら、様々な活用方法を模索する。

各山城跡についても、地域住民の活動の拠点となり、下館跡や他の地域の山城跡も含めてネットワークとして繋がるような活用がされるよう、活用事業や現地ガイドの養成、地元への普及啓発などを促進する。

（4）観光振興への活用の促進

飛騨市の観光振興に寄与するため、下館跡については全国的にも貴重な中世武家館の復元事例であり、名勝庭園でもあることを全面的に押し出し、「ここでしか見ることができない・体験する

ことができない」ということを広くPRしながら、飛騨市における文化的な観光拠点として位置づけ、そのための様々な活用方法を模索する。

また、山城跡も含めた近隣にある多様な文化資源・観光資源との連携と、地域一体での観光利用を推進する。

3. 整備の基本方針

(1) 江馬氏城館跡の本質的価値の顕在化

下館跡については、顕在化された史跡及び名勝の価値について、周辺地区とのつながりを意識しながら来訪者に適切に伝達していく。山城跡については、適切な環境整備や解説を充実することにより、史跡の価値や遺構の性格を来訪者に適切に伝達していく。

(2) 山城跡の眺望景観の保全と向上

山城跡主要部から各集落や関連城郭への眺望景観、周辺地域から山城跡主要部への眺望景観の保全と向上を図る。

(3) 周辺施設と連携したガイダンス機能の向上

高原郷土館等の解説機能を有する施設や、宙ドーム神岡等の案内誘導機能を有する施設等、既存施設との適切な役割分担やリニューアル等により、地域全体の江馬氏城館跡に関する解説及び案内誘導機能を高める。

(4) 各要素や周辺部を繋ぐ効果的な移動手段の向上

各山城跡の城郭遺構へ至る動線となる登山道は、来訪者が適切に利用できるように維持向上していく。各城跡や周辺施設をつなぐルートの整備についても関係機関と協議・連携していく。

(5) 適切な案内・解説等サインの整備

来訪者に適切な情報を伝達できるよう位置、種類、配置、意匠・形態、掲載内容等に留意しながら、江馬氏城館跡に関連する案内・解説等を充実させる。また、来訪者が各要素を容易に見学できるよう、誘導サインも適切に整備する。

(6) 便益施設・管理施設の適正化

来訪者の快適な利用と安全性を確保するよう、四阿、便所等の便益施設や手摺り、柵等の管理施設について、望ましいあり方を検討し、改修等の適切な措置を図る。

4. 運営・体制の基本方針

(1) 飛騨市庁内の体制強化

史跡等の適切な保存活用の実施に向け、飛騨市の文化財担当部局の組織作りや専門職員の確実な配置等について継続的に取り組む。また、文化財部局だけでなく、まちづくり・観光・農林部局など、関係する飛騨市の様々な部局間の相互連携を強化する。

(2) 行政・市民・専門家等の連携による整備及び公開・活用の推進体制の構築

行政機関だけではなく、地域住民や保存会、専門家等の多様な関係者が連携して様々な取り組みを推進し、その進捗状況等を確認できる体制を構築する。



写真 5-1 高原川・信州街道沿いの洞城跡・石神城跡（北西から）



写真 5-2 寺林城跡上空より望む高原諏訪城跡（正面奥）と傘松城跡（右手前）

第6章 保存（保存管理）

第1節 保存（保存管理）の方向性

史跡等の全体の保存（保存管理）の方向性は第5章で定めた以下の基本方針のとおりである。

（1）本質的価値の確実な保存

継続的な調査により史跡の全体像の把握に努め、その本質的価値を破壊・滅失することがないよう、保存管理を厳密に行う。

（2）名勝を中心とする下館跡地区の適切な保存

整備・公開・活用を実施している下館跡の価値を適切に保護するため、各要素の特性に合った最善の維持管理・保存措置を計画的に行う。

（3）史跡の保護と地元住民の生活の営みの調整

地域住民の生活に配慮しつつ、今後予想される現状変更に関する取扱方針及び取扱基準を定め、保存を図る。

（4）自然・景観の保全

名勝の背景となる山並み景観や、山城跡の自然地形等、自然地形・周辺景観について、適切に保全する。

第2節 保存（保存管理）の手法

1. 全体の保存（保存管理）の手法

（1）適切な維持管理

全体の維持管理を適切に実施し、本質的価値を構成する遺構を確実に保存し、史跡及び名勝庭園としての良好な環境・景観の維持に努める。

（2）き損箇所の把握と防災対策

日常的な維持管理に加え、定期的に史跡等のき損及びその恐れのある箇所の把握を行い、被害の防止及び拡大を防ぐとともに、き損箇所については適切な修理を行う。また、適切な手法による防災対策を行い、災害による史跡等の本質的価値への被害を最小限に抑える。

（3）計画的な修理や整備の実施

下館跡の露出遺構の景石や名勝の価値を構成する復元建物等、経年劣化により修理が必要となる箇所については計画的に修理を行う。修理にあたっては、史跡等の本質的価値を損なわないよう、検討を十分行ったうえで実施する。山城跡についても、自然地形や城郭遺構を適切に保護するため、登山道の整備や樹木伐採を計画的に実施する。

（4）現状変更の基準の明確化

明確な基準に基づいて現状変更を適切に調整し、史跡等の本質的価値を損なうことなく住民の生活・生業に配慮する。

（5）景観の保全

史跡等の山並み景観、周辺景観を適切に保護するよう、関係者・地域住民とあり方を検討する。

（6）追加指定と公有化

江馬氏の城館として関連の深い傘松城跡を適切に保存活用するため、追加指定を目指す。指定地の公有化については、その必要が生じた際に検討を行う。

2. 地区ごとの保存（保存管理）の手法

地区ごと・諸要素ごとに保存（保存管理）の具体的な手法を以下の通り定める。

（1）遺構保存地区の保存管理の手法

発掘調査で遺構が検出された下館跡全域や、城郭遺構が表面観察できる各山城跡の山上部を指す。遺構保存地区の各要素の保存管理方針は、下記表の通りまとめた。

下館跡の遺構保存地区については、史跡整備のパイロット地区と位置づけ、発掘調査に基づく整備事業が完了し、史跡公園として公開活用している。また、中核の庭園区画は名勝指定されている。今後もこれらの施設を適切に維持管理しつつ、計画的に保存整備を実施する。

山城跡の山上部については、ほとんどの山城は戦国時代の城郭遺構が良好に保存されている。各地域における山城跡の歴史的経緯を尊重しながら、城郭本来の姿である城郭遺構や景観の顕在化を推進し、本城である高原諏訪城跡をはじめ、可能な箇所については整備・公開を推進する。

表 6-1 遺構保存地区の各要素の保存管理手法

構成要素	保存管理の手法
A＝往時の遺構（下館跡の遺構・山城跡の城郭遺構）	○構成要素A・Bについては遺構や地形の保存を図る。また、可能な限り周辺の景観の保全も図る。
B＝自然地形、庭園の背景となる景観（山並みの景観）	○構成要素Cのうち、通路、登山道、遺跡公開施設・案内・標識等施設、便益施設、管理施設については適切な維持管理を行い利用者の安全性や利便性を確保する。
C＝通路施設（園路等）、 遺跡公開施設（復元建物等）、 案内・標識等施設、 便益施設（四阿、ベンチ等）、 管理施設（手摺り・柵・倉庫等） 植物	植物については修景・遺構保護・眺望確保のため適切な植生管理を行う。特に整備の際に植樹した芝・イチイ・サクラなどの保存活用に有効な植栽については植替えも実施しながら適切に景観を維持する。 ○構成要素Dのうち、治山施設については住民の安全や地形の保全を担保するため、関係機関による定期的な点検や必要な措置を取る。公益施設については、必要性和史跡等への影響を鑑みて現状変更の可否を判断する。その他については、場所性や設置の経緯、歴史、社会情勢、市民意識等を総合的に勘案してそれぞれのあり方を検討し、可能なものについては撤去・移設等の手法も検討していく。
D＝治山施設、公益施設（道路・鉄塔・電柱等）、地域住民の居住及び生業に関する施設（下館跡の民有地）、石仏・石碑	○構成要素Dのうち下館跡の民有地部分については、建物や構造物の新築・増築・大きな改築は原則認めない。ただし、住民の居住や生業に必要な施設の修繕は必要性和史跡等への影響を鑑みて可否を判断する。将来的には地権者の理解を得ながら公有化を進めていく。

（2）集落地区の保存管理の手法

下館跡の一部であり、高原諏訪城跡の西麓に位置する集落の地区である。断片的な試掘調査等の成果や文献史料で下館跡と密接な関連が予想される地区であり、遺構の分布が推定される。しかしながら、ほぼ全域にわたって宅地や農地となっており、周辺住民の生活の場でもある。

この地区については、地下に埋蔵されている遺構保存を前提に調整を図りつつ、宅地・農地としての利用を継続する。遺跡の保存上必要と判断される場合には、所有者等と協議の上公有化の検討を行う。全体として集落としての利用を前提としつつも、地下遺構の保存と史跡としての景観の調和に努める。

表 6-2 集落地区の各要素の保存管理手法

構成要素	保存管理の手法
A＝集落地区の遺跡	○構成要素Aについては遺構保存を前提とし、可能な限り周辺の景観の保全も図る。
C＝江馬氏ゆかりの社寺	○構成要素Cについては、その位置や歴史性を鑑みながら、集落地区内の他の構成要素Dの施設に準じて現状変更の可否を判断する。
D＝地域住民の居住及び生業に関する施設、公益施設（道路・鉄塔・電柱・水路等）、その他	○構成要素Dについては、地域住民の生活を守るため、地区として住宅地・農地としての利用を継続しつつ必要に応じて公有化等の保護措置を検討する。住宅等建物の新築・増改築については、住民の居住及び生業に必要不可欠な場合や、史跡の維持管理や公開活用にあたって必要と判断される場合は、遺構の保護や周囲の景観の保全を前提に設計段階から協議を行う。公益施設については、必要性和史跡等への影響を鑑みて現状変更の可否を判断する。その他施設についても、必要性和史跡への影響を鑑みて現状変更の可否を判断する。

（3）景観保存地区の保存管理の手法

史跡指定地の遺構保存地区と集落地区を除いた区域であり、主に山城跡の山林が占める地区である。この地区のうちでも、遺構保存地区との隣接部には遺構が分布していることが多い。また、斜面に立地するため自然災害等によるき損の影響を常に考慮しなければならない。その他、未踏査の部分に往時の登城路や未発見の城郭遺構が存在する可能性がある。景観についても、山の地形そのものが城山として地域に認知されている。

この地区は所有者等との協議の上、山林の適切な管理について調整を図りつつ、遺構の残存状況の調査を進め、遺構の保存や地形の保全を図る。また、現在は位置や存在が特定し得ないが、将来的に斜面地等に明確な城郭遺構が確認できる場合には、確実な遺構の保存を行う。

表 6-3 景観保存地区の各要素の保存管理手法

構成要素	保存管理の手法
A＝城郭遺構	○構成要素A・Bについては、分布や残存状況の調査を進め、遺構や地形の保存を図る。また、可能な限り周辺の景観の保全も図る。 ○構成要素Cのうち、登山道、案内・標識等施設、便益施設、管理施設については適切な維持管理を行い、利用者の安全性や利便性を確保する。植物については修景・遺構保護・眺望確保のため適切な植生管理を行う。 ○構成要素Dのうち、治山施設については住民の安全や地形の保全を担保するため、関係機関による定期的な点検や必要な措置を取り、防災・人命保護の観点から必要と判断される場合は新築・改修も認める。公益施設については、必要性和史跡への影響を鑑みて現状変更の可否を判断する。その他については、場所性や設置の経緯、歴史、社会情勢、市民意識等を総合的に勘案してそれぞれのあり方を検討し、可能なものについては撤去・移設等の手法も検討していく。
B＝山の自然地形	
C＝登山道、案内・標識等施設、 管理施設（手摺り・柵等）、植物	
D＝治山施設、公益施設（鉄塔・電柱・道路等）、石仏・石碑、畑・農道（寺林城跡）、墓地（政元城跡）	

（４）名勝範囲内の構成要素の保存管理の手法

名勝範囲内については、指定説明文にある通り「室町時代における庭園文化の地方への伝播と多様化を示す重要な事例」という特質を示す、庭園・会所を伴う中世武士館の景観が復元されている。よって、整備完了時を保存（保存管理）の指標・基準として、表 6-4 の基準に沿って保存管理を行う。適切な維持管理を行い、き損した部分は修復して価値を保全する。ただし、将来的に調査研究が進展し、十分な検討を行うことによって、現在の姿とは違った解釈が妥当であるとなった場合は、大規模修繕・再整備に併せて文化庁・岐阜県と協議した上で一部変更を行うことも考えられる。

また、周辺の史跡範囲内の地区については、下館跡遺構保存地区の保存管理の手法に沿って適切な管理を行う。特に名勝の周辺地域としては、名勝範囲内に到るまでの主要動線上の復元堀等の施設や、堀内地区の主門や土塀をはじめとする遺跡公開施設や管理施設は、名勝の価値と直接関わる周辺要素として特に重要であるため、適切な保存管理を実施する必要がある。また、整備事業の際に背後の集落の遮蔽木として庭園南側に植樹したサクラについては、庭園の景観を保全するために有効な植栽であるため、枯れた場合には同位置・同規模の植替えも実施しながら適切に管理を行う。

さらにその外側の庭園の背景となる景観については、現在規制する条例等はないが、往時と変わらない山並み景観を適切に保全するため、関係機関や周辺住民と連携しながら保護のあり方を検討していく。

表 6-4 名勝範囲内の各要素の保存管理手法

分類	要素	保存管理の手法
A	露出した庭園遺構（景石）	露出遺構は適切に保存する。き損等が認められる場合は、都度適切な保存方法を検討し処置を行う。
	庭園の復元整備施設（補填した景石・盛土・芝）	名勝の本質的価値を構成し、欠かせないものであるため、適切に保全する。これらは遺構に準じて取扱い、維持管理を適切に実施し、修復・整備を計画的に行う。
	復元建築物（会所）	
	復元構造物（土塀・板塀）	
B	管理用柵（庭園東側柵）	名勝の保存活用に寄与する要素として適切に維持管理を行う。
周辺要素	周辺の史跡指定地	史跡指定地として適切に保存管理を行う。
	背景となる景観	関係機関や周辺住民と連携し、今後景観保全のあり方を検討していく。

（５）周辺地域における諸要素について

①傘松城跡・東町城跡・八幡山城跡

傘松城跡は県史跡、東町城跡と八幡山城跡は市史跡として、それぞれ適切な保存（保存管理）につとめる。それぞれについて調査により遺構の残存状況や内容の把握を進め、江馬氏との関連や城郭としての全体構造を明らかにし、確認できる遺構や地形は適切に保存する。

②下館跡周辺の遺跡（江馬氏殿遺跡）について

下館跡周辺の遺跡は、関連する寺社や屋敷地が存在し、古道との関係から下館に関連した重要な地域と考えられ、部分的な調査で遺構も確認されている。将来的には遺構の残存状況を把握する遺構調査の他、文献・絵図等の調査で再検討することによって、江馬氏城館跡との関連や全体的構造を明らかにする。

（６）防災対策

史跡等を自然や人的災害から守るよう防災対策を適切に実施する。史跡等やその周辺において想定される災害と、それに対する必要な対応を下記の通り示す。総じて日常的に必要な防災対策を講じ、発生時は迅速な状況把握を行った上で、岐阜県に報告・相談し、適切な措置をとる。

①火災

下館跡については、復元建物や集落地区の民家について、漏電・失火といった内的要因と、落雷・放火・延焼・飛び火等の外的要因による火災が考えられる。復元会所については防火対象施設では無いものの、自動火災報知機・消火器といった防火施設を設置しており、年２回の設備点検、２年に一度の消防署の立ち入り検査を実施している。開館時間内は管理人による定期的な巡回を行い、夜間は機械警備の委託を行っている。

今後もこれらの設備の管理や２４時間の監視を徹底するとともに、予防措置として、園内での火気使用、喫煙を原則禁止とし、イベント等で使用する場合は火気管理を厳重にして使用場所を限定するなど、未然の防止策を講じる。その他、避雷施設の設置等、必要に応じて防火施設の整備

を実施する。

火災が発生した際は、管理人による初期消火を図ると同時に、消防署への通報・来館者の避難誘導を行う。万一の際に迅速に行動できるよう、定期的な打ち合わせ・訓練を実施する。

山城跡に関しても山火事の危険性がある。火災発生時は情報収集、関係各所との連携を迅速に行い、被害にいち早く対応する。

②犯罪

き損・盗難・盗掘・放火・侵入などの犯罪の発生が考えられる。下館跡の公園敷地内については、防火対策と同じく開館時間内は管理人による定期的な巡回を行い、夜間は機械警備業務を行っている。今後も地元警察署や警備会社、地元住民と連携協力し、不審者や不法行為に対する発見・排除等の対策強化に努める。

③自然災害

特に山城跡について、大雪や大雨による被害若しくは強風による樹木の倒壊、急傾斜地の崩落等の被害は区域に限らず発生が予想される。土地所有者、庁内関係課、国・県等の関係機関と協力しながら事前の調査・防止対策について協議する。

下館跡においては、事前の気象情報で台風や大雪等が予想される場合、施設の戸締りや公開中止の判断、破損が予想される対象物への保護措置など、迅速・適切な対応をとる。災害発生時には、関係者と協力して来園者の保護や避難誘導、人命救助を優先して行う。その後に速やかに被害箇所の把握や応急措置等を適切に行う。

④病害虫による被害

下館跡においては、アメリカシロヒトリによる葉の加害が毎年発生している。薬剤散布による駆除を行っているが、周囲の樹木や民有地へ毎年一定の被害がある。病害虫の被害は山城跡の山林についても同様であり、マツクイムシ等その他の種類の害虫の発生も十分考えられる。予防措置として樹木の剪定や適切な駆除方法等を専門家・専門業者と協議しながら実施し、適切な対策をとる。

（7）指定地外の周辺環境を構成する要素について

庭園の背景となる周辺環境に関して、史跡指定地外については文化財保護法の適用範囲ではないため、現状変更等の許可申請の対象とはなっていない。したがって、将来にわたって土地の利用を厳しく規制することや風致の維持に行政が主体的に関与することが難しく、土地所有者による自発的な取り組みに期待しなくてはならない。

しかし、良好な庭園景観を残していくためには、周辺住民と連携しながら、景観を維持していくことが望ましい。開発にあたっては、史跡の現状変更とはいかないまでも、飛騨市が中心となって事前に文化財保護と土地利用との利害調整を図り、十分な協議を行うことが必要となる。都市計画区域内における景観形成地区の追加指定や、景観条例の改正等も含め、関係機関や周辺住民と連携し、景観保全のあり方を検討していく必要がある。

第3節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

1. 現状変更の取扱方針及び取扱基準

史跡・名勝の指定地内において現状変更を行おうとする場合には、国の機関において文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）、それ以外の団体等は文化庁長官の許可（文化財保護法第125条。一部は飛騨市に許可権限が委譲されている）が必要になる。これは史跡・名勝の構成要素を将来にわたって守っていくために、現状変更の内容が史跡の構成要素に影響を与えるかどうか考慮してその可否が判断されるものである。

史跡等の本質的な価値を構成する要素は、第3章-第2節-2で整理した通りであるが、史跡については「地上に露出あるいは地下に埋蔵されている遺跡」「それと一体を成す地形や地物。庭園の背景等の景観」である。また名勝については、「芸術作品としての景観を構成する諸要素」である。これらに影響を及ぼす行為は原則現状変更を認められない（ただし、防災や人命に係る施設等は場合によって認める）。また、地形及び景観の改変は軽微なものを除いて現状変更は認められない。

江馬氏城館跡は、史跡指定地が広範囲にわたり、多様な構成要素が存在する。また、下館跡は名勝範囲も内包しており、名勝の要素である復元した庭園・建物については適切に保存管理を行うことが必要である。そのため、史跡・名勝内で予想される建築物・工作物の新・増改築、地形の変更、木竹の伐採等の各種の行為に対する基準について、指定地全体に共通する事項について整理した。

（1）【現状変更等許可が不要な場合】

以下に文化財保護法第125条第1項のただし書きにある現状変更が不要な行為を、具体的事例として挙げる。

1）維持の措置（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第4条）

○史跡、名勝のき損・崩落時の現状復旧

- ・法面が一部流出、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等（遺構面に達しないことが確実な場合のみ）
- ・崩れた土堀の修繕、崩れた土堀の修繕等（日常的な補修は、「3）保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの」に該当する）

○史跡、名勝のき損・衰亡時の拡大防止措置

- ・法面等の崩落もしくはその恐れがある際に、土のう等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為等

○史跡、名勝のき損・衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去

- ・き損箇所の復旧を可能な限り図ることが必要なため、本規定は原則適用しない。

2）非常災害に必要な応急措置

- ・地震、台風、豪雨、火災等の災害の際の建築物・工作物等の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置（消火活動など）、立ち入り禁止柵の工作物の設置、被災した市民・観光客の非難、安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な措置等。
- ・防災拠点として活用する一時的な措置等。

3) 保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

日常的な維持管理等が該当する。対象となる行為を表 6-5 のとおりまとめた。

表 6-5 保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

分類	行為
日常的な維持管理	清掃・点検等、位置・形状を変更しない杭・柵・ベンチ等管理施設の入替、柿渋塗り等の建物部材への日常的な薬剤塗布、復元土塀・土堀の日常的な修繕、行催事等に伴う看板等の簡易な工作物の設置・仮設物の掲示 等
植栽樹木の維持管理	樹木の維持管理、除草、剪定、不要木・枯損木・危険木・倒木の伐採、除去（抜根を伴わないもの）、危険枝の除去、切断面への腐朽防止剤の塗布、病虫害の被害拡大防止のための薬剤散布、伐採 等
地形・地割	水溜り等の小規模不陸箇所への土砂の補充、園路・登山道の維持管理、軽微な修復行為、石組の裏込め土の流出に伴う軽微な補修 等
建築物・工作物	掘削や色調の変更を伴わない既存施設等の維持管理・修繕行為（遺跡公開施設・案内標識等施設・便益施設・管理施設の軽微な修繕、その他塗装剥がれや磨耗経年劣化等の部分的な部材の破損箇所の補修等） 等

(2) 【飛騨市教育委員会による許可が必要な場合】

飛騨市教育委員会に現状変更等の許可、取り消し、停止命令の権限が委譲されている行為を表 6-6 のとおり整理した。ただし、法律の改正に伴って対象行為等が変更した場合は、随時対応する。これら以外の現状変更等については、文化庁の許可が必要になる。

表 6-6 市権限許可の行為（法施行令第 5 条第 4 項第 1 号より）

規定	行為	要件（太字は法律の要件）
イ	小規模建築物の新築、増築、改築又は除去	・階級が 2 以下かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積（増築又は改築にあっては増築後の建築面積）が 120 ㎡以下のものに限る。 ・2 年以内の期間に限って設置されるもの
ロ	小規模建築物の新築、増築、改築又は除去（用途地域内）	適用なし（史跡内が用途地域に指定されていないため）
ハ	工作物の設置、改修若しくは除去	・改修又は除去については、設置の日から 50 年を経過していないものに限る。
	道路の舗装若しくは修繕	・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
ニ	管理に必要な施設の設置、改修又は除去	・法第 115 条第 1 項に規定する管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設 ・史跡等への影響が最小限のもの
ホ	電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物の設置又は改修	・掘削の際、設置の際に掘削した範囲を超えないもの ・地下遺構に影響を及ぼさないもの
ヘ	建築物等の除去	・建築又は設置の日から 50 年を経過していないものに限る。
ト	竹木の伐採	・抜根を伴わないもの
チ	史跡、名勝の保存のために必要な試験材料の採取	

（３）【文化庁許可が必要な行為】

基本的に前項（１）（２）以外の行為は全て対象となる。

（４）現状変更に係る指定地全体の取扱基準

前項（２）（３）において、現状変更を認める場合の取扱基準は、次の指針による。その場合、以下の事項に留意する。なお、地区ごとの取扱基準は次項に整理する。

<指針>

- a. 遺構の保存や状況把握に係る発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。
- b. 学術的調査の結果を踏まえて遺構等の整備を行う場合は認めるものとする。
- c. 建築物及び工作物の新築は、史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるもの又は住民の居住及び生業に必要不可欠なものについて、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡等の風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。
- d. 建築物及び工作物の増築及び改築は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。
- e. 建築物及び工作物の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。
- f. 防災上必要な施設、また人命に係る施設の設置は、遺構等への影響を最小限に留める措置がとられる場合、かつ、史跡等の風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
- g. 公益上必要な電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物の新設、改修、復旧については、遺構等に影響を及ぼさない場合は認めるものとする。
- h. 仮設物の設置は、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、２年以内の期間に限って設置される場合は認めるものとする。
- i. 公益上必要な道路（園路、登山道、林道等含む）等の新設・改修は、遺構に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡等の風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
- j. 樹木の伐採行為は、樹木が遺構等に悪影響を及ぼす場合、山林の管理上必要な場合、または眺望景観を確保するために伐採の必要性が高い場合には認めるものとする。
- k. 新たな植栽は、遺構等の保存・活用上必要であり保存に影響を及ぼさない場合、かつ史跡等の風致や景観に影響を与えないと判断される場合には認めるものとする。
- l. その他の現状変更については、行為の内容により可否を判断する。

<留意事項>

- 現状変更の際して、事前に発掘調査（遺構等の保存に影響を及ぼさない軽易な建築物、構造物等の場合は立会等）を行い、重要な遺構が確認された場合には、その保存を図る。
- 現状変更の際しては、遺構等の重要な構成要素に影響を及ぼさないようにする。建築物・構造物の外観・工法等については、下記の基準のとおり、史跡・名勝としての景観に調和するよう十分配慮するものとする。

＜建築物・工作物の基準＞

建築物・工作物に関する工法・設計の基準については、「旧保存管理計画」の基準をもとに再整理し、下記の通りとする。

- ・建造物は、木造2階建までとし、外観は洋風を避けるなど、史跡等の景観の保全に務める。
- ・外装、外部建具についてはタイル張り総ガラス戸等の工法は可能な限り避け、金属製建具を用いる場合は特に色彩および光沢に配慮する。
- ・色彩は、黒系または茶系等の景観色を基調とし、史跡等の景観に調和するよう配慮する。
- ・塀等の囲繞施設は、高尺の鉄柵・コンクリートブロック積み避けるなど、史跡等の景観に調和するような意匠形態とする。
- ・看板類は法令を遵守し、広告塔および移動式看板は設けない。

2. 地区ごとの取扱方針と取扱基準

前項（4）の取扱基準に基づき、各地区の特性に基づいた保存（保存管理）を実施するため、地区ごとの現状変更の取扱基準を表6-7に示した。

表 6-7 地区ごとの現状変更等の取扱基準

行為／地区		遺構保存地区		集落地区	景観保存地区
		下館跡・名勝範囲内	山城跡		
地区ごとの取扱方針		整備地区のため、基本的に整備・活用以外の変更は認められない（実施の際は別途計画を策定する）。	城郭遺構を保護するため、建築物・工作物・通路等の新設は特に慎重に判断する。	無計画な開発は認められないが、住民の生活に配慮し、史跡等に影響がない場合は極力変更を認める。	山林保全と防災・人命に係る施設の保全を行い、史跡等に影響がない場合は変更を認める。
取扱の原則		・遺構に影響を及ぼす恐れがあるものは認めない。 ・地形及び景観の改変は、軽微なものを除いて現状変更を認めない。 ・史跡等の景観に調和するよう十分配慮する。 ・現状変更を計画する際は、飛騨市教育委員会及び飛騨市の関係部局と協議する。			
行為	(a)遺構の保存や状況把握に係る発掘調査	○	○	○	○
	(b)学術的調査の結果を踏まえた遺構等の整備	○	○	○	○
	(c1)保存活用に有効な建築物及び工作物の改築 ※	○	○	○	○
	(c2)建築物及び工作物の新築	×	△	△	△
	(d1)建築物及び工作物の増築	×	△	△	△
	(d2)建築物及び工作物の改築	△	△	○	△
	(e)建築物及び工作物の移転または除去	△	○	○	○
	(f)防災上必要な施設、また人命に係る施設の設置	△	△	○	○
	(g1)電気、水道、下水等設備の新設	△	△	○	△
	(g2)電気、水道、下水等設備の改修、復旧	○	○	○	○
	(h)仮設物の設置	○	○	○	○
	(i1)道路（園路、登山道、林道等含む）の新設	×	△	△	△
	(i2)道路（園路、登山道、林道等含む）の改修	△	△	○	△
	(j)樹木の伐採	△	△	△	△
	(k)新たな植栽	△	△	△	△
	(l)その他の行為	△	△	△	△
<凡例> ○＝史跡等に影響が無い場合、現状変更を認める。 △＝現状変更の内容により可否を判断する。 ×＝調査に基づく整備事業等の特殊な場合を除き、原則現状変更を認めない。 ※c1=重要な構成要素およびそれに準じる施設のみ適用（史跡＝A類・B類・集落地区以外のC類、名勝＝A類・B類）					

3. 下館跡・名勝範囲内における維持管理

下館跡（遺構保存地区）及び名勝範囲内においては、整備完了時を指標としつつ、適切な維持管理を継続して実施し、史跡等の価値を適切に保全する必要がある。現状実施している維持管理作業をもとに、実施すべき項目を表 6-8 の通り一覧で示す。

これらについては遺構に影響を及ぼさない範囲で現状変更等許可が不要な行為となるが、細心の注意を払って実施する。なお、詳細な実施方法については別途管理マニュアルを作成・更新し、市担当・現場管理人で相互に確認・周知徹底する。

表 6-8 下館跡（遺構保存地区）・名勝範囲内における維持管理作業一覧

地区	作業区分	作業項目	内容
全域	共通作業	清掃・整理	・ゴミや落葉などを除去し、常に快適かつ美しい景観を保つ。
		巡回・点検	・園内の巡回、不審者・不審物の発見・排除、施設の状態確認。
		冬季対応	・樹木・土堀・主門・会所等施設の雪囲い設置及び撤去。景石・樹木のコモ巻き。
	管理施設管理	小規模修繕	・清掃、部分的な修繕。
	復元土堀管理	小規模修繕	・崩れが認められる箇所についての壁塗り修繕、その他の同種同材による部分的な修繕。
		屋根除草	・屋根に生えた雑草は大きくなる前に随時除草を実施。
		強化薬剤塗布	・木部の劣化箇所に柿渋等の薬剤塗布を実施。 ・塗布する前に乾いた布等で拭き、ゴミを取り除く。
名勝範囲内	景石・石組	景石・石組管理	・景石の清掃。 ・敷砂の軽微な追加、護岸の裏込め土流出に伴う軽微な補修。
	植栽管理	除草	・庭園内の雑草は大きくなる前に随時除草する。 ・根が深いスギナ等の雑草は薬剤散布により除草。 ・陸部の芝、雑草は草刈り機で短く刈って管理する。
		ノシバ管理	・人力・機械による芝刈り、補植。範囲外に拡張した芝の除去。 ・芝生用の肥料を施肥（年1～2回）。 ・張替え、土留め、その他景観維持のために必要な作業の実施。
	地形管理	地形管理	・雨水等で陸部から池部に流れ落ちた土砂、敷石を随時もとの箇所に上げる。 ※一度に5cm以上の深さで流出があった際は市教委担当と相談する。
	復元会所・復元板塀・管理柵・倉庫	小規模修繕	・同種同材による部分的な修繕。 ・薬剤塗布などの軽微な部材の保存処理。 ・来訪者の安全対策としての小規模かつ応急的な修繕。
名勝範囲外	復元主門		・形状・様態を変更しない内装の修繕。
	復元堀管理	小規模修繕	・同種同材による部分的な補修。
	植栽管理	除草	・来訪者の散策に支障が無いように計画的に随時除草を実施。 ・バリアフリー園路や石階段等、手作業によって園路舗装等に影響がある箇所に については、薬剤散布により除草を実施。
		害虫駆除	・桑、柿の木を中心に薬剤散布による駆除を実施（年1～2回）。 ・フェロモントラップ設置等の防虫措置の実施。
		樹木管理	・景観維持、樹勢維持のための剪定。 ・枯損木・支障木・不要木・病害虫被害拡大防止のための伐採、掘削を伴わない倒木撤去。
		樹木管理（桜）	・施肥（年1～2回）。
	建物跡立体表示の管理		・同種同材による部分的な修繕、縁石据え直し等の小規模な修繕。 ・薬剤塗布などの軽微な部材の保存処理。
	土堀・脇門跡立体表示の管理		・復元土堀に合わせた高さ、幅を基準としてイチイの剪定を実施（年2～3回）。 ・同種同材による部分的な修繕。
	建物跡平面表示の管理		・不陸整正、縁石据え直し等の小規模な修繕。
	サイン類管理		・板面の清掃、老朽化・記載内容の変更が生じた際の修繕。
	地形・園路・階段・木橋管理		・不陸・水溜りの整正、園路舗装・石段・木橋・平面表示等の同種同材による小規模修繕。
	ロープ柵管理		・安全管理及び美観を維持するための更新・入替作業。
	便益施設管理		・清掃、部分的な補修、説明サインの老朽化・記載内容の変更が生じた際の修繕。
	仮設物設置		・必要に応じて仮設舞台や設備器具を設置。 ・催事開催に対応して看板設置や安全対策施設の設置。

第4節 追加指定と公有化の方向性

1. 追加指定

江馬氏の関連とされる山城跡のうち、史跡に追加指定レベルとされているのが岐阜県史跡の傘松城跡である。岐阜県の中世城館跡総合調査によって、立地条件から江馬氏の関連城館として位置づけられ、遺構の残存状況も良好である。文化庁の中世城館遺跡検討委員会においても、江馬氏城館跡の「追加指定レベル」とであると認定されている。

既に飛騨市教育委員会は、平成29年度から指定に向けた検討を開始しており、今後測量調査や指定に向けた必要な調整を進め、傘松城跡の追加指定を目指す。

2. 公有化

史跡等の指定地の公有化を行う場合の目的としては、下記の2点が挙げられる（『史跡等整備のてびき』より）。

- ①現状変更等の規制によって利用に著しい支障を生じた土地等について、それらの補償的措置
- ②史跡等の適切な保存と管理を確実にし、さらに積極的な公開・活用を目的として整備する場合

上記目的に沿って、これまで下館跡の「遺構保存地区」の公有化を行ってきた。現在は一部民有地が存在する状況ではあるが、整備事業が完了し公開・活用を開始したため、公有化は一段落している。

山城跡については、6ヶ所あり範囲も極めて広大である。このうち山上主要部の「遺構保存地区」について、旧保存管理計画では公有化を計画している。ただし、地区の区割りは実際の土地の区割りとは無関係のため、その区域のみを公有化することは現実的に難しい（実際は周囲の「景観保存地区」も含め、字ごとに対応することとなる）。また、現状でも遺構の保存は確実に行われており、積極的な整備も予定していない。周囲の「景観保存地区」についても、「遺構保存地区」と合わせて公有化を検討するものである。また、下館跡の「集落地区」については、住宅地・農地としての利用のため現状を維持するが、将来的には公有化の可能性は考えられる。

よって、地区に限らず将来的に上記の2点の目的により公有化の必要が生じた場合、土地の公有化の検討を行う。

第5節 調査研究の方向性

1. 調査研究の方向性

過去の調査を経て、下館全体の遺構の配置・規模等の状況や変遷を明らかにすることができた。しかし、あくまで下館跡の発掘調査と整備を行ったのみであり、館及び史跡としての全体像は明らかになっていない。調査研究の方向性を示すため、それぞれが密接に関連することを前提として、「江馬氏の実態解明のための調査研究」「史跡等の保存活用のための調査研究」の2類に分けて整理する。

①江馬氏の実態解明のための調査研究

江馬氏の歴史については、室町幕府との関係性や地方領主としての存在が明らかにされてきた。しかし、史料が乏しいこともあり、領主としての実態は未だ謎に包まれている。また、高原郷に入った時期や様相、江馬氏が滅びる16世紀後半の動向は断片的にしか分かっていない。

下館跡の発掘調査については、整備に伴って下館の中核部の発掘を行ったが、遺構保存地区内でも未調査の区画は残っており、集落地区については殆ど遺跡の実態が不明である。特に民有地や道路が存在する館東側の堀や塀・隣接する施設の様相を今後検討する必要がある。既に調査を行った箇所についても、他の調査の成果と照らし合わせながら、当時の解釈を再検証する必要がある。

山城跡については、縄張り図を中心に分布や城の構造が明らかにされてきたが、未発見の遺構の存在が想定される。発掘調査も開発行為等に伴って断片的にしか実施していない。また、各山城跡全体の機能についても十分明らかになったとは言えない。山麓部の拠点や他の山城跡、街道・峠等を含めた広域的な視点で各山城跡の全体像を明らかにする必要がある。同じ飛騨市内の古川盆地に分布する姉小路氏関連の城館跡の実態や、飛騨地方に分布する他の城館跡との関係性も常に留意する必要がある。

②史跡等の保存活用のための調査研究

庭園の景石や山城跡の城郭遺構等現地に露出する遺構や名勝範囲内の会所等の復元した構造物については史跡等にとって最も重要な要素であり、適切に保存する必要がある。そのためには現況調査を実施し、最適な修理の手法等を多角的に検討する必要がある。史跡指定地や周辺部に分布する地下遺構についても、適切に保存するため、調査を推進して分布や実態を把握する必要がある。

下館跡の活用にあたっては、往時に館で行われた儀礼や饗応、中世武士の生活の実態の検証が必要である。江馬氏が実際に行っていた直接の史料は殆ど認められないが、同時代の武士の生活様式を検討することで、ある程度復元が可能と考えられる。また、保存のための調査であっても、その調査成果が活用に繋がる可能性を秘めているため、常に活用を考えながら広い視野を持つ必要がある。

以上、これらの調査研究に関する課題を達成するため、本質的な価値を確実に保存するための調査研究、下館跡や山城跡の全容を解明するための調査研究、活用・整備に資するための調査研究、そして周辺地域も含めた広域的な視点からの調査研究等、多角的な手法で継続的に調査研究を推進する。

そして、これらの調査研究を通して、飛騨市・飛騨地方の歴史の変遷を明らかにし、庭園史における評価、城郭史における評価等、江馬氏城館跡全体の様々な特質・歴史的意義を明らかにして、地域の歴史として位置づけることが最終的な目標である。

2. 調査研究の手法

前項の方向性に基づき、今後の史跡等の保存（保存管理）のため、また活用・整備にも資するため、これまでの調査の現状を踏まえ、今後実施すべき調査研究の項目を下記のとおり整理する。

●本質的価値の保存（保存管理）のための調査

史跡の本質的価値を構成する山城跡の城郭遺構や露出遺構の庭園の景石等について、名勝の本質的価値を構成する復元庭園や復元建築物・復元構造物等について、それぞれ保存のために必要な現況調査を継続的に実施する。また、適切な保存管理のために最適な管理方法や保存・修復技術の検討を継続して実施する。

●既往調査の再検討の必要性

発掘調査や文献調査等は新たな調査成果や将来的な研究の進捗により、過去の調査結果から得た解釈が変化する可能性がある。調査研究にあたっては、その時々の研究知見に照らして最大限の検証を行う。また、調査成果は整備手法にも直接関係するため、再整備や大規模修理の計画時には慎重な検証を経たうえで整備にもその成果を反映させる。

●下館跡を中心とする周辺部の全容解明

整備した下館跡の遺構保存地区内には未調査地区があり、同一の集落地と推定される史跡地周辺の河岸段丘においても詳細な調査を実施していない。地下遺構の保存のためにも遺跡の全体像の把握が必要であり、周辺も含めた下館跡の全容解明のための調査研究を推進する。

●活用のための調査研究の推進

今後の公開・活用のためには、往時に館で行われた儀礼や饗応・中世武士の生活の実態の検証が必要である。各分野の専門家の指導や他の史跡等の事例を踏まえながら、同時代の武士の生活様式から江馬氏の往時の様相を想定し、調査成果の最適な活用方法も含め、手順・方法を明らかにして計画的に調査研究を推進する。

●山城跡の実態解明

山城跡については縄張り図作成等の基礎的な調査が実施されたが、それぞれの山城跡の詳細な調査は実施していない。未確認の遺構の存在も考えられる。下館跡周辺と同様に、実態解明のための調査研究について、その手順・方法を明らかにして計画的に推進する。

●周辺地域を含めた史跡全体の全容解明

下館や各山城間の関係やつながりは、各城館の配置関係、街道・河川等の周辺の立地条件や見通せる山城等からある程度推測ができるが、詳細な調査研究は実施していない。各山城跡の麓の拠点や集落の実態も不明である。また、この地域全体の歴史の変遷を明らかにするためには、姉小路氏城館跡をはじめとする周辺地域の城館跡との比較検討も必要である。これらの全容解明のため、史跡範囲外の広域を対象として絵図・文献・歴史地理・発掘調査等、様々な手法を多角的に用いて継続的に調査研究を推進する。



写真 6-1 下館跡西堀薬研堀の検出状況



写真 6-2 山城跡調査の様子（高原諏訪城跡）

第7章 活用

第1節 活用の方向性

1. 全体の方向性

史跡等の全体の方向性を定めるにあたって、今一度史跡等の活用について飛騨市が目指すべき姿を確認する。

まず、これまで下館跡で実施してきた多くの活用事例を通じて、「活用は市民と行政とが共に進める」ことにより充実していくものと考えられる。また、活用イベントには大別すると2種類あり、史跡等の本質的価値について理解を深めるものと、それ以外の目的（音楽イベントや薪能など）で実施するものがある。前者は史跡等の価値や飛騨市の歴史文化を学びたい人々が主に参加して成立する。一方、後者はイベント自体に興味を持つ人々が主に参加して成立する。歴史分野以外のイベント内容であっても、それに興味がある方が大半なので、このような行事があるからこそ史跡等に初めて訪問したという参加者が多く、結果として「飛騨市には江馬氏館跡庭園のような素晴らしい景色の場所があったのか」「イベントの雰囲気によくマッチしていた」という意見をよく聞く。そのため、歴史分野以外のイベントであっても、史跡等の価値を知ってもらうきっかけとして、重要な機会となってきた。今後の活用として武家館や庭園の価値を堪能するために訪問する機会、また史跡等の価値を初めて知る機会を設け続け、史跡等と市民の関わりを保ち続ける必要がある。

次に、活用の面からも史跡等の意義を発信することが重要である。例えば、土塀壁塗り体験を通じて、名勝の重要構成要素となる復元建造物の維持管理を誰もが触れて体験できる。また、会所において庭園を眺めながらの食事をする事で、室町時代に江馬氏や館を訪れた客人が行っていたであろう行動を、当時の景観の中で追体験することができる。以上のような取組みは飛騨市や江馬氏城館跡ならではと言える。さらに、これらのことは「飛騨市の文化財」ホームページ等、多くの手段を講じて発信している。このように全国に発信し続け、史跡等の保存だけでなく活用の面でも先進地であり続けたいと考えている。

以上のように、史跡等を訪れることにより中世武家館や庭園文化の歴史を学ぶことができることや、その活用手法を全国に発信することが重要である。その一方で、入館者数の増加などの目に見える成果ではなく、訪問者が何を学び、何を感じたかも重要である。したがって、訪問者が自らの言葉で飛騨市にある史跡等の意義を語ることも成果と位置付けたい。一例を挙げると、史跡等に訪問した地元小学生の感想に「江馬氏館は神岡の誇りなので大切にしたい」という旨が記載されていた。史跡等の価値をインプットしただけでなく、自身の言葉で想いをアウトプットしているのである。このような訪問者やファンを一人でも多く増して、ひいてはここで学んだ知識を活かし、飛騨市で活躍する人材を育てる場として確立されていくことが望ましい。先人たちの生きた飛騨市の歴史の一面を正しく理解し、史跡等の保存活用に多数の市民が参画する社会を目指す。これこそが史跡等を通じて、今の飛騨市が目指すべき姿なのである。また、限られた人々や地域に限った活用には限界があるため、他地域や様々な関係者によって史跡・名勝が活用される将来像が、飛騨地域全体の活性化のためにも望まれる姿である。

これらを前提とし、第5章で定めた以下の（１）～（４）の基本方針に則り、史跡・名勝の活用の方向性・手法を立案する

（１）学校教育における活用の促進

江馬氏や史跡等に関することを、学校教育における郷土教育の中に位置づけ、多くの子どもたちに郷土の誇りとして認識されるよう、その拠点として活発な利用を促進するとともに、学校と連携した体験学習を促進する。

また、調査研究を促進させる意味でも大学等の研究機関との連携を模索する。

（２）生涯学習における活用の促進

地域の人々の心の豊かさの増進に資するため、文化活動やレクリエーション活動、ボランティア活動等の生涯学習の拠点としての活用を促進させる。歴史講座や土塀塗りの体験講座・山城跡見学登山などの史跡の本質的価値を学ぶ講座のほか、座敷や庭園を活用した日本文化を学ぶ講座やボランティアガイド育成等、生涯学習における利用を継続・拡充させる。

（３）地域振興への活用の促進

下館跡においては、地域により密着した場所として確立されるよう、地域行事や文化行事・会食利用等の活用を促進する必要がある。地元保存会の活動拠点としても、より活発な活用がされるように緊密に連携をとりながら、様々な活用方法を模索する。

各山城跡についても、地域住民の活動の拠点となり、下館跡や他の地域の山城跡も含めてネットワークとして繋がるような活用がされるよう、活用事業や現地ガイドの養成、地元への普及啓発などを促進する。

（４）観光振興への活用の促進

飛騨市の観光振興に寄与するため、下館跡については全国的にも貴重な中世武家館の復元事例であり、名勝庭園でもあることを全面的に押し出し、「ここで見ることができない・体験することができない」ということを広くPRしながら、飛騨市における文化的な観光拠点として位置づけ、そのための様々な活用方法を模索する。

また、山城跡も含めた近隣にある多様な文化資源・観光資源との連携と、地域一体での観光利用を推進する。

2. 地区ごとの活用の方向性

（１）下館跡

下館跡の活用の方向性は以下の通りとする。これまでどおり復元会所を活用の拠点施設としながら、地域住民や周辺施設と緊密に連携して活用を促進させる。

○まちづくりの拠点

○学習体験施設としての活用

- ・市内小中学校の歴史、地域学習の場、地域住民を対象とした体験学習の場
- ・500年前の庭園を当時の建物から、当時と同じ視線で観賞するという「体験の復元」体験
- ・各種日本文化に関する各種市民講座（お茶、お花、謡、日本舞踊、管弦の演奏等）の開催発表の場としての活用

○地域住民が日常的に集い、憩いや住民間のふれあいの場としての活用を図る

○観光拠点・施設としての活用

- ・500年前の武家館が体験できる「飛騨市の見所の一つ」であることをアピールし活用を図る

（2）山城跡

山城跡の活用の方向性は、以下の通りとする。

○学習体験施設としての活用

- ・市内小中学校の歴史、地域学習の場、地域住民を対象とした体験学習の場

○地域住民が集い、憩いや住民間のふれあいの場としての活用を図る

○交流・にぎわいの創出

- ・市内外にある他の城跡とも連携した交流の場とする。

第2節 活用の手法

史跡等の本質的価値をわかりやすく伝え、各城跡の魅力が理解されるよう努めるとともに、観光振興・地域の活性化にも繋がるよう、下記のような手法で活用を推進する。

1. 学校教育における活用

（1）地域の義務教育課程における活用

現在も地元の神岡町の小学校では、郷土学習の一環で社会見学として下館跡の見学が毎年行われており、事前学習・復習等も含めて江馬氏や郷土の歴史文化に触れる機会が確保されている。しかし、「飛騨市教育振興基本計画」にも謳っている「郷土愛に溢れ地域に根ざした人づくりの推進」のためには、神岡町のこどもたちだけでなく市内他地域（古川町・河合町・宮川町）の子どもたちにも、江馬氏や史跡等というものが、郷土の歴史に関わる重要なもの・郷土の誇りであることを認識してもらうことが必要と考える。そのためには、現在も行われている地元小学校の社会見学事業を今後も継続しつつ、小中学校の教育課程内における郷土の歴史学習の一環として、江馬氏や史跡等を活用した以下のような授業プログラムを、教育機関や学校現場の意見を取り入れながら協力して実施する。

※以下、平成30年度までに実施の実績があるものは●で示す

- ・社会見学として下館跡の見学（●）
- ・中世武家館の維持管理の体験授業（庭園の掃除、土塀の壁塗り、柿渋塗り等）
- ・着付けや料理、茶道等の中世武士の生活体験授業
- ・山城跡の見学登山（●）

（2）大学等研究機関における活用

下館跡は、これまで奈良文化財研究所や富山大学の協力で発掘調査を実施した経緯がある。また、庭園・会所等を復元整備して価値を顕在化し、名勝に指定された。このように、史跡整備の顕著な事例でもあるため、考古学だけでなく中世史・庭園史・城郭史・保存科学・地理学等、多様な研究の素材として活用できる。今後は、調査研究にあたって大学等研究機関との連携の下に、以下のような教育研究プログラムの実施を模索し、史跡等の保存活用にも資する。

- ・庭園や復元建物跡の保存状況を記録・検討する保存科学に関する研究プログラム
- ・復元建物や庭園を活用した日本文化・食文化等に関する研究プログラム
- ・立地や地形を活用した自然科学に関する研究プログラム

2. 生涯学習における活用

(1) 史跡等を舞台とした生涯学習講座の促進

下館跡を核として、生涯学習における以下の利用を継続・促進させる。特に歴史講座については、研究機関との連携で新たな知見が得られた際には、その成果を活用しながら発展させる。現状あまり活用が進んでいない山城跡についても、下館跡の取り組みを波及させ、史跡総体として価値を体験できる講座等の開催を実施する。

- ・ 史跡・名勝の本質的な価値を学ぶ歴史講座やシンポジウム、展覧会の開催 (●)
- ・ 土塀の壁塗りや柿渋塗り等、史跡等の価値の保存を体験する講座 (●)
- ・ 会所を舞台とした日本文化を学ぶ公民館講座 (●)
- ・ シルバー学級における解説など、外部の生涯学習講座の受け入れ (●)
- ・ 山城跡の見学登山（登山道の安全確保のための整備や仮設説明板の設置等も同時に実施）
- ・ 現地ガイド（庭園コンシェルジュ、山城案内人 等）養成講座の開催

3. 地域振興への活用

(1) 地域活動の拠点としての下館跡の活用

これまでも地域行事や文化行事の会場として、様々に利用されてきた。今後もそれらを促進・活発にして、より地域に愛される・地域で存在感のある場所としたい。史跡等の本質的な価値の保存を担保しつつ、以下のような下館跡の貸館利用を継続・活発化させる。一般の見学者に配慮して利用に関する取り決めを定めつつ、その裾野を広げ地域振興に寄与させる。

- ・ 会所の会食利用 (●)
- ・ 薪能等の文化的公演 (●)
- ・ 地域の納涼祭 (●)
- ・ 福祉施設、地域の団体の利用の促進

(2) 地域活動の拠点としての山城跡の活用

山城跡については維持管理・整備活動等を通して、山城跡が所在する地区の住民の活動拠点として活用されることが望ましい。現状は地域によって違い、あまり活用されていない山城跡が多いため、様々な方策を実施して各地域による活動を推進し、地域活動と地域間ネットワークの拠点としての利用が促進するよう模索する。

- ・ 地域と協力した山城跡の見学イベントや本質的な価値を学ぶ歴史講座
- ・ 地域住民向けの現地ガイド養成講座の開催
- ・ 市内もしくは他市の保存団体との交流事業の実施

4. 観光振興への活用

(1) 文化的観光の促進

中世武家館の庭園・会所を復元した事例として、まさに「ここでしか見ることができない・体験できない」ということを全面に押し出して、観光客を対象とした下記のような事業を展開する。「飛騨市の見所の一つ」としての位置づけを明確化するとともに、飛騨市の観光振興に資する。

- ・ 現地管理人や現地ガイドによる説明案内体制の強化 (●)
- ・ 会所の会食利用の促進 (●)

- ・ 饗応膳の検討を初めとする、当時の衣食住を迫体験する機会を周辺事業者と連携して創出（●）
- ・ 解説パンフレットの作成・配布（●）
- ・ 映像作品のロケ地としての活用の促進（●）
- ・ 下記のような期間限定イベントの開催
 - ・ 庭園、会所等のガイドツアー（●）
 - ・ 土堀の壁塗り体験等、名勝の維持管理に関する体験プログラム（●）
 - ・ 夜間ライトアップ鑑賞（●）
 - ・ 価値を体感するクイズラリー

（２）周辺施設と連携した観光促進

①下館跡周辺

周辺施設や関係機関と緊密に連携しながら、現状実施している事業も含め、下記のような方策を模索して下館跡の活用を進め、全体としてこの地域の観光振興に寄与させる。また、円滑な交通手段の整備や案内誘導の強化等、周辺施設の整備について関係機関と適切に連携を行う。

- ・ 入場料割引や特典、関連商品開発等の事業者との提携による誘客事業の展開（●）
- ・ 共通入館券や物販割引特典、複数施設の訪問を条件としたノベルティ贈呈等、周辺施設（高原郷土館、宙ドーム神岡、レールマウンテンバイク）と連携した取り組みの実施。
- ・ 周辺を含めた見学モデルコースの立案とPR（ホームページ、パンフレット、現地案内板）
- ・ 街歩きガイド等、ボランティアガイドとの連携強化

②山城跡

山城跡については、現地への誘導や登山道の整備が進んでおらず、観光客が見学しやすい環境を整えることが優先となる。下記のとおり、山城マップの作成やサイン等の整備を通して見学しやすい環境整備を実施しながら、ガイドとの連携やイベントの開催を通して、地域の見どころとして活用を促進させる。

- ・ 山城マップ等の普及啓発用の印刷物の作成配布（●）
- ・ 説明サイン、案内誘導サインの整備
- ・ 街歩きガイド等、ボランティアガイドとの連携強化
- ・ 山城跡に関連したイベント開催による誘客

（３）情報発信の強化

遠方の人々が「是非行ってみたい」と思えるよう、「飛騨市の文化財」ホームページを核として情報発信の体制を強化する。ホームページの掲載内容の充実を図ると同時に、SNS等のその時々最新の・最適なツールを活用して常に最新情報を発信する。また、外国人の来訪も見据えてホームページの多言語化を推進するとともに、現地の解説板、パンフレット等なども多言語化の対応を行い、あわせてユニバーサルデザイン化も検討する。

ホームページやSNS等で発信することも含め、分かりやすい情報発信のツールとして記録映像、PR映像、往時の復元イラストや復元模型の作成等を計画的に実施し、デジタルアーカイブやその時点での最新技術を活用した情報発信の手法も逐次検討しながら、選択して導入する。

また、質の良い情報を提供するためには、アナログ的な人同士の繋がりも重要である。発掘調査

説明会や歴史講演会、シンポジウムを開催して調査の最新情報を常に発信する。また、ただ情報を発信するだけでなく、関係者同士が相互に連携して、情報発信の質を高める体制を整える必要がある。関係者相互の交流や連携のため、関係者の協議会等で様々な立場から意見交換を行い、情報発信も共同で行うことで、情報の質を高めながらより広範囲な情報伝達を行う。

5. 活用促進の体制づくり（図 7-1）

史跡等の積極的な活用を実施するため、今後の活用の体制を以下の通り立案する。過疎化が進む地域の状況下、積極的な活用を担う団体が無い現状のため、これまでは活用を含めて市が主導でおこなってきた。しかし、地域に根ざし、より積極的な活用を行うためには行政主体の活用では限界があり、これまでに掲げた活用事業の十分な展開や、それ以上のことを実施するためには、様々な関係者による活用が不可欠である。そのため、今後の指針として以下のとおり、Ⅰ期・Ⅱ期と分けて活用の体制づくりを行う。短期的にはⅠ期の体制を目指し、将来的な理想としてⅡ期の体制に移行したい。

（１）Ⅰ期の活用体制

第一段階として、既存の活動を行っている団体を含めて、色々な人々が史跡等に関わり、慣れ親しむ機会を創出する必要がある。そのため、短期のうちにパートナー協定制度を作って、様々な団体や関係者が史跡等の保存活用に参加する体制を整える。

パートナー団体それぞれの得意分野を活かした活用事業の展開を促進するため、市はパートナー団体を認定し、認定団体には会場の提供や、ロゴマークの作成配布等、必要な支援を行う。いずれも、市全体の城跡の保存活用の調整の場として設立した「飛騨市城跡保存活用推進協議会（以下、「協議会」）」のメンバーとして実施する。江馬氏の遺跡を愛するファンを少しでも多く増やすことが短期的な目標である。

（２）Ⅱ期の活用体制

Ⅰ期の体制確立後、各自の活動の中で、全体を総括して主導・とりまとめが可能な団体が成長した段階で、Ⅱ期の体制を目指したい。Ⅱ期のイメージでは保存活用団体が核として活動しつつ、市は主に各所や外部団体との調整役として機能し、地域・民間主導による史跡等の活用を活発化させるものである。保存活用団体は、下館跡やガイダンス施設の指定管理者として施設の管理・運営を実施して恒常的な施設の活用を実施しつつ、パートナー団体の取りまとめを行い、自他問わず常に史跡等を活用する体制としたい。市は、協議会の一員として保存活用団体の相談を受け、必要な支援を行う。また、人口減少により市内の関係者だけでは史跡等の保存活用が難しくなる事態も想定される。将来的には、飛騨市を越えた地域からの応援・連携・PRも活発化させるため、市外の人々やスポット的に関わる人々（サポーター）も気軽に参画できる体制を確立する必要がある。

なお、これらの地域・民間主導の活用を促進するにあたって、本質的価値の保存（保存管理）については、日常的な維持管理行為を除き、継続的に飛騨市が調整に入り、価値の保存を担保するということが前提となる。

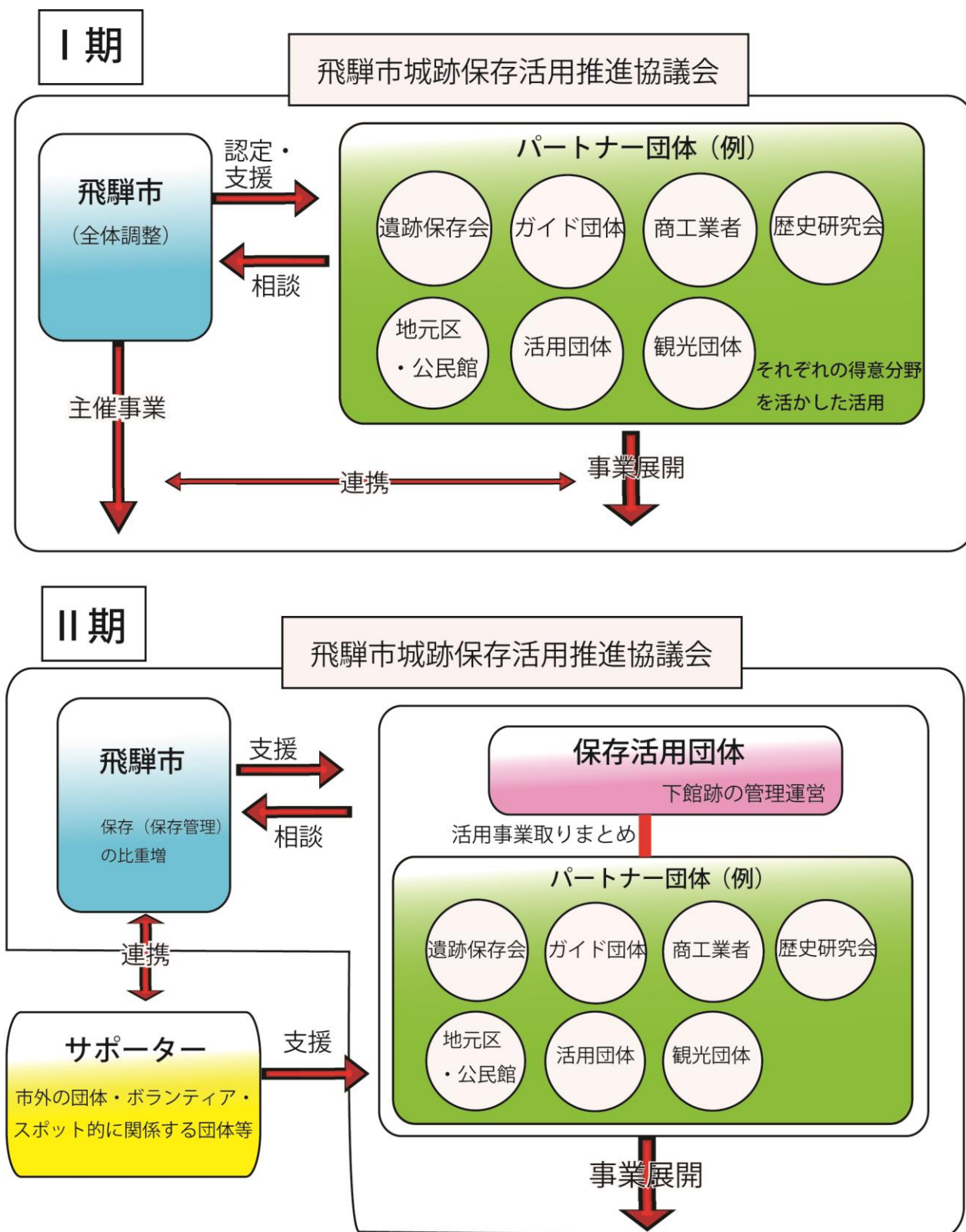


図 7-1 活用促進体制のイメージ



写真 7-1 史跡・名勝の本質的な価値を学ぶ歴史講座（平成 29 年度 名勝指定記念イベント）

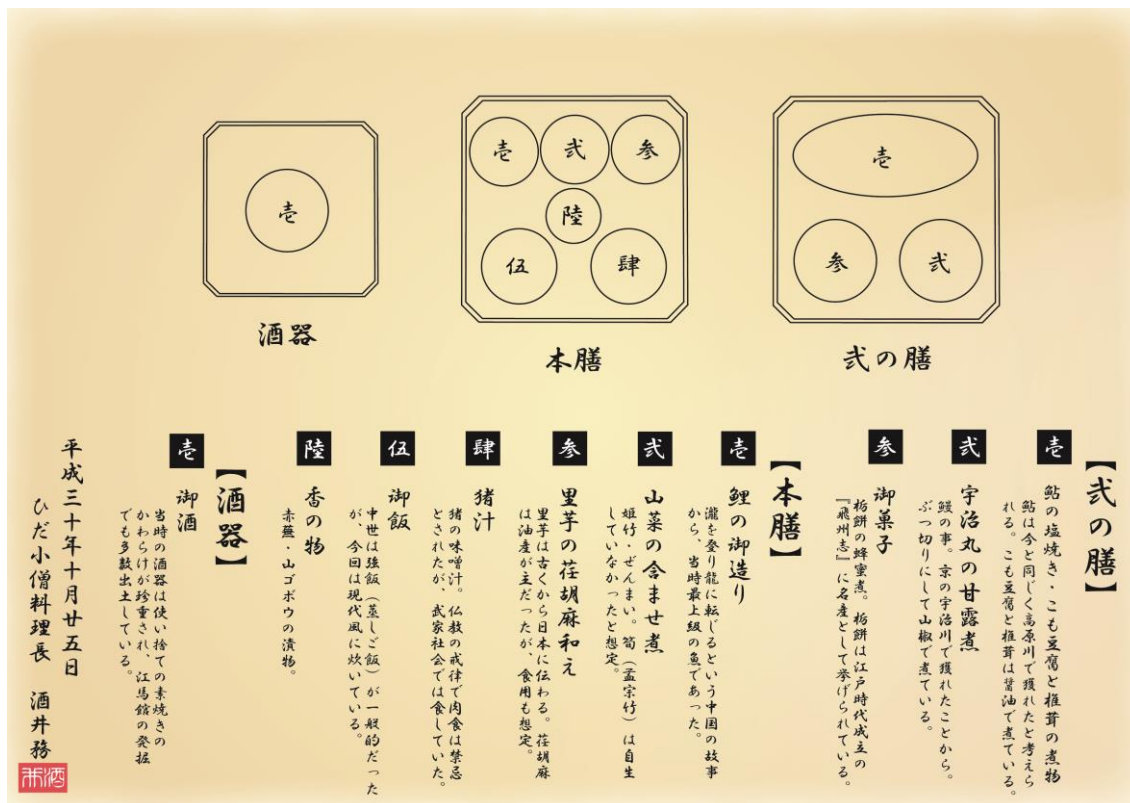


図 7-2 当時の衣食住を追体験する機会（平成 30 年度 饗応膳試食会の献立表）

第8章 整備

第1節 整備の方向性

1. 全体の方向性

史跡等の全体の整備の方向性は第5章で定めた以下の基本方針のとおりである。

(1) 江馬氏城館跡の本質的価値の顕在化

下館跡については、顕在化された史跡及び名勝の価値について、周辺地区とのつながりを意識しながら来訪者に適切に伝達していく。山城跡については、適切な環境整備や解説を充実することにより、史跡の価値や遺構の性格を来訪者に適切に伝達していく。

(2) 山城跡の眺望景観の保全と向上

山城跡主要部から各集落や関連城郭への眺望景観、周辺地域から山城跡主要部への眺望景観の保全と向上を図る。

(3) 周辺施設と連携したガイダンス機能の向上

高原郷土館等の解説機能を有する施設や、宙ドーム神岡等の案内誘導機能を有する施設等、既存施設との適切な役割分担やリニューアル等により、地域全体の江馬氏城館跡に関する解説及び案内誘導機能を高める。

(4) 各要素や周辺部を繋ぐ効果的な移動手段の向上

各山城跡の城郭遺構へ至る動線となる登山道は、来訪者が適切に利用できるように維持向上していく。各城跡や周辺施設をつなぐルート整備についても関係機関と協議・連携していく。

(5) 適切な案内・解説等サインの整備

来訪者に適切な情報を伝達できるよう位置、種類、配置、意匠・形態、掲載内容等に留意しながら、江馬氏城館跡に関連する案内・解説等を充実させる。また、来訪者が各要素を容易に見学できるよう、誘導サインも適切に整備する。

(6) 便益施設・管理施設の適正化

来訪者の快適な利用と安全性を確保するよう、四阿、便所等の便益施設や手摺り、柵等の管理施設について、望ましいあり方を検討し、改修等の適切な措置を図る。

2. 地区ごとの整備の方向性

(1) 下館跡

下館跡の遺構保存地区は、史跡の中核的な拠点地区であり、名勝範囲も含んでいる。

史跡としては、その本質的価値を追求するための調査研究の成果に基づき、遺跡の顕在化を図り、今日的な価値を付加することを目的に、復元展示をはじめとする整備を実施した。今後もその理念を引き継いで、顕在化した遺構や整備した施設を、「整備完了時の状態」を基準に保全しつつ、地域住民の意向や活用状況を踏まえ、改良すべき要素は慎重に検討を行いながら整備を実施する。

また、名勝としては名勝の本質的価値が顕在化された「保存整備完了時」を景観年代・修復基準とし、それを基準に改良すべき要素など、慎重な検討を行いながら整備を実施する。

顕在化された史跡及び名勝の価値については、周辺地区とのつながりを意識しながら来訪者に適切に伝達するため、当面は現状の整備状況を基準に維持管理しつつ適切な修景を行う。あわせて継続的に各要素の保存状況の経過観察を行い、将来的に再整備が必要になった際は手法の再検討を行

う。便益施設や手摺り・柵等の管理施設については、来訪者の快適な利用と安全性を確保するように常に改善を図り、都度補修や改修等の適切な措置をとる。

遺構保存地区内の公有地の未調査箇所については、委員会の協議に基づき目的や手法を明らかにして最小限の範囲で調査を行い、遺構の内容解明に努める。遺構保存地区内の民有地や集落地区については、公有化の検討が必要になった場合、委員会の指導を得て最小限の範囲で調査を行い、顕著な成果があった際は、公有化と合わせて解明された遺構の価値を伝える整備を検討する。

（２）山城跡

各山城跡は城郭遺構が良好に遺存し、地表面観察で確認できるため、通景伐採や散策路の整備、説明板整備等の見学しやすい環境を整えることで、十分に本質的価値を把握できる。当面は環境整備を優先し、計画的に実施する。ただし、見学に危険が伴う土城跡については積極的に実施しない。

その上で、次段階として発掘調査等の各種調査により遺構の解明に努め、可能な場所については順次公有化を図り、解明された遺構の価値を伝える整備を行う。

なお、未指定の江馬氏関連の山城跡や市内他地域（古川町の姉小路氏城館跡）についても、あわせて一体的な整備活用を推進する必要があるため、全体の進捗状況をみながら事業内容・事業期間の見直しは随時行う。

（３）下館跡周辺地区（史跡範囲外）

史跡等の活用にあたって重要な地区であるため、下館跡と他の城跡や周辺施設をつなぐ一体的なルート整備について関係機関と協議・連携していく。

史跡全体のガイダンス施設について現状は無いため、高原郷土館や宙ドーム神岡等、ガイダンス機能を有する既存の施設との適切な役割分担を行い、対象となる施設のリニューアルを行って、江馬氏城館跡に関する総合的なガイダンス機能を高める。

第2節 整備の手法

前節の整備の方向性に基づき、下館跡と山城跡における今後の整備手法、当面の整備計画を立案する。実施に際しては、事業の進捗その他の状況により、随時見直しを行う。

これに加え、遺構整備等の大規模な整備を実施する際は、新たに整備基本計画を策定し、各地区の特性を活かした整備活用の検討を行う。

1. 下館跡における整備計画

(1) 下館跡（遺構保存地区）・名勝範囲内

下館跡については、史跡の中核地区としてより活用を促進するため、また名勝については芸術鑑賞上の価値を保つため、各要素を継続的に維持管理・修景する必要がある（図 8-1）。よって、過去の下館跡地区の整備実施箇所における、今後の修繕・修景の実施内容と年次計画を立案する。検討にあたっては、整備完了時に立案された計画表（表 8-1）を参照し、現状を踏まえて表 8-2 の通り再整理した。

計画の立案にあたっては、10 年間を区切りとして短期・中期・長期と区分する。まず、現状の各要素の劣化状況等を踏まえ、10 年後までの具体的な維持修繕の年次計画を短期計画として立案した。最初に現在劣化が進んでいる土塀の壁面や、復元堀の表土舗装、案内板などの補修を優先的に実施する。あわせて庭園を構成する露出遺構の景石や、復元施設の盛土・芝等については整備直後と比較した現況調査を実施し、劣化・き損の程度に応じた処置を計画的に実施する。

中期に移行するにあたっては、短期における維持修繕事業の経過を観察しつつ、適切に評価を行った上で、中期における具体的な保存管理の年次計画を検討していく。

また、中期以降は復元整備完了後 20 年を経過するため、復元建物・復元構造物等の大規模改修実施が必要と想定される。そのため短期においては劣化状況の調査を行い、それに応じた応急的な措置をとった上で、将来的に予想される改修・再整備に備える。

①景石（露出遺構）

- ・多くが露出遺構である景石は、当初計画では撥水处理や亀裂処理を定期的に行うこととしていたが現在まで行われていない。石材は整備当初より全体的に変色しているが、目立った劣化は見られないため、まずは詳細な現況調査（測量調査、保存状況調査）を実施して現状を把握・記録し、調査結果に応じて計画的に保存処理・修復を実施する。
- ・景石は整備時に原位置を保っていたもの、現地由来の石材だが本来あった場所が不明なもの、他所へ移動し新たに補充した石に大別される。特に原位置を保っていたものについては、保存処理後もほぼ元の状態に戻せるよう、詳細な位置情報や据え付け状況の記録を行う。その他の景石については保存整備の際に位置・傾き等を再検討する。

②復元庭園施設

- ・整備時に補填した景石や庭園の盛土については、①と同様に調査・保存対策を実施する。また、庭園内の植物（芝）についても、その生育状況を見ながら補修を実施する。ただし、芝張りは法面保護として施工された復元的要素ではないため、今後より良い手法がある場合は、委員会等の指導を得ながら手法を検討する。

③復元建築物（会所・主門）

- ・復元した会所建物（SB46）は、当初計画では障子張替えを毎年行いながら、建具の調整、畳・ふすまの張替え、屋根不燃塗装を定期的に行い、15～30年ごとに大改修を行う計画であった。障子の張替えは毎年行っており、掃除も行き届いているため、内部は美観を保っているが、当初計画のような定期的な補修は行われていない。なるべく早期に劣化状況の詳細な調査を行い、調査結果に応じた補修（建具の調整、木材の入れ替え、畳・ふすまの張替え、内壁の塗り直し、屋根不燃塗装等）を行う。解体修理等の大改修については、短期においてすぐに必要になる可能性は低いが、状況を慎重に観察した上で早めに対処できるよう準備を進める。
- ・復元主門については、当初計画では定期的に防腐処理を行い、15～30年ごとに大改修を行う計画であった。こちらも会所と同様に、経過を観察しながら必要な補修を行い、大改修に備える。

④復元構造物（土塀・板塀・堀）

- ・復元土塀については、当初は適宜土壁の補修を行いながら、撥水处理、屋根の上げ土補修、木部防腐処理を定期的に行うとしていた。土壁補修は体験学習等で実施しているが、定期的に行っているわけではないため、今後は日常管理の中でこまめに補修を行う。木部防腐処理も日常的に柿渋を塗ることで管理し、その他については経過を観察しながら必要に応じて実施する。ただし、既に広範囲に認められる日常管理の中で補修できないほどの劣化箇所については、専門業者に委託して別途大規模補修を実施する。数年をかけて広範囲の補修を行ったのちは、毎年こまめに部分補修を行いつつ経過を観察する。
- ・復元板塀は退色等の木部の経年劣化が認められるため、短期的には日常的な維持修繕を行いつつ、長期的には他の復元建築物・復元構造物にあわせて大規模修繕等を実施する。
- ・堀については、当初は地区ごとに固まる土の補修を行うとしていたが、十分ではなく、はがれ・劣化が広範囲にわたって進行している箇所がある。短期のうちに数年をかけて広範囲の補修を行ったのちは、毎年こまめに部分補修を行って経過を観察する。

⑤遺構表示施設（建物跡立体表示、脇門立体表示、土塀立体表示、遺構平面表示）

- ・立体表示の建物跡（SB41、42、44）は当初計画では定期的に補修・防腐剤塗布を行うこととしている。現状は所々劣化が進行しているので、計画的に老朽化した箇所の修繕を行う。
- ・脇門立体表示は管理用の通用口も兼ねているため、老朽化した場合は早期に対応する。現状では塗料の剥がれが見られるので、塗料の塗布を早期に実施しつつ、板戸の修繕も実施する。
- ・土塀立体表示はイチイ生垣の管理が必要である。定期的に剪定や生育の管理を行う。また、鋼製支柱もその老朽化の程度に応じて修繕を行う。イチイが枯れた場合は植替えを行う。
- ・主に堀外ゾーンに位置する建物・柵・堀・道等の平面表示施設は、現在は補修すべき箇所は見当たらないが、老朽化・き損した場合、その程度に応じて同種同材を基準に修繕・改修を行う。

⑥園路、地形

- ・主門前から会所前にかけての園路は現状マット敷きであるが、名勝の周辺地として美観を向上させるため、適切な手法による改修を検討する。
- ・地形や園路については、現状維持を原則とする。遺構面から十分な保護層をとって整備を実施したため、雨等で法面が一部流出したり、崩れた場合には遺構に影響が無いものとして、随時

元の形状に復旧する。但し、園池等の保護層が薄い箇所等、大規模な地形の崩壊があった際は、文化庁・岐阜県と対応を協議し、適切に復旧する。

⑦便益施設

- ・エントランスに存在するトイレ棟が該当する。必要に応じて修繕・改修を実施する。中・長期においては建替えも視野に入れながら適切に維持管理を実施する。

⑧管理施設

- ・名勝を構成する庭園東側の管理用の柵については、庭園の美観を保全するため適切に管理し、老朽化・破損した場合は、速やかに修繕・改修を実施する。
- ・説明板や案内板は、劣化の進行に応じて計画的に修繕・改修を行う。これらは数年ごとに修繕が必要である。設置位置や表示内容については現状を基本とするが、必要と判断される場合は委員会の指導のもとで改修時に再検討を行う。
- ・ロープ柵の杭は、老朽化・欠損した所について整備時と同程度の規格のもので順次入れ替える。
- ・その他の公園内の管理施設についても常に経過を観察し、その老朽化・破損の程度に応じて随時修繕・改修を実施する。

(2) 集落地区・未公有化の遺構保存地区

集落地区は現状が住宅地・農地であり、下館跡に関連する遺構の広がりが見込まれる地区である。下館跡と高原諏訪城跡等の周辺の要素を繋ぐ地区でもあるため、調査研究によって遺跡の解明に努めつつ、歴史的・文化的環境にふさわしい景観形成に努める。

未公有化の遺構保存地区については、現状は他の集落地区と同様の利用状況であるが、往時の館の敷地内部と想定される場所である。

集落地区・未公有化の遺構保存地区ともに条件が整えば公有化の検討を行い、遺構の整備等を検討する。第一には、高原諏訪城跡への案内誘導サインや、近世村落や周辺一帯を解説するサインを整備するなど、下館や周辺の地区と一体的な環境整備を実施する。

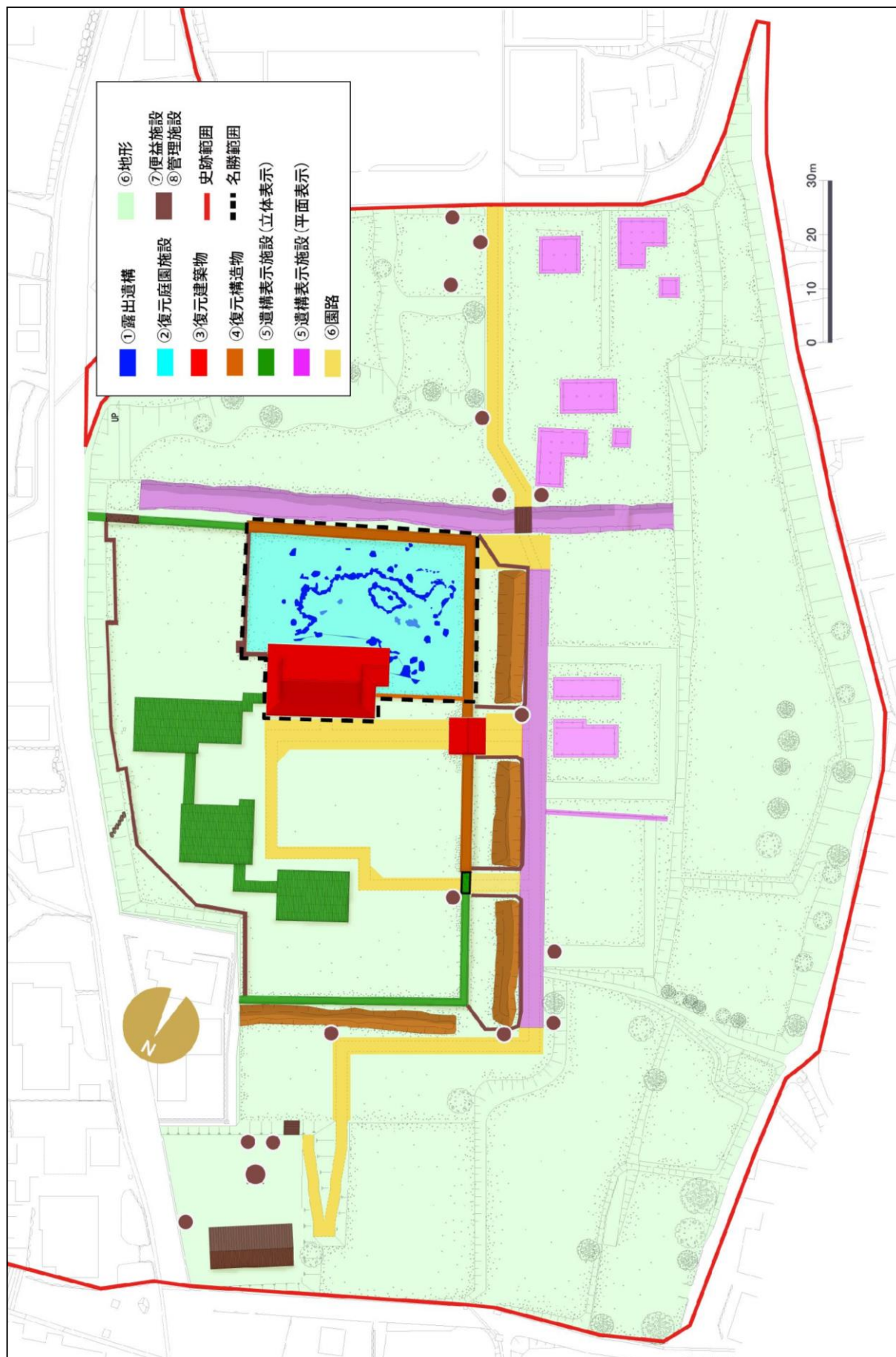


図 8-1 下館跡（遺構保存地区）の修繕・修景に係る要素位置図

[illegible]

- 231 -

●＝定期補修 ○＝随時もしくは状況により必要な補修

範囲	区分	種類	短期										中期 ～2037	長期 ～2047
			2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027		
名勝範囲内	①露出遺構	景石												
	②復元庭園施設	補填景石 盛土												
		植物(芝)												
	③復元建築物	復元会所												
	④復元構造物	復元土塀												
		復元板塀												
	⑦管理施設	管理用柵												
	③復元建築物	復元主門												
	④復元構造物	復元土塀												
		復元堀												
名勝範囲外(史跡指定地内)の施設		建物跡(立体表示) ※遮り廊下含む												
		脇門(立体表示)												
	⑤遺構表示施設	土塀(立体表示)												
		建物・柵跡(平面表示)												
		堀跡(平面表示)												
		道(平面表示)												
	⑥地形・園路	園路												
		地形												
	⑦便益施設	トイレ棟												
		説明板												
	⑧管理施設	案内板												
		木製ロープ柵												
		管理用柵、門扉												
		車止め												
		手摺り												
	⑧その他管理施設	給水施設												
		給電施設												
		防火施設												
		管理用倉庫												

表 8-2 下館跡遺構保存地区・名勝範囲内 修繕・改修計画表

(3) 下館跡周辺地区（史跡範囲外）

1) ガイダンス施設の整備

史跡等全体の本質的価値を解説するガイダンス施設の整備が望まれる。現段階で具体化することとはできないが、今後の検討にあたって必要な事項・方針を下記の通り整理する。

①基本的な方針

施設の整備にあたって、基本的な方針として下記に留意する。

- 極力既存の建物を活用する
- 下館跡や高原諏訪城跡を中心として、各山城跡や周辺施設とのアクセスを考慮する

②必要な機能

史跡等のガイダンスとして、以下の機能が必要と考えられる。

I. 解説機能

- 史跡全体の概要、江馬氏の解説、高原郷の歴史の解説
- 山城跡、歴史的な街道・峠道等の解説
- 下館跡の発掘調査の経過と出土した遺構・遺物の展示解説
- 下館跡庭園・建物等の構造の解説
- 復元整備の経過、検討成果の解説
- 江馬氏の生活や儀礼・饗応についての解説

II. 案内誘導機能

- 史跡の各地区への誘導、周辺施設への誘導

③施設配置の方針

既存施設を前提に考慮すると、周辺においてガイダンス機能を付加可能な施設は、高原郷土館（神岡城）、宙ドーム神岡、神岡振興事務所、神岡町公民館が挙げられる。神岡振興事務所と神岡町公民館は庁舎の利用上恒常的な展示解説を行うことは難しい。また、宙ドーム神岡も現在カミオカンデの展示解説を行う方針で改修が検討されているため、史跡等のガイダンス機能の付加は限度がある。ただし、「基本構想」でも利用の起点として位置づけられており、今後も史跡等見学の駐車場・トイレ・休憩施設等として最適な施設である。高原郷土館（神岡城）は、内部では現在でも下館跡で出土した遺物を展示しており、その解説機能を増強することは必要と考えられる。また、同じ教育委員会管理の文化施設であるため、様々な面で密接に関連することが可能である。

よって、上記のガイダンス機能のうち、Iの「解説機能」については高原郷土館をガイダンス機能の中心として、その他の施設については情報コーナー・案内コーナー等の設置を検討し、ガイダンス機能の有機的ネットワークの構築を目指したい。IIの「案内誘導機能」については、これまで通り宙ドーム神岡を見学動線の基点として、下館跡を中心とする史跡の各地区や、ガイダンス機能のある周辺施設への適切な案内誘導を行う。

2) 周辺の整備

下館跡地区への良好なアクセスを促すため、広域道路と下館跡を連結する動線として既存の道路等を有効に利用し、適宜道標やサインの整備を行う。また、上宝道の保存整備を行い、古道としての歴史的な解説を行いつつ、アクセス道路としての活用も図る。

周辺の集落の歴史的解説や、高原諏訪城跡へのアクセス方法、周辺の施設の位置等についても、主要なアクセス道路の基点において情報が取得できるよう、解説サイン・誘導サインの整備を実施し、地域全体の有機的ネットワークの構築を図る。

2. 山城跡における整備計画

(1) 遺構保存地区

1) 通景伐採

下記の箇所について、計画的に実施する。

○往時の視点場として考えられる城郭遺構（曲輪・櫓台等）の付近

○地形・立地を把握するために必要と考えられる箇所（峠・尾根道等）

なお用地については、高原諏訪城跡の主郭付近等、一部を除いてほぼ民有地であるため、実施に当たっては土地所有者・地元の積極的な協力を得ることが条件となる。主体者は飛騨市・地元地区・所有者等が考えられる。市実施の際は所有者の同意を得るか、公有化を図るか、その都度判断することとなる。地元地区や所有者が実施する場合は、現状変更の基準に照らして飛騨市が指導しながら実施する。

2) サイン類整備

現状はどの山城跡も文化財愛護標柱が存在するが、案内誘導サイン、解説サインともに不足している状況である。各山城跡の総合的なガイダンス機能を向上させるため、表 8-3 の通りサイン整備を計画的に実施する。設置の際、既に別のサインが設置されている箇所については板面修繕で対応するなど、遺構への影響に最大限配慮する。また、デザインや記載内容は史跡全体で統一感をもたせる。仕様・規格についても、冬季の気候が厳しい地域であるため、可能な限り耐候性の高い素材（石・アルミ等）や印刷手法を選択する。

表 8-3 整備サインの種類

サインの種類	設置箇所	表示する内容（例）	備考
解説サイン（説明板）	動線の起点（登山口）、 主要な遺構周辺（主郭等）	・史跡等の総合的開設 ・各山城跡の解説 ・景観、地形の解説 等	・板面、支柱等の素材は耐候性の高いものとする ・デザインや表示内容は全史跡で統一感を出す
解説サイン（名称表示）	主要な城郭遺構や要素付近	「堀切」「竪堀」「○○峠」	・規格は標柱等シンプルなものとする ・デザインは全史跡で統一感を出す
案内誘導サイン	動線の起点、中間点、 分岐点	「○○城跡登り口」 「○○城跡中間地点」 「→山頂」	・規格は標柱等シンプルなものとする ・デザインは全史跡で統一感を出す

3) 登山道・園路・便益施設・管理施設整備

登山道は現状の管理状況により、道が分かりにくくなっていたり、低木が生い茂って散策しづらい山城跡も多い。そのため、地域住民と協力して登山道・園路の整備を積極的に実施する。登山道は元々あった箇所を基本として、遺構への影響に配慮する。四阿等の便益施設については、現状設置済みの山城跡については改修を基本に検討し、未設置の山城跡については都度必要性を判断ながら整備を検討する。手摺り等の管理施設は、急斜面や崖際の危険箇所において、遺構への影響を配慮しながら適宜設置する。

4) ソフト整備

現地における説明板整備の他、現地までの案内誘導や各要素の普及啓発を図るため、山城マップ等の紙媒体の印刷物を適宜作成し、公共施設・観光施設等で配布する。また、往時の山城の様子を分かりやすく伝えるため、想像復元イラストを作成する。その他、その時点での最新技術を積極的に取り入れて往時の景観復元を試みるなど、来訪者へのガイダンス機能・案内誘導を向上させる。

5) 遺構整備

上記のような環境整備を優先的にを行い、その後に遺構整備の機運が高まった段階で実施する。実施に際しては江馬氏の本城であり、市有地がある高原諏訪城跡から順に実施する。具体的内容は調査結果により別途整備基本計画を策定して内容を決定するが、下記の通り基本的な箇所・手法を立案する。

- 主郭部の発掘調査を実施し、平面・立体表示等の手法を用いた遺構整備を実施。
- 江馬氏の城造りを体感できる特徴的な遺構（巨大な堀切等）の発掘調査と遺構整備を実施。
- 来訪者の快適な見学・誘導を行うため、大規模な整備に合わせて上記 1)～4) を再度実施。

(2) 景観保存地区

遺構保存地区の周囲を取り巻く山林一帯であるが、登山道はすべてこの地区を通っている。また、遺構保存地区と接した付近には城郭遺構が存在し、未踏査の箇所に城郭遺構が存在する可能性もある。全体として各所有者と協議しながら自然環境の保全を図りつつ、城郭遺構が存在する箇所については、接する遺構保存地区と合わせて整備を行う。整備内容については前項（1）に準じる。

(3) 実施期間

整備の実施期間については、表 8-4 のとおり年次計画を示す。

まずはマップ作成等の印刷物を作成し山城跡の普及啓発を図る。その後、通景伐採、サイン整備、登山道・園路・管理施設等の整備を一体として年間 1～2 城ずつ順に実施する。その上で、必要箇所を吟味し、便益施設の整備を実施し、あわせて最新技術を活用したソフト整備を実施したい。これらについては、まとめて実施した後も、定期的な維持管理が必須となるため、中・長期以降も継続的に実施する。

遺構の整備については、短期中の環境整備が一段落したところで既に市有地のある高原諏訪城跡の調査を実施する。その他の山城跡を含め、中・長期に遺構整備を計画する。

表 8-4 山城跡の整備計画表

事業内容	短期（年度）							中期	長期
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024～2027	2028～2037	2038～2047
通景伐採									
サイン整備									
登山道・園路 管理施設整備									
便益施設整備									
ソフト整備	印刷物・復元イラスト作成						最新技術を活用したソフト整備		
遺構整備						高原諏訪城跡調査		山城跡調査・計画策定・整備	

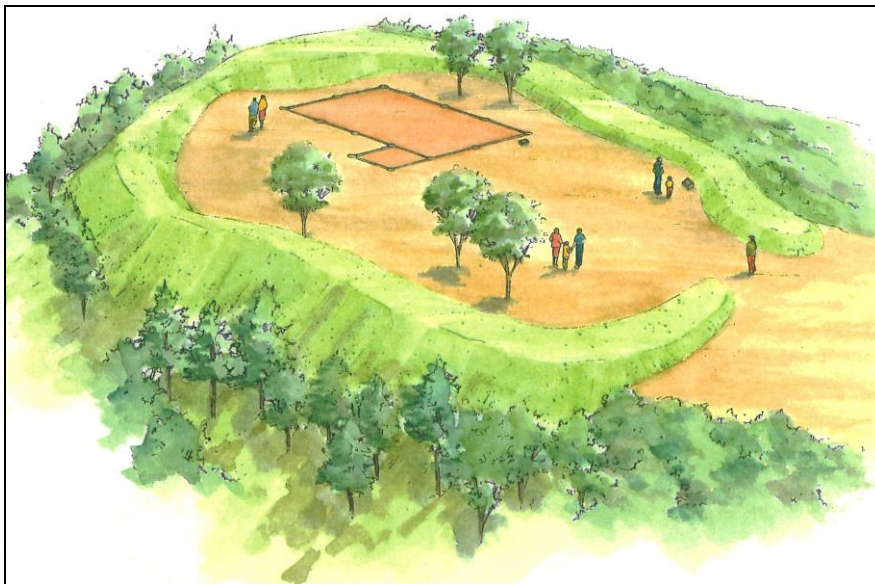


図 8-2 山城跡の建物遺構表示のイメージ（「基本構想」より）

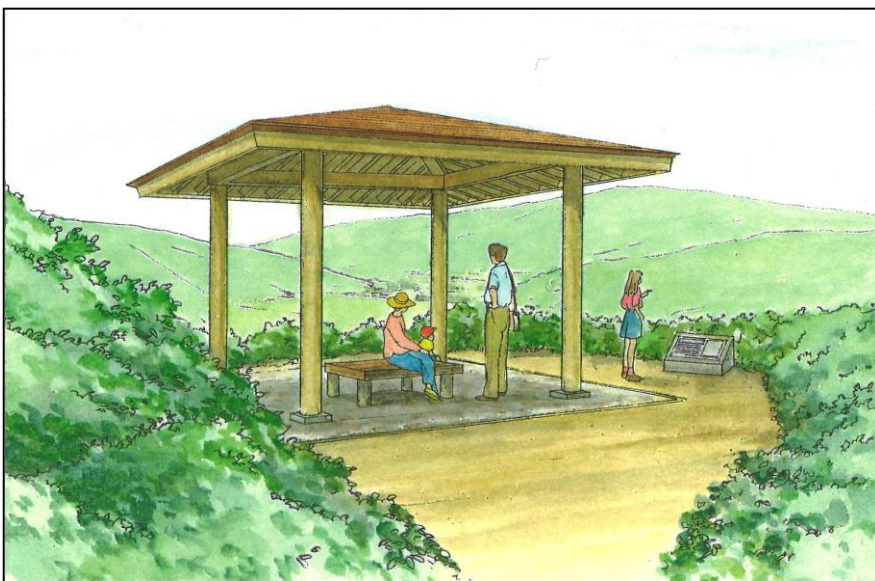


図 8-3 山頂部四阿整備のイメージ（「基本構想」より）

第9章 運営・体制整備

第1節 運営・体制整備の方向性

運営・体制整備の方向性は第5章で定めた以下の基本方針のとおりである。

(1) 飛騨市庁内の体制強化

史跡等の適切な保存活用の実施に向け、飛騨市の文化財担当部局の組織作りや専門職員の確実な配置等について継続的に取り組む。また、文化財部局だけでなく、まちづくり・観光・農林部局など、関係する飛騨市の様々な部局間の相互連携を強化する。

(2) 行政・市民・専門家等の連携による整備及び公開・活用の推進体制の構築

行政機関だけではなく、地域住民や保存会、専門家等の多様な関係者が連携して様々な取り組みを推進し、その進捗状況等を確認できる体制を構築する。

第2節 運営・体制整備の手法

史跡等の確実な保存、活用、整備を計画的かつ効率的に推進するために運営体制を整備し拡充を図る。前節の方向性に基づき、以下の手法により運営・体制を整備する。体制イメージは図9-1の通り。

(1) 飛騨市の体制整備

史跡全体の保存活用事業にあたっては、飛騨市庁内の各部局が連携しながら実施する。史跡等の調査研究や下館跡の遺構保存地区（名勝指定範囲含む）の維持管理はもとより、史跡等の保存（保存管理）・整備については、現状変更等の調整や計画的実施が不可欠なため、文化振興課が調整の主体となり関係各所が緊密な連携をとって実施する。史跡等の魅力を発信する事業については、観光部局や関係団体等も含め、関係者が連携して推進する。

なお、中・長期にわたって史跡等の適切な保存活用を実施し、マネジメントを進める上では、専門職員の確実な配置と適切な職員数が必要である。今後の事業の進捗状況や他の文化財業務の内容をふまえながら適切な専門職員の配置と職員数の検討を行う。

また、史跡江馬氏城館跡は複数の城館跡が要素として存在し、指定地も広大であることから多くの行政機関が関わっている。また景観やネットワーク的な整備等、周辺要素も含めて多角的な視点からの整備活用が必要である。そのため、関係機関が相互に連絡調整を図ることが必要である。また広大な史跡指定地内においては、基盤整備部や農林部等の文化財以外の部局や、国・県といった関係行政機関が事業の実施主体となることが想定される。こうした関係機関・関係者の事業調整・情報共有の場として、平成29（2017）年度に設置した「飛騨市城跡保存活用推進協議会」を今後も継続的に運営し、関係者が円滑に共同して史跡等の保存活用を推進する体制を確立する。

(2) 専門家による検討

飛騨市が今後、適切な保存（保存管理）や活用、整備を推進するために、専門的な知見に基づく助言・指導を継続的に受ける必要がある。本計画策定時に組織した、学識経験者・地元代表で構成する「江馬氏城館跡整備委員会」を今後も継続的に運営する。委員会においては主に保存（保存管理）・整備・活用に関する専門的な事項を審議する。また委員会は、文化振興課が事務局となり事業を遂行する。また随時、文化庁・岐阜県に指導・助言を仰ぐ。

(3) 市民協働の体制整備

史跡等の保存活用にあたっては、関係団体や地元住民と協力して実施しなければならない。また同じ飛騨市内においても、中世に古川地域を拠点としていた飛騨国司・姉小路氏の城館跡についても近年で保存活用の機運が高まっており、江馬氏城館跡を中心的な要素の一つとして捉えつつ、市全体の文化財の保存活用の推進を目指したい。(1)で示した「飛騨市城跡保存活用推進協議会」については、庁内連携としての機能の他、様々な城跡の地元住民や関係団体の意見聴取・事業調整の場として今後も継続的に運営しながら参加対象を広げるなど、それぞれの地域・関係者が情報共有・連携するための場として発展させる。

その他、文化財関連の委員会としては、市全体の文化財の保存活用について審議する「飛騨市文化財保護審議会」がある。また姉小路氏の城館跡についても、国史跡指定を目指した総合調査の指導委員会として「姉小路氏城館跡調査指導委員会」を平成29年度に設置している。これらの委員会とも連携・調整を行うことで、市全体の文化財の保存活用を活発化させる。

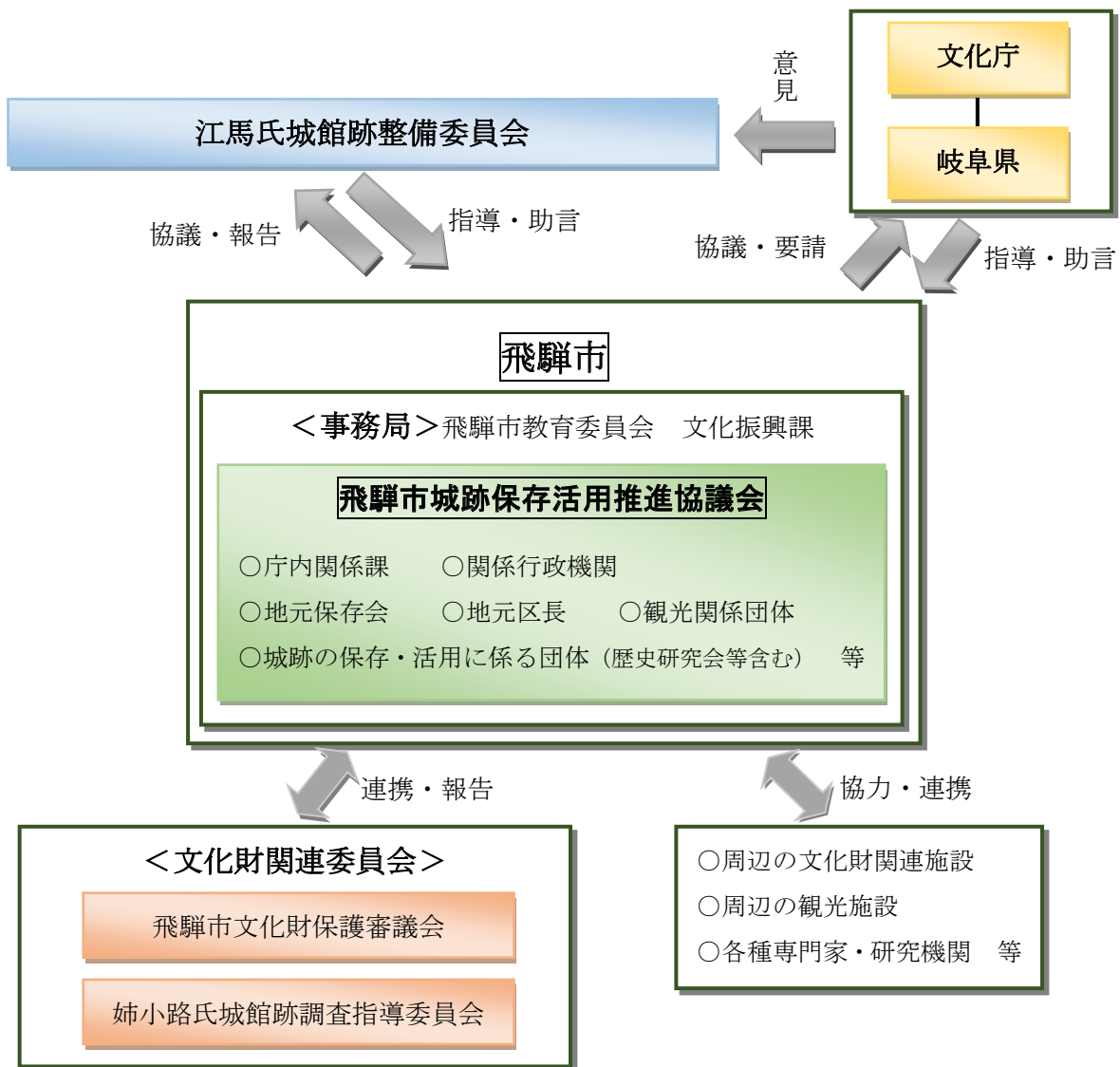


図 9-1 保存活用の体制イメージ

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 実施すべき施策

第6～9章に定めた各項目の方向性・手法について、実施すべき施策の項目を定め、実施の道筋、期間等を示す。10年後までを目途とする短期的に実施すべき施策としては、現時点から継続的に実施しなければならない事項の他、喫緊の課題であるもの、短期的に目標が達成できるものが挙げられる。中・長期的（10年後～30年後を目途に）に実施すべき施策としては、短期計画の実施内容を踏まえて次の段階として行うもの、すぐには目標達成が難しいが将来的に実現すべきものが挙げられる。これらを踏まえて、以下に短・中・長期計画と実施すべき項目を整理する。

第2節 短期計画

保存（保存管理）については、露出遺構の景石等について保存状況の経過観察を継続して実施する。未調査の遺構の内容確認のための測量調査や発掘調査等も必要に応じて行う。傘松城跡の追加指定も短期の中で達成したい。

活用については、現在の活用事業を継続的に発展しつつ、地域利用の活性化や観光利用の促進のためにパートナー協定制度を確立し、史跡等に係る関係者を増やす。

整備については、下館跡及び名勝に関わる要素を適切に維持修繕し、専門家の意見を取り入れながらふさわしい修景を実施する。その時々で必要な修繕を実施しながら、中・長期に予想される大規模修繕や再整備を見据えて復元施設の保存状況を継続的に経過観察・調査を実施する。山城跡についても、見学路やサイン類等の環境整備を計画的に実施し、見学しやすい環境を整える。

運営体制については、まずは市が中心となり、関係機関・地域・各種民間団体が広く協力・連携できる体制づくりを確立したい。

第3節 中・長期計画

保存（保存管理）については、継続して実施した経過観察の成果に基づいて、景石等の保存処置を実施する。確認調査等で検出された遺構の保存や周辺環境や景観保全に関する全市的な施策の検討も課題である。

活用としては、史跡等全体のガイダンス施設整備した上で地域を越えたネットワーク的な活用を実施することが目標である。また、パートナー協定制度をより発展させ、市内外を含めた様々な人々が関係しつつ、民間・地域が事業の主体となって活用を推進できる体制を目指す。

整備としては、上記のガイダンス施設整備に加え、会所や主門といった復元建物の大規模改修の可能性や未公有化地区の公有化と整備の可能性が考えられる。また、山城跡の発掘調査とそれに基づく遺構整備も計画する。これらの推進のため、継続的な諸要素の経過観察や調査研究を行い、必要性や実施すべき手法を検討しながら計画的に整備を実施する。特に再整備を含む大規模な整備は、発掘調査・整備基本計画策定が前提となるが、実施箇所・内容を吟味して行う。

運営体制については、地域・民間団体がより事業の中心となり、活発な活動が自発的に推進される体制確立を目指したい。ただし、保存（保存管理）・活用・整備のいずれについても継続的に調査研究を実施することが前提であり、そのために必要な専門職員の配置や調査・整備の体制についても継続的に配慮する。

表 10-1 施策の総括的实施計画

項目	短期	中・長期
保存（保存管理）	・露出遺構、復元建物等の諸要素の経過観察 ・未調査箇所遺構の内容確認のための調査 ・傘松城跡の追加指定	・経過観察に基づいた保存処置・再整備 ・調査成果に基づいた遺構の保存 ・景観や周辺環境に関する保全施策の展開
活用	・継続的な講演会、普及啓発イベントの開催 ・現地ガイドの養成等、地域利用の促進 ・観光利用の促進 ・パートナー協定制度の確立	・民間、地域主体の活用体制に移行し、積極的な活用を推進 ・名勝、ガイダンス施設等を核とする、地域を超えたネットワーク的活用の確立
整備	・下館跡及び名勝の適切な維持管理、修景 ・山城跡の環境整備、高原諏訪城跡調査	・遺構復元施設（会所・主門等）の大規模改修 ・ガイダンス施設整備 ・山城跡の発掘調査と遺構整備
運営体制整備	・関係機関、地域、各種民間団体との協力体制構築及び、情報共有を推進する体制づくり	・地域、民間団体がより主体的に保存活用を推進する体制の確立

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

第1章-第4節-（1）「本計画の位置づけ」で示したとおり、本計画は固定的・静的なものではなく、ひとつの「循環の体系（サイクル）」の中で捉えている。史跡等の本質的価値の定義・把握を踏まえ、保存の措置を経て日常的な管理へと回帰する大きな円環を構成している。

現在の第2段階から第3段階に進化・発展するため、本計画に定めた各事項を実践し、その中で定期的な経過観察（モニタリング）を行うことで、当初の理念に立ち返り、現状を適切に把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。経過観察における点検・分析の結果は、計画に定めた内容及び実際の方法・施策にフィードバックさせ、定期的な見直しを行うことも必要である。

よって、史跡等の保存活用の経過観察を的確に行い、事業の関係者間において目標達成のための意識を高め、相互の連携及び計画を円滑に進めるために、自己点検を定期的の実施する必要がある。

第2節 経過観察の手法

第6～9章に定めた各項目の方向性・手法について経過観察の具体的な手法を以下のとおり示す。

（1）自己点検表

自己点検にあたっては、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（文化庁文化財部記念物課、2015年）に掲載されている自己点検表を活用する。ただし、当該自己点検表は全国的な基準で作成されているので、それに加えて史跡 江馬氏城館跡・名勝 江馬氏館跡庭園に対応する形で、表11-1の通り独自の自己点検表を別途作成した。この点検表は、本計画で定めた保存・活用・整備・運営体制整備のそれぞれの方向性・手法に関して、実現状況を把握するための指標を特定し、自己点検の段階における達成状況を5段階評価で点検できるようになっている。

（2）具体的な点検時期と事業への反映

年に1回、委員会において上記の自己点検表を活用し、事業経過を報告する。その評価に応じて今後の短期、中・長期の事業計画にフィードバックし、実施方針・実施手法の見直しを行う。点検表の内容も、今後の事業内容の進捗や整備委員会の指導により随時見直しを行う。

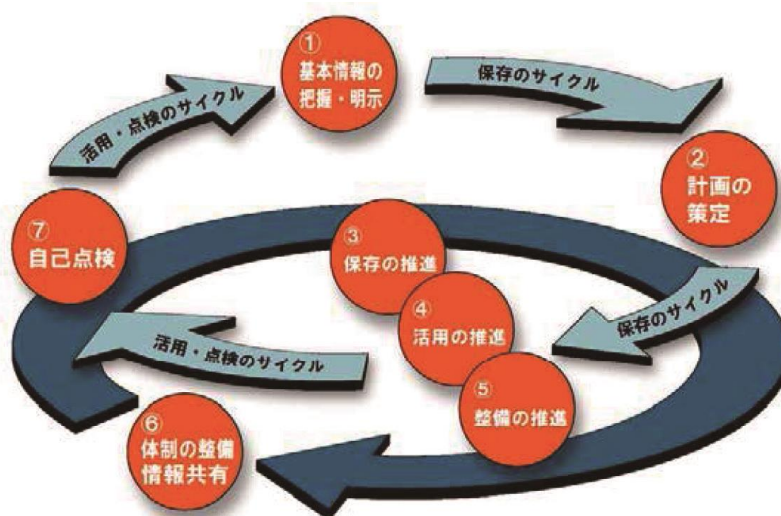


図11-1 史跡のマネジメントの循環過程（サイクル）のイメージ

※『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』より

表 11-1 江馬氏城館跡に関する自己点検表

項目	地区	評価項目（細）	評価指標	点検 期間	達成度 (1～5)	達成度の理由
保存 (保存管理)	下館跡	露出遺構の経過観察	現況調査を行い、保存状態を把握しているか	1年		
		遺構表示施設の経過観察	専門家、委員会等指導も含めて現況確認を行っているか	1年		
		公園施設（管理施設、便益施設、樹木等）の経過観察	専門家、委員会等指導も含めて現況確認を行っているか	1年		
		集落地区関係	遺構の保存は確実に進められているか、現状変更等の手続きや基準に関する住民の理解は十分か	3年		
		景観保全の施策	実施に向けた検討を行っているか	5年		
	山城跡	城郭遺構の把握	十分に行っているか	3年		
	全域	追加指定・公有化	方針に沿って適切に行っているか	5年		
活用	下館跡	主催活用イベント	年1回以上行っているか	1年		
		学校教育利用	年1回以上行われているか	1年		
		生涯学習における活用	年2回以上行われているか	1年		
	山城跡	上記3種の活用項目のうちいずれか	年1回以上行われているか	1年		
	下館跡	地域における利用	年1回以上貸館事業として実施されているか	1年		
	全域	観光利用	計画に沿って方策を実施・検討しているか	1年		
整備	下館跡	遺構表示施設の維持管理	適切に実施しているか	1年		
		遺構表示施設の修理 (管理で対応できない場合)	修理にむけた事業化の対応・内容の検討を行っているか	3年		
		復元建築物・復元構造物	大規模修繕に向けた準備・検討は十分か	3年		
		公園施設の整備	来訪者の安全性、利便性は十分か	1年		
		全体の修景	委員会指導に基づいて適切に実施しているか	1年		
	山城跡	主郭部、視点場からの眺望	十分確保されているか	3年		
		サイン整備	整備、管理状況は十分か	1年		
		登山道・園路	整備、管理状況は十分か	1年		
		ソフト整備	実施に向けた検討を行っているか	3年		
		遺構整備	実施に向けた検討を行っているか	5年		
運営体制整備	—	専門職員配置	1名以上文化財部局に在籍し、史跡等の保存活用の主担当もしくは指導的立場にあるか	1年		
		整備委員会開催	年1回以上開催し、現状の報告や保存活用に関する専門的指導を受けているか	1年		
		推進協議会開催	年1回以上開催し、関係者の意見調整を行っているか。	1年		
		保存活用計画遂行	計画に基づいて各種事業を実施しているか	3年		

※点検表は事業の進捗状況に合わせ、委員会の協議によって随時更新する。

引用・参考文献

- 葛谷鮎彦 1970 『中世江馬氏の研究』
- 伊藤要太郎 1971 『匠明五巻考』 鹿島出版会
- 江馬史蹟保存会 1935 『飛驒と江馬氏』
- 太田博太郎 1971 『匠明』 鹿島出版会
- 大平愛子 2002 「江馬氏館跡」『考古学ジャーナル』 ニューサイエンス社
- 岡村利平編 1909 『飛州志』（長谷川忠崇編『飛州志』（享保年間））
- 神岡町 1978 『広報かみおか』 縮刷版
- 神岡町教育委員会 1979 『江馬氏城館跡発掘調査概報』
- 神岡町教育委員会 1981 『江馬氏城館跡 保存管理計画策定報告書』
- 神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室 1995 『江馬氏城館跡』
- 神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室 1996 『江馬氏城館跡Ⅱ』
- 神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室 1997 『江馬氏城館跡Ⅲ』
- 神岡町教育委員会 1998 『江馬氏城館跡Ⅳ』
- 神岡町・神岡町教育委員会 1999 『史跡江馬氏城館跡整備基本構想』
- 神岡町・神岡町教育委員会 1999 『史跡江馬氏城館跡整備基本構想概要書』
- 神岡町・神岡町教育委員会 2000 『史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画』
- 神岡町教育委員会 2001 『江馬氏城館跡Ⅴ』
- 川上貢 1998 『日本建築史論考』 中央公論美術出版
- 川上貢 2002 新訂『日本中世住宅の研究』 中央公論美術出版
- 環境庁 1988 「第3回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書（岐阜県）」
- 岐阜県教育委員会 2005 『岐阜県中世城館跡総合調査報告書』 第4集
- 岐阜県 2015 『第13次宮・庄川地域森林計画書（宮・庄川森林計画区）』
- 小島道裕 1996 「江馬氏下館と江馬氏一文献史料による考察」『江馬氏城館跡Ⅱ』 神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古研究室
- 小島道裕 1998 「文献史料による考察（補足）」『江馬氏城館跡Ⅳ』 神岡町教育委員会
- 小島道裕 2003 「江馬氏館と江馬氏一室町期国人領主と館一」『国立歴史民俗博物館研究報告』 第104集 国立歴史民俗博物館
- 財団法人文化財建造物保存技術協会 1975 『重要文化財 薬師堂修理工事報告書』 重要文化財薬師堂修理委員会
- 佐伯哲也 2018 『飛驒中世城郭図面集』 桂書房
- 柴田忠太郎 1937 『高原郷土史』
- 澁澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所 1984 新版『絵巻物による日本常民生活絵引』 第二巻 平凡社
- 高岡徹 1990 『富山県大山町中世城館調査報告書』 大山町教育委員会
- 高岡徹 1998 「佐々成政の飛驒高原郷侵攻について」『飛驒春秋』 450
- 地質調査所 1957 『5万分の1地質図幅 船津 金沢（10）第44号』

- 地質調査所 1959 『5万分の1地質図幅 東茂住 金沢(10)第36号』
- 地質調査所 1975 『5万分の1地質図幅 飛騨古川 金沢(10)第43号』
- 地質調査所 1981 『5万分の1地質図幅 白木峰 金沢(10)第35号』
- 飛騨市教育委員会 2010 『江馬氏城館跡VI』
- 飛騨市教育委員会 2010 『史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備工事報告書』
- 飛騨市教育委員会 2011 『神岡町史 史料目録編』
- 三好清超 2012 「江馬氏下館跡庭園の発掘調査成果について」『遺跡学研究』第9号
- 吉川需編 1983 『日本の名勝』庭園Ⅰ 講談社